

平成 11 年度厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)  
『被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究』(H10-子ども-029)  
(主任研究者:庄司順一青山学院大学教授)

## 分担研究報告書

柏女 靈峰(淑徳大学社会学部教授)

### 児童相談所における被虐待児童処遇の あり方に関する研究( )

分担研究者	淑徳大学柏女靈峰
協力研究者	聖学院大学中谷茂一
同	明治学院大学村田典子
同	日本子ども家庭総合研究所才村純
同	子どもの領域研究所尾木まり
同	淑徳大学小木曾宏
同	明治学院大学松原康雄

#### [ 研究要旨 ]

本研究は、児童相談所における被虐待児童処遇の実態、特に専門職員の関わり及び関係機関とのネットワークの形成に焦点を当てつつ、実態調査、事例調査、ヒアリング調査等を通じて明らかにするとともに、効果的な援助のあり方について考察・提言することを目的とする3か年継続研究である。

2年度目に当たる今年度は、平成10年度に実施した全国児童相談所を対象とする実態調査(所票調査:厚生省と共同実施。)及び事例調査(個票調査)の詳細な分析を行うとともに、今年度を実施した被虐待児童事例に対する児童相談所の関わりに関する質問紙及びヒアリング調査結果の概要について報告し、児童相談所における被虐待児童への援助の実情や課題について詳細な把握を行った。3研究の概要は、以下のとおりであった。

#### [研究1] 児童相談所における児童虐待への取り組みの実態

本研究では、全国174の児童相談所を対象に、厚生省と共同で平成10年度に実施した「児童虐待に対する児童相談所の取り組みの実態」に関する調査(所票調査。概要は厚生省から報告済み。)について、さらに詳細な分析を行った。

その結果、通告義務等に関する広報啓発活動、迅速な立入調査に向けた事務手続きの改善、初期介入における迅速な機関決定とチーム対応、夜間・休日における一時保護所での児童の受入れ等については、おおむね適切な対応がなされていると考えられる一方で、施設入所措置後における施設からの報告聴取や施設への定期的訪問、他機関との定例的な会議の開催状況等については低調であること、強制引き取り事例が少なくないこと、家庭引き取り後のフォローアップが不十分であることなど、いくつかの課題を残していることも明らかとなった。

また、自由記述においては、他機関との連携や地域におけるネットワーク構築の必要性を指摘する意見や、法的対応において申立てから決定までの期間の短縮化を求める意見、スタッフの充実等児童相談所の体制強化を求める意見、児童相談所と司法機関における機能の分離や親権制限ケア受講命令制度の導入等、抜本的な法整備を求める意見などが多く提起されており、運用、法制度の両面において検討すべき課題の多いことが改めて示唆される結果であった。

## [研究 2] 児童相談所における被虐待児童処遇のあり方について～事例調査を通じて～

本研究では、平成 10 年度に報告した『児童相談所における被虐待児童に対する処遇実態調査(事例調査)』のクロス分析及び検定等を行い、ケース処遇を困難にする要因や困難度、専門職員の関わり、関係機関・施設との連携、児童相談所内のチームワーク形成の特徴について明らかにすることを目的とした。

その結果、一時保護を行った児童虐待事例の 7 割以上が、一般的な他事例と比較して困難であると認識されたが、一時保護経験を含む児童相談所との関わりが長期的に繰り返されている実態や、保護者への援助の拒否、施設措置への同意取得の困難、施設への強引な引き取り要求、児童相談所・施設に非協力的、保護者が虐待の事実を認めない等、保護者への対応の難しさがケース処遇を困難にしている要因であることが示唆された。

また・専門職員の関わり・関係機関・施設との連携、所内のチームワークの形成については、「保護者への援助等に対する拒否」の有無が大きく影響していることが明らかになった。担当職員は、「保護者への援助等に対する拒否があった」場合、多くはひとりで援助していくことに困難を感じ、専門職員の関わり、関係機関・施設との連携、所内のチームワークの形成を求めていることが示唆された。

これらの結果、被虐待児童事例は他の事例に比べて困難と認識されている割合が高く、それは主として「保護者の拒否」によるところが大きいことがわかった。また、職員そのものも多くの援助を必要としていることが示唆され、保護者の拒否に対応する制度的担保とともに、児童相談所内部のチームワーク体制及び関係機関とのネットワーク体制の整備が必要と考えられた。

## [研究 3] 児童相談所における被虐待児童処遇のあり方について～処遇困難事例に関する質問紙及びヒアリング調査を通じて～

本研究は・今年度実施した調査に基づく研究である。前年度の研究結果を踏まえ、対応に苦慮した虐待事例について事例研究を行い、児童相談所内の体制、関係機関とのネットワーク、担当者の職務状況、特に時間的・心理的負担についてヒアリングを実施し、虐待事例におけるより詳細な連携状況や処遇上職員が感じている点について分析を深め、現状と今後の課題を考察することを目的とした。

調査時期は平成 11 年 9 月～平成 12 年 2 月。質問紙は郵送法で行い、回収後ヒアリングを実施した。全国の児童相談所のうち、都道府県、中央とそれ以外、専門職採用、政令指定都市のバランスを勘案し、20 か所を対象として選定し、平成 10 年度に受理した児童虐待事例のうち、当該年度中に一時保護し、次の 4 つの条件を原則としてすべて満たす事例を各所 1 事例選定してもらい質問紙とヒアリングを行った。併設の保護所で一時保護を行った後、施設入所措置・里親委託に至った事例。保護者が児童相談所の援助に対して強い拒否感を示し、援助する上で大変困難であった事例。事例検討会や連携した対応を頻繁に行った事例。児童の年齢(当時)は、小学校入学以前の幼児であった事例。

調査票は、事例の概要、関わりの時系列記述、事例の総括の 3 つに大きく分かれ、事例の総括の主な内容は、関係機関とのネットワーク保護者への対応、所内の体制、担当者の負担感、虐待事例対応における制度的課題であった。その結果、以下の点が確認された。

(1) 他機関とのネットワーク形成については機能的な面があり、成功すれば効果を発揮するが、一方で・関係者間の処遇方針や事実認識の違いにより意思疎通が困難になったり、トラブルや過度のプレッシャーがかかる逆機能も発生しがちであり、多くは児童相談所が中心となって関係する最少限の機関と連携をとりつつ援助を行っている実態であった。

(2) 保護者との関係においては、保護者が調査や面接に協力的でない場合、担当者の時間的・心理的負担が大きいことが確認できた。

(3) 担当者をサポートする所内体制とスーパービジョンに関しては、所内で担当者をサポートする体制や複数体制ができている事例がある一方、児童福祉司が中心となって相談員や心理判定員と連携をとりつつ対応している場合がほとんどであり、特に担当の児童福祉司が事例を抱え込まざるを得ない状況のなかで苦悩、葛藤を抱えている事例が多くみられた。

(4) 担当者は・いずれの事例でも・時間的・心理的負担を感じており、時間的負担感としては、人員の絶対数の不足からくる担当ケースの多さに加え、関係機関との連絡調整に多くの時間を費やしている。また、原則は複数担当制であっても、実際には担当者のみがケースに対応している場合も多く、事例によっては、所内での相談が、システム上存在しても活用できていない場合もあった。

心理的負担感としては、保護者の同意取り付けや引き取り要求への対応の過程でストレスを受けている状況であり、休日・夜間の対応も必要となる虐待事例の特性からも負担感が生じていることが確認できた。

(5) 最後に制度面での課題として、保護者が調査・指導に任意で対応している状況では効力に欠けることから、児童相談所の権限の法的整備や、児童相談所のみで対応するのは無理であるとして、保護後の子どもと親へのケア機関の充実、家庭裁判所や警察をより積極的に有効活用ができる制度改革を望む声が多く出された。

以上のように、今年度は、昨年度に実施した全国の児童相談所に対する運営実態調査及び事例調査(個票調査)の分析、処遇困難事例 20 事例に関する質問紙及びヒアリング調査の分析の 3 つの研究を実施した。いずれの調査も、児童相談所及び個々の職員が、多くの困難と時間的・心理的負担を背負いつつ・児童虐待事例に対して援助を行っている実情を浮かび上がらせている。また、困難や負担を軽減するための制度面、運用面の両方に渡る改善事項も指摘されている。これらを含め、今年度研究においては、児童相談所における児童虐待対応の実際と課題について多面的に浮かび上がらせることができた。

児童ソーシャルワーカーは、子の権利と親の権利という両側の谷の間の細い尾根道を縦走する登山家にもたとえられる。それは、児童の福祉に携わる専門職であるソーシャルワーカーの宿命ともいえるが・現状は・この尾根道は狭く、また、整備不良である。尾根道を拡充・整備し、登山家の負担を軽減することが求められる。それが行政の責任である。とともに、登山家たるソーシャルワーカーも、その技術を磨く努力を惜しんではならない。児童虐待に関する制度研究と臨床研究が必要とされている。

最終年度は、今年度調査について詳細な分析を進めるとともに、これらの 3 調査を統合し、先行研究や他の研究成果も踏まえつつ、児童相談所における被虐待児童処遇のあり方について総合的考察・提言を行うこととしている。

## [研究1]

# 児童相談所における児童虐待への 取り組みの実態

## A. 研究目的

平成10年度、厚生省と共同して「児童虐待に対する児童相談所の取り組みの実態」に関する調査を実施しその概要が厚生省から報告されたが、本研究では、昨年度において未集計となっている児童福祉主管課対象分及び児童相談所対象分の内の自由記述部分について整理を行うとともに、昨年度の調査結果についてさらに詳細な分析・考察を加えることにより、児童相談所の取り組みの実態をより明確にし、制度運用上の課題を整理することを目的とした。

## B. 研究方法

昨年度、厚生省と共同実施した調査の概要は以下のとおりであり、今年度は、その詳細な分析を行った。

1. 都道府県・指定都市児童福祉主管課対象調査  
都道府県・指定都市の児童福祉主管課に対し、通告義務等に関する広報・啓発活動の状況や立入調査に係る事務手続き、夜間休日における一時保護所への受け入れ状況、その他要望事項等についてアンケート用紙を送付、回答を得た。
2. 児童相談所対象調査

原則として平成9年度に厚生省報告例に「虐待」として計上した事例の取り組み状況、擬携やチーム体制の状況、死亡事例の概要、その他要望事項等についてアンケート用紙を送付、回

答を得た。

## C. 研究結果～調査結果の概要

調査票の回収状況は、都道府県・指定都市、児童福祉主管課59ヶ所、児童相談所174ヶ所であり、いずれも回収率は100%であった。調査結果の概要及び考察は、以下のとおりである。

### 1. 児童福祉主管課対象調査

(1) 通告義務等に関する広報・啓発活動の状況  
広報・啓発活動を行っているところが48ヶ所(81.4%)、行っていないところが11件(18.6%)であった(表-1)。広報・啓発の具体的な内容では、手引きやハンドブックの作成(27ヶ所)が最も多く、次いでリーフレットやパンフレットの作成(23ヶ所)、都道府県広報誌への掲載(20ヶ所)、市町村への広報依頼(7ヶ所)、ラジオ・テレビによる広報(7ヶ所)、講演会やシンポジウムの開催(7ヶ所)等となっており、多様な広報啓発活動が展開されているといえる(表-2)。

### (2) 立入調査に係る事務手続き

任用時に身分証明書を交付し平素携帯させている都道府県・指定都市が実施予定を含め56ヶ所(94.9%)、立入調査の指示権限を児童相談所長に委任しているところが委任予定を含めて53ヶ所(89.8%)であった(表-3、表-5)。「委任を考えていない」と回答したところについても、3ヶ所は既に事務決裁規程等により立入調査の指示権限を児童相談所長の専決事項と定めており、事実上は児童相談所長に委任されているに等しく、これらを含めると56ヶ所(94.9%)の都道府県で児童相談所長が立入調査の指示権限を有していることになる。なお、残り3ヶ所は「委任しなくても迅速な指示が可能」と回答していた(表-4、表-6)。

### (3) 夜間・休日における児童の一時保護所への受け入れについて

身柄付き通告と虐待ケースのみ夜間・休日に受け入れるとした児童相談所が1ヶ所、これらに限定せず必要なケースは全て受け入れるとした児童相談所が59ヶ所(98.3%)であった。いずれにしろ、虐待ケースについては、全ての都道府県・指定都市において児童を受け入れている(表-7)という結果であった。

## 2. 児童相談所対象調査

### (1) 相談の受付・処理状況

受理件数が5,570件、処理件数が5,352件であり、218件が年度末において未処理となっていた。処理種別では、施設入所措置が1,166件(21.8%)、里親委託が32件(0.6%)、面接指導3,622件(67.7%)(うち児童福祉司指導272件、5.1%)、その他532件(9.9%)であった。全ケースにおける平均処理比率は、施設入所措置が7.1%、児童福祉司指導が1.1%であり、虐待ケースでは、他のケースに比べ施設入所措置が約3倍、児童福祉司指導も約5倍であった(表-8)。

### (2) 通告・相談受理時の対応

「臨時の受理会議」を開催しているところが62ヶ所(35.6%)、「即日管理者に報告・相談させる」ところが64ヶ所(36.8%)、「ケースにより受理会議、ケースにより管理職」としているところが17ヶ所(9.8%)であった。「その他」(20ヶ所)と回答した児童相談所のうち、最も多かったのは「必要に応じ会議を開催」(13ヶ所)、次いで「必要に応じ随時管理職に相談」(2ヶ所)であった。「虐待対応班を設け、通告の受理後直ちに虐待対応班で検討している」と回答した児童相談所が1ヶ所あった(表-9)。

### (3) 立入調査件数(平成9年度実施分)

厚生省は、いわゆる第434号通知や第13号通知等により、保護者の協力が得られない等必要な場合は躊躇なく立入調査を行うよう指導しているが、平成9年度における立入調査件数は、8児童相談所で16件であった(表-10)。

### (4) 一時保護・一時保護委託の状況

一時保護・一時保護委託件数は1,647件で、うち1,386件(84.2%)が一時保護、261件(15.8%)が一時保護委託であった。平成9年度における受理ケース全体に占める一時保護・一時保護委託の比率は平均5.4%であるのに対し、虐待ケースでは受理件数の30.0%が一時保護・一時保護委託となっていた(表-11)。

### (5) 法第28条、法第33条の6及び保全処分の申立て状況

児童福祉法第28条に基づく申立てが61件、法第33条の6に基づく申立てが2件、保全処分(親権者の職務執行停止及び職務代行者選任)の

申立てが12件であった。決定内容は、第28条で認容、却下、係属中、取下げが、それぞれ37件(60.7%)、1件(1.6%)、7件(11.5%)、16件(26.2%)、第33条の6で認容1件、却下1件、保全処分で認容6件(50.0%)、取下げ6件であった。申立てから結審までの所要平均期間は、第28条では平均4.6ヶ月、保全処分では2ヶ月であった(表-12)。

### (6) 施設入所後の対応

#### 保護者への対応苦慮の状況

強引な引き取り要求等、平成9年度において保護者への対応に苦慮した児封目談所は87ヶ所、件数は237件にのぼっている。対応に苦慮したケースを持たない児童相談所が半数ある反面、対応に苦慮したケースを抱えたところはその多くが複数の対応困難ケースを抱えていた(表-13)。

#### 施設との連携

##### (ア) 施設在籍児童数(平成10年11月1日現在)

平成10年11月1日現在、施設在籍児童数は67,609人、うち「虐待」を主たる理由として入所した児童が4,399人で、全体の6.5%であった。本調査では、あくまで「虐待」を主たる理由として施設入所した児童数をカウントしており、実際はこれよりも多くの被虐待児が入所していると思われる。ちなみに、高橋らは、児童養護施設入所児童に関する調査で、新規入所する児童の約2割に相当する児童が入所措置後初めて虐待を受けていたことが判明している旨の報告を行っている(表-14)。

##### (イ) 施設との定期的な情報交換

施設からの定期的な報告については138ヶ所、79.4%の児童相談所が徴収していたが、年2回以上徴収しているところは37ヶ所、21.3%にとどまっていた。また、報告徴収を行っていないか無回答のところも36ヶ所、20.6%みられた。また、施設への定期的な訪問調査を実施している児童相談所は130ヶ所、74.7%であった。訪問回数は、年1回が89ヶ所、68.5%が最も多かった(表-15、表-16、表-17、表-18)。

また、施設からの定期的な報告徴収と施設への定期的な訪問調査とのクロス集計では、厚生省の指導どおり「定期的訪問及び年2回以上の報告徴収」を行っていたのは32ヶ所(18.4%)にとどまり、「年1回の定期的訪問、年1回の報告

徴収」が53ヶ所(30.5%)と最も多かった。次いで「定期的訪問をせず、年1回の報告徴収」が16ヶ所(9.2%)、「定期的訪問を行うが報告徴収せず」が11ヶ所(6.3%)、「定期的訪問も報告徴収も行っていない」が11ヶ所(6.3%)という状況であった。一方、定期的訪問、報告徴収ともに年12回以上行っているところも3ヶ所あった(表-19)。

#### (ウ)施設との必要に応じた連携

事例検討会議において検討された児童数は全体で11,174人、在籍児童数の16.5%となっているのに対し、被虐待児童については、1,376人、全被虐待児童の31.3%となりており、被虐待児童の場合、他の児童に比し事例検討会議に付される率が高くなっていた。また、児童相談所が施設に対し技術的支援を行った児童数についても、全体では15,134人(22.4%)であるのに対し、被虐待児童は2,003人(45.6%)と多かった。さらに、児童相談所の精神科医や心理職員が治療・指導を行った児童も、全体では4,247人(6.3%)であるのに対し、被虐待児童は834人(19.0%)と約3倍の高率となっていた(表-20)。

#### (7)施設入所措置解除及び里親委託解除の状況

平成9年度に施設入所措置された児童数は1,166人、同年度施設入所措置を解除された児童数は710人であった。児童養護施設における児童全体の新規入所件数、措置解除件数はそれぞれ6,248人、6,129人(平成9年度厚生省報告例)となっており、入所、退所のバランスがほぼ保たれているのに対し、被虐待児の場合、入所より退所が少なくなっていた(表-21)。解除の理由として親子関係の改善が236人(33.3%)と最も多かったが、他は自立・就職99人(14.0%)、措置変更137人(19.3%)、保護者を変えての引き取り30人(4.2%)、虐待者との離婚・別居に伴う家庭引き取り16人(2.3%)等、いずれも他施設への措置変更か虐待者以外による引き取りとなっていた(表-22)。

なお、親の引き取り要求にやむなしとして家庭引き取りさせる、いわゆる強制引き取りが112人(15.7%)、児童が家庭復帰を強く希望したことによる措置解除が11人(1.5%)みられた。

#### (8)解除後の指導状況

解除後の指導では、フォローアップを行わなかったとする回答が195件(27.3%)と最も多く、

次いで児童福祉司指導が124件(117.5%)であった。また、児童福祉司指導と併せて児童委員や保健センター、福祉事務所等地域の関係機関に指導を委託・依頼した事例は67件(9.4%)にとどまっていた(表-23)。

#### (9)機関連携

他機関との定例的な会議の開催状況

定例的な会議を開催している児童相談所が91ヶ所(52.3%)、開催していないところが73ヶ所(42.0%)であった(表-24)。

個別事例における機関連携

個別事例における援助の各段階で児童相談所が機関連携を図った機関で多いもの上位3つを調査したが、啓発活動では、福祉事務所、学校、児童委員の順となっていた。相談・通告、調査、指導では、いずれも学校、福祉事務所、保育所・幼稚園の順であった。また、一時保護では学校、福祉事務所、警察、施設入所時では児童養護施設、福祉事務所、学校の順であった。全体的に、学校や保育所・幼稚園など、児童に日常的に接している機関及び福祉事務所との連携が多かった。一時保護については警察との連携も多かったが、これは身柄付き通告に伴う警察による一時保翻弄までの移送によるものと思われる(表-25)。

警察との連携

児童や児童相談所の担当者等への加害に備えるためには、警察との連携は極めて重要であり、厚生省も第434号通知や児童相談所運営指針等でこの旨指導を行っている。平成9年度に受理した事例で警察との連携を図ったのは135ヶ所、532件であり、児童相談所の77.6%、受理した虐待相談の9.6%となっており、児童相談所の多くが警察との連携を図っていた。連携の内容で最も多かったのが通告に伴うものであり(95ヶ所、全児童相談所の54.6%)、次いで立入調査に向けた事前協議(45ヶ所、25.9%)、家庭引き取り後の見守り(41ヶ所、23.6%)の順であった(表-26)。

#### (10)チーム体制の有無

状況により複数職員で対応している児童相談所が138ヶ所(179.3%)と最も多かったが、18ヶ所(10.3%)の児童相談所においてチーム体制がとられていなかった(表-27)。

### 3. 「自由記述」結果の概要

#### (1) 立入調査

被疑事実がなかった場合における免責規定がないことや、調査拒否にあった場合の調査の実効性の担保が不明確なことへの戸惑いに関する意見が多く出された(29件)。また、警察官等による同行・立会等、警察の協力や弁護士、医師等関係機関との連携に基づく立入調査が必要とする意見が多く出されており(34件)、児童相談所だけで立入調査を決断することや立入調査権を行使することへの当惑感が強く窺えた。

さらに、立入調査の実施と保護者への指導が同機関で行われることの矛盾を指摘する意見も多かった(11件)。また、マニュアルや事例集等により立入調査権行使の半漸基準を明確にすべきだという技術面での支援を求める意見も多かった(14件)。なお、法第28条申立ての前提としての立入調査だけではなく、事実関係の確認のための調査にも拡大すべく明文化を求める意見も6ヶ所から出されていた(表-28)。

#### (2) 法第28条や法第33条の6等の法的対応

申立てから審判終結までの期間が長過ぎるとする意見が非常に多かった(54件)。また、一時保護委託が長期化することによる施設側の財政負担を懸念する意見も多かった(11件)。さらに、弁護士との連携が図れる体制整備を望む声も多かった(30件)。また、これら法的対応を行ったケースにおいては、保護者を指導・治療ベースにのせるのが困難なことから、司法機関によるケア受講命令を望む意見も多かった(19件)(表-29)。

#### (3) 警察との連携

警察との連携が不可欠とする意見が39件、立入調査への同行を望む意見が18件と、警察との連携を強く望む意見が多かったが、一方で、警察と児相の虐待に関する認識の差(42件)や警察による対応のばらつき(6件)を指摘する意見も多かった(表-30)。

#### (4) その他の機関連携

「関係機関の円滑な連携を図るにはネットワークの構築が必要」とする意見が多かった(41件)。しかし、現実には前述したように、ネットワーク構築の素地となる関係機関との定例的な会議

を開催している児童相談所は約半数にしか過ぎない。

また、通告や保護者へのケア等で保健所、医療機関との連携の必要性を指摘する意見も多かった(12件)。なお、保育所、学校は通告に消極的という意見も9件みられるが、前述の警察との連携においても虐待の認識に関する警察と児相間の意識の差や警察間の対応のばらつきを指摘する意見が多く、必ずしも機関連携がスムーズにしているとはいえない現状が窺える。また、機関連携は必要としながらも、プライバシーの保護に懸念を表する意見が9件みられた(表-31)。

#### (4) その他の意見・要望

スタッフの充実・強化といった児童相談所の体制強化を求める意見(22件)、親権制限の強化や強権機能と援助機能の分離、保護者の精神的ケアのための受講命令など、法律の抜本的整備を求める意見(24件)、関係機関や国民への啓発の必要性を指摘する意見(12件)、研修会の開催等国の技術的支援を求める意見(6件)、施設の体制強化を求める意見(8件)などが多く出された(表-32)。

### D. 考察

児童相談所における虐待相談件数が急増するなか、児童相談所による適切な対応が喫緊の課題となっている。このため、厚生省も、児童福祉法改正をはじめ、適切な法運用に向けた通知の発出、児童相談所運営指針の大幅改定、子ども虐待対応の手引きの作成等を通じて、児童相談所の取り組み強化に向けた施策の充実を図っている。今回の調査は、これらの施策が都道府県・指定都市の児童福祉主管課及び児童相談所の取り組みにどのように反映されているかその実態を把握することにより、今後の施策のあり方検討に資することを目的に実施したものである。その結果、次のような事柄が明らかとなった。

#### 1. 虐待問題に関する広報・啓発活動

児童虐待への対応では早期発見・早期対応が肝要であり、そのためには国民の虐待問題への正しい理解と通告義務の周知が不可欠である。このため、厚生省では平成10年3月、通知(「児童虐待に関し緊急に対応すべき事項について」平成10年3月31日付児企第13号厚生省児童家

庭局企画課長通知。以下「13号通知」という。)を発出し、都道府県は国民の通告義務について自ら広報・啓発に努めるとともに、より住民に身近な市町村においてもあらゆる媒体を通じて周知を図るよう指導及び協力依頼するよう求めている。

今回の調査では、約8割の都道府県で手引きやハンドブックの作成、リーフレットやパンフレットの作成、都道府県広報誌への掲載など、多様な広報・啓発活動が展開されていることが判明したが、厚生省が指導している市町村への広報依頼は7ヶ所にとどまっていた。また、自ら広報・啓発を行っていない都道府県が約2割もあった。平成11年度、厚生省では住民啓発用のビデオ及びパンフレットを作成したが、これらの積極的活用も含めて一層の広報・啓発活動が望まれる。

## 2. 組織的対応

### (1) 通告受理時の対応

通告受理時には、迅速な対応に加えて、緊急介入の要否半断や対応方針の決定等について客観性がより強く求められることから、厚生省では13号通知や児童相談所運営指針等を通じて、通告受理した場合における即日の受理会議の開催や管理者への報告・相談等、今後の対応方針に関する即日の機関決定を行うよう求めている。

今回の調査では、「臨時の受理会議の開催」、「管理者への即日の報告・相談」、「ケースにより受理会議、ケースにより管理者への報告・相談」等、その対応は多様であるが、概ね対応方針に関する組織的決定がなされていることがわかった。なお、「その他」と回答した20ヶ所の児封目談所のうち15ヶ所が「必要に応じ会議を開催するか管理職に報告させている」旨の回答を行っているが、会議に諮ったり管理職に報告すべきかどうかは担当者の恣意的な判断に委ねられていると考えられ、すべての虐待事例について組織的決定がなされるよう改善する必要があるものと思われる。

### (2) チーム体制

虐待事例への介入に当たっては、リスク度の判定や緊急保護の要否判断等においてより高度な客観性が求められること、職員に対する保護者の加害等の危険性があること等から、複数職員によるチーム体制による対応が不可欠であり、

厚生省では13号通知や児童相談所運営指針等においてこの旨の対応を求めている。今回の調査では、一部の児童相談所を除き、概ねチームによる対応がなされていることがわかった。

## 3. 立入調査

平成9年度、8児童相談所において16件の立入調査が行われている。迅速な立入調査に向け、厚生省は434号通知(「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」平成9年6月20日付児家434号厚生省児童家庭局長通知。以下「434号通知」という。)を発出し、迅速な立入調査に向け、立入調査時に携行する吏員の身分証明書の平素携帯及び立入調査の指示権限の児童相談所長への委任を指導している。今回の調査においては、いずれも概ね実行されていることが明らかとなった。なお、厚生省では、434号通知及び13号通知等により、児童の福祉を最優先して必要な場合における立入調査の積極的実施を図るよう求めているが、今回の調査の自由記述では、被疑事実がなかった場合における免責規定がないこと、調査拒否にあった場合の調査の実効性の担保が不明確なこと、警察や弁護士、医療機関との連携が不十分な中で児童相談所だけで立入調査を決断・実行せざるを得ないこと、立入調査の実施と保護者への指導が同一機関で行われることに矛盾があること、立入調査権行使の判断基準が不明確であること等、立入調査に対する当惑感が強く表明されており、運用、制度の両面において検討すべき課題の多いことが示唆された。

厚生省が平成11年3月に作成した「子ども虐待対応の手引き」では、立入調査の要否判断の基準や立入調査の留意事項等について詳しく説明しており、今後本手引きの積極的活用により運用面での改善が期待される。

なお、法第28条の申立てを前提とした立入調査だけではなく、事実関係の確認のための調査にも拡大すべく明文化を求める意見も6ヶ所から出されている。厚生省は434号通知で、立入調査は必ずしも法第28条の承認の申立てを行った場合だけではなく、虐待の事実の蓋然性、児童保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案し、第28条の申立ての必要性を判断するための調査についても可能だとする弾力的解釈を示したが、運用解釈のみならず法律上の明文化についても検討が必要と思われる。

#### 4. 一時保護、一時保護委託

受理件数に占める一時保護・一時保護委託の比率は、虐待事例の場合、他の事例に比べ約6倍も高く、虐待事例における問題の緊急性、深刻さを伺わせる結果となっている。なお、夜間・休日における被虐待児童の一時保護所への受け入れについては、すべての都道府県で受け入れが可能であった。

#### 5. 法第28条、法第33条の6の申立て

法第28条の申立てが急増しているのに対し、法第33条の6の申立ては依然少ない。今回の調査で初めて保全処分申立て件数が明らかになったが、その状況は12件であった。同申立ては、本来第33条の6の申立てを本案とするものであるはずであり、本調査において本案が保全処分申立てより少ない理由は不明である。434号通知では第28条を本案とした事件で保全処分が認容された判例を参考として掲げており、これを踏まえて第28条を本案とした保全処分が増えたとも考えられるが、今後は、保全処分申立ての前提となる本案の内訳についても調査する必要があるものと思われる。

本申立て制度に関する自由記述では、申立てから審判終了までの期間が長過ぎるとする意見が非常に多く出されており、また、弁護士との連携が図れる体制整備を望む意見や司法機関によるケア受講命令を望む意見も多かった。

厚生省は13号通知で、審判が長期化する場合は児童養護施設への、言について積極的に検討するよう述べているが、一時保護委託が長期化することによる施設側の財政負担を懸念する意見も多かった。厚生省は親縁の強引な引き取り要求があった場合には、一時保護又は一時保護委託に切り換えるとともに、第28条の申立てを行うよう13号通知や児童相談所運営指針等で指導を行っていることも考慮すると、今後ますます長期の一時保護委託事例が増加するものと思われる。

特に、入学支度金や教材費等教育関係諸経費は現行の委託単価に積算されておらず、早急に対応策を検討する必要があるものと思われる。

#### 6. 処遇

虐待事例では、他の事例に比べ施設入所措置が約3倍、児童福祉司指導が約5倍も多くなり、虐待事例における問題の深刻さと多くの労力が割かれていることをあらためて窺わせ

る結果となっている。

#### 7. 施設入所措置後の対応

##### (1) 対応苦慮の状況

約半数の児童相談所が、強引な引き取り要求等保護者への対応に苦慮している。しかも、対応に苦慮した事例を抱えたところは、その多くが複数の対応困難事例を抱えていた。一方、対応に苦慮した事例を持たない児童相談所も半数ある。このような児童相談所間格差の背景には、児童相談所側の姿勢の違いもあるのではなからうか。つまり、児童の福祉を最優先して取り組んだ結果、親との対立構造が不可避であった児童相談所がある一方で、親の主張に妥協してしまっている児童相談所もあるのではないか。さらに、親との信頼関係の構築に向け粘り強いソーシャルワークを展開した児童相談所がある一方で、そのような努力が不足しているところもあるのではなからうか。いずれにしろ、さらなる実態の把握と児童相談所間格差是正に向けた指導が必要と思われる。

##### (2) 施設との連携の状況

児童相談所運営指針では、措置した児童の経過を把握するため、児童福祉施設等から児童の養育状況に関する報告を年2回程度徴し、また定期的に訪問したり、合同で会議を行う等相互の連携を十分図ることとされている。

これに対し、報告を年2回以上徴し、定期的に施設を訪問している児童相談所は32ヶ所(18.4%)にとどまるとともに、いずれも全く実施していないところが11ヶ所(6.3%)みられるなど、措置した児童の把握が十分行われているとは言い難い現状が浮かび上がってきた。今後、その原因等について詳細な調査が必要と思われる。

また、事例検討会議における検討、児童相談所による施設への技術的支援、児童相談所の精神科医や心理職員による治療・指導等、擧計目談所と搬が連携を行った事例の比率は、被虐待児童の場合、いずれも他の児童に比し数倍も多くなっており、必要に応じて児童相談所が施設と連携を図るべく努力していることがわかった。

#### 8. 措置解除および措置解除後のフォローアップ

他の事例では、年間の新規施設入所措置件数と措置解除件数がほぼ同数であるのに対し、虐待の措置解除件数は新規入所措置件数の約6割

にとどまっております。施設入所期間の長期化を示唆する結果となっている。児童処遇の困難さを物語っているといえよう。

措置解除の理由は、親子関係の改善が約3割で最も多くなっているものの、他は自立・就職、措置変更、保護者を変えての引き取り、虐待者との離婚・別居に伴う家庭引き取り等、いずれも他施設への措置変更が虐待者以外による引き取りであり、虐待者との親子関係の再構築の困難さを物語っている。

なお、親の引き取り要求にやむなしとして家庭引き取りさせる、いわゆる強制引き取りも15%にのぼっている。これらは、措置解除の合理的理由なしにやむなく解除したものであるが、高橋らは、強制引き取りにより家庭復帰した殆ど全ての児童が施設入所前と同程度もしくは重度の虐待を受け、3分の1が施設への再入所を余儀なくされていると報告しており、これら家庭復帰後のリスクを考慮すると、強制引き取りを避けるべきことは言うまでもない。もとより、法第28条の承認に基づき入所措置をとった事例については引き取りを拒否できることを厚生省は434号通知により明らかにしているが、親権者の同意による入所措置であっても引き取りが不相当と判断される場合であって、親権者が強引に引き取りを主張する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴取するとともに、一時保護又は一時保護委託に切り換え、速やかに法第28条の申立てを行うよう「児童虐待対応の手引き」では述べており、今後この旨の徹底を図ることが必要である。

庄司らは乳児院の退所児童についてその後の死亡事例を把握し、これらを踏まえ退所後1年が特にハイリスクな時期であることを指摘している。乳児院のみならず、いずれの施設であっても家庭引き取り後の一定期間は不安定な時期であることに変わりはなく、一定期間のフォローアップが必要なことは論を俟たない。

しかし、現実には、解除後フォローアップを行わなかったとする回答が195件(27.3%)と最も多くなっている。措置解除したすべての事例が虐待親の元に帰っているわけではないが、たとえ他の施設への措置変更であっても、児童にとっては環境が激変し、精神的にも不安定になりがちなことから、フォローアップは必要と考えられる。

また、家庭引き取りのケースについては、とりわけインテンシブなフォローアップが求めら

れるが、これを児童相談所だけで行うには限界があること、加えて機関連携に基づく多面的・総合的な支援が必要なこと等から、児童福祉司指導と併せて、児童委員や保健センター、福祉事務所等地域の関係機関に指導を委託・依頼することが妥当と考えられる。しかし、児童福祉司指導と並行した他機関への指導の委託・依頼した事例は約1割にとどまっております、フォローアップにおける機関連携の必要性について一層の周知が必要と考えられる。

## 9. 機関連携と地域ネットワーク

個別事例における具体的な連携や役割分担については、実務者レベルによる随時の処遇検討会議(ネットワーク会議)において決定されることになるが、これら機関連携を効果的かつ円滑に行うためには、関係機関による定例的な会議を開催し、各機関間で児童虐待問題に関する認識の共有化を図り、地域に根ざした対応策を協議するとともに、各機関の機能や限界等について相互に理解し合い、信頼関係を樹立することが重要である。また、虐待の早期発見・早期対応を図るためにも定例的な情報交換の場が必要となる。

機関連携に関する自由記述では、虐待に関する各機関間の認識のズレが機関連携の大きな障壁となっているとし、関係機関の円滑な連携を図る上でネットワークの構築が必要とする意見が多く出されていた。しかし、現実には、ネットワーク構築の素地となる関係機関との定例的な会議を開催している児童相談所は約半数でしかなく、その原因の把握と効果的な対策が検討課題となろう。また、今後は各事例の必要性に応じた随時の処遇検討会議(ネットワーク・セッション)の開催状況等についても把握する必要があるものと思われる。

## 10. その他の課題

その他自由記述では、虐待事例に適切に対応できるための条件として、児童相談所や施設の体制強化が必要とする意見が多く出されており、現状

## 集 計 結 果

### 1. 都道府県・指定都市 児童福祉主管課対象

表-1 都道府県・指定都市における広報・啓発の状況

	箇所数	%
行っている	48	81.4
行っていない	11	18.6
合 計	59	100.0

表-2 広報・啓発の内容（複数回答）

内 容	箇所数
手引き、ハンドブックの作成	27
リーフレット、パンフレットの作成	23
都道府県広報紙への掲載	20
市町村に広報依頼	7
ラジオ、テレビでの広報	7
講演会、シンポジウムの開催	6
関係機関連絡会議等において理解を求める	4
その他 （ポスターの作成、事例集の作成、インターネットによる広報等）	4

表-3 立入調査時に傾向する身分証明書の交付状況

	箇所数	%
任用時に交付、平素携帯	57	96.6
立入調査の都度交付	2	3.4
合 計	59	100.0

※「任用時に交付、平素携帯」には11年度からの実施予定1ヵ所を含む

表-4 任用時に交付、携帯させていない理由

立入調査の必要なケースがない	1ヶ所
無記入	1ヶ所

表-5 立入調査指示権限の委任状況

	箇所数	%
委任している	46	77.9
委任する予定	7	11.9
委任は考えていない	6	10.2
合 計	59	100.0

表-6 立入調査指示権限を委任しない理由

事務決裁規程等により児童相談所長の専決事項としているため	3ヶ所
委任しなくても迅速な指示が可能	3ヶ所

の児童相談所や施設では限界に来ていることを示唆する結果となっている。法制度のあり方と併せて、児童相談所や施設の体制のあり方についても検討していく必要がある。

[註]

1)高橋重宏ほか「児童養護施設における被虐待・ネグレクト体験児童に関する研究」『平成9年度日本子ども家庭総合研究所紀要』第34集日本子ども家庭総合研究所1998

2)高橋重宏ほか「児童養護施設入所児童の強制引き取りに関する研究」『平成10年度日本子ども家庭総合研究所紀要』第35集日本子ども家庭総合研究所1999

3)庄司順一ほか「乳児院における被虐待児の実態および乳児院退所後の問題」『平成10年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書(第5/6)』1999

表-7 夜間・休日における児童の一時保護所への受け入れ状況

	箇所数	%
身柄付き通告と虐待ケースのみ	1	1.7
警察からの身柄付き通告のみ受け入れ	0	0.0
上記に限定していない	58	98.3
受け入れていない	0	0.0
合 計	59	100.0

## 2. 児童相談所対象

表-8 虐待相談の受付・処理件数

		件数	%
受 理 件 数		5,570	—
処 理 件 数	施 設 入 所 措 置	1,166	21.8
	児童養護施設	925	17.3
	乳児院	160	3.0
	児童自立支援施設	21	0.4
	情緒障害児短期治療施	28	0.5
	その他の施設	32	0.6
	里 親 等 委 託	32	0.6
	面 接 指 導	3,622	67.7
	助言指導	1,854	34.7
	継続指導	1,382	25.8
	他機関あっせん	114	2.1
	児童福祉司指導	272	5.1
	そ の 他	532	9.9
	合 計	5,352	100.0

表-9 即日の機関対応の実態

	箇所数	%
臨時に受理会議を開催している	62	35.6
即日管理職に報告・相談させている	64	36.8
ケースにより受理会議、ケースにより管理職	17	9.8
そ の 他	20	11.5
必要に応じ受理会議	13	
必要に応じ管理職に相談	2	
虐待対応班を設置しており、即日対応班 で検討	1	
その他	4	
無 回 答	11	6.3
合 計	174	100.0

表-10 立入調査件数（平成9年度実施分）

16件（8カ所）
----------

表-11 一時保護・一時保護委託件数

	件 数	%
被虐待児童一時保護件数	1,386	84.2%
被虐待児童一時保護委託件数	261	100.0
児童養護施設	176	15.8%
乳児院	37	
児童自立支援施設	5	
情緒障害児治療施設	0	
障害児関係施設	2	
その他施設	4	
警察署	9	
その他	23	
不明	5	
合 計	1,647	—

表-12 28条、33条の6 及び保全処分の申立件数

28条申立			33条の6申立			保全処分申立		
申立件数	61件	100.0	申立件数	2件	100.0	申立件数	12件	100.0
認容	37件	60.7	認容	1件	50.0	認容	6件	50.0
却下	1件	1.6	却下	1件	50.0	却下	0件	0.0
係属中	7件	11.5	係属中	0件	0.0	係属中	0件	0.0
取下げ	16件	26.2	取下げ	0件	0.0	取下げ	6件	50.0

表-13 保護者への対応苦慮の状況

あり (237件)	87カ所	50.0%
1件	39	
2～4件	32	
5件以上	16	
なし	83カ所	47.7%
無回答	4カ所	2.3%
合計	174カ所	100.0%

表-14 施設在籍児童数

施設在籍児童数	67,609人
内被虐待児童数※	4,399人
比率	6.5%

※「虐待」を主たる理由として施設入所した児童数

表-15 施設からの定期的な報告徴収の有無

	箇所数	%
報告徴収している	138カ所	79.4%
報告徴収していない	22カ所	12.6%
無回答	14カ所	8.0%
合計	174カ所	100.0%

表-16 施設からの定期的な報告徴収の頻度

	箇所数	%
年1回	88カ所	63.8%
年2回	16カ所	11.6%
年3～5回	11カ所	7.9%
年6～11回	0カ所	0.0%
年12回～	10カ所	7.2%
無回答	13カ所	9.5%
合計	138カ所	100.0%

表-17 施設への定期的な訪問調査の有無

	箇所数	%
定期的訪問を実施している	130カ所	74.7%
定期的訪問を実施していない	30カ所	17.2%
無回答	14カ所	8.1%
合計	174カ所	100.0%

表-18 施設への定期的な訪問調査の頻度

	箇所数	%
年1回	89 箇所	68.5%
年2回	19 箇所	14.6%
年3～5回	5 箇所	3.9%
年6～11回	2 箇所	1.5%
年12回～	5 箇所	3.8%
無回答	10 箇所	7.7%
合計	130 箇所	100.0%

表-19 定期的報告徴収の状況と定期的訪問の状況に関するクロス集計

		定期的報告徴収							合計
		年1回	年2回	年3 ～5回	年6 ～11回	年12回 ～	実施 せず	無回答	
定 期 的 訪 問	年1回	53 (30.5)	8 (4.6)	7 (4.0)		4 (2.3)	10 (5.7)	7 (4.0)	89 (51.1)
	年2回	8 (4.6)	3 (1.7)	2 (1.1)		3 (1.7)	1 (0.6)	1 (0.6)	19 (10.9)
	年3 ～5回	3 (1.7)		1 (0.6)				1 (0.6)	5 (2.9)
	年6 ～11回	2 (1.1)							2 (1.1)
	年12回～		1 (0.6)			3 (1.7)		1 (0.6)	5 (2.9)
	実施せず	16 (9.2)	2 (1.1)	1 (0.6)			11 (6.3)		30 (17.2)
	無回答	6 (3.4)	2 (1.1)					16 (9.2)	24 (13.8)
	合計	88 (50.6)	16 (9.2)	11 (6.3)		10 (5.7)	22 (12.6)	27 (15.5)	174 (100.0)

( )内は%

表-20 必要に応じ施設と児童相談所が連携を図った児童数及びその割合

	児童数	% (※)	内被虐待児	% (※※)
事例検討会議で検討された児童数	11,174	16.5	1,376	31.3
児相が技術的支援を行った児童数	15,134	22.4	2,003	45.6
児相の精神科医、心理職が指導・治療	4,247	6.3	834	19.0
その他の形態で連携を図った児童数	7,973	11.8	664	15.1
不明	22	0.0	—	—

※ 必要に応じ連携を図った児童数の施設在籍児童数全体に占める割合

※※必要に応じ連携を図った被虐待児童数の施設在籍被虐待児童数全体に占める割合

表-21 措置解除・里親委託解除件数

	件数	%
児童養護施設	447	63.0
乳児院	151	21.3
児童自立支援施設	33	4.6
情緒障害児短期治療施設	29	4.1
障害児関係施設	16	2.3
その他施設	6	0.8
里親委託	28	3.9
合計	710	100.0

表-22 措置解除・里親委託解除の理由

	件数	%
親子関係の改善	236	33.3
親の引取要求に児相がやむなしと判断	111	15.6
親の引取要求に施設がやむなしと判断	1	0.1
その他の解除理由	223	31.4
自立・就職	99	14.0
保護者を変えて家庭引取	30	4.2
虐待者との離婚・別居により家庭引取	16	2.3
児童が強く家庭復帰を希望	11	1.5
養子縁組成立	6	0.8
成人施設へ入所	6	0.8
他児相へケース移管	8	1.1
28条申立により一時保護委託	4	0.6
その他	43	6.1
措置変更	137	19.3
満年齢による施設変更	44	6.3
施設不適應による施設変更	34	4.8
里親委託	23	3.2
経過良好のため施設変更	6	0.8
就労・自立に向けての準備	2	0.3
その他	28	3.9
不明	2	0.3
合計	710	100.0

表-23 措置解除・里親委託解除後の指導状況

	件数	%
児童福祉司指導として指導を継続	124	17.5
児童福祉司指導以外で指導を継続	72	10.1
児童委員に指導を委託	1	0.1
福祉事務所に指導を委託	33	4.6
その他の機関に指導を委託・依頼	62	8.7
他児相に指導を依頼	22	3.1
出身施設に指導を依頼	11	1.5
その他	29	4.1
児相の指導と並行して他機関に指導を委託・依頼	67	9.4
その他のフォローアップ	30	4.2
フォローアップを行わなかった	195	27.3
保護者が拒否	15	2.1
人的余裕なし	15	2.1
その他	165	23.1
措置変更	129	18.1
合 計	713	100.0

表-24 他機関との定例的な会議の開催状況

	箇所数	%
定例的に会議を開催している	91	52.3
定例的に会議を開催していない	73	42.0
無回答	10	5.7
合 計	174	100.0

表-25 個別事例における機関連携（複数回答）

	1 位		2 位		3 位	
		%		%		%
啓発活動	福祉事務所	65.5	学校	63.8	児童委員	63.2
相談・通告	学校	71.8	福祉事務所	70.7	保育所・幼稚園	64.9
調査	学校	80.5	福祉事務所	73.0	保育所・幼稚園	71.3
一時保護	学校	66.7	福祉事務所	58.0	警察	50.6
指導	学校	66.1	福祉事務所	63.2	保育所・幼稚園	58.0
施設入所時	児童養護施設	66.7	福祉事務所	48.3	学校	44.8

表-26 警察との連携の内容（複数回答）

	箇所数	%
通告	95	54.6
一時保護する際の同行	29	16.7
一時保護中の引取要求に備えるための事前協議	13	7.5
立入調査に向けた事前協議	45	25.9
家庭引取後の見守り	41	23.6
施設入所中の引取要求に備えるための事前協議	12	6.9
家庭引取後の対応に向けた事前協議	22	12.6
立入調査時の同行	8	4.6
一時保護中の引取要求への対応	18	10.3
施設入所中の引取要求への対応	29	16.7
その他	31	17.8
連携したケースなし	35	20.1
無回答	4	2.3

※比率の母数は 174カ所

表-27 チーム体制の有無

	箇所数	%
チーム体制をとっていない	18	10.3
状況により複数職員で対応	138	79.3
その他	16	9.2
無回答	2	1.1
合 計	174	100.0

表-28 立入調査に関する自由記述

主 要 な 記 述 事 項	件
①調査権の行使にとまどい	49
被疑事実が確認されなかった場合の免責規定がないこと、調査を拒否した場合の強制力が不明確であり、実効性に乏しい	29
施設入所措置前提の立入であり、確認のための調査にも幅を広げるための明文化が必要	6
立入調査権行使の判断基準を明確にしてほしい（マニュアル、事例集等）	14
②警察官等による同行・立会い等の協力が必要	28
③立入調査の実施と保護者への指導が同一機関で行われることに矛盾	11
④関係機関との連携による立入調査	6
○警察、弁護士、医師等の関係機関と連携しながら調査を行うと実行性がある。	6

表-29 28条や33条の6等の法的対応に関する自由記述

主 要 な 記 述 事 項	件
①申立から審判終結までの期間が長いことへのとまどい	70
速やかな対応を	54
審判終結までの期間が長期化した場合、一時保護委託先の施設の財政負担が大きい。	11
審判終結までの期間が長期化した場合、長期にわたる児童の一時保護は通学保障、養育環境等から好ましくない。	5
②弁護士との連携が図れる体制整備が必要	30
③保護者を指導・治療ベースにのせるのが困難。審判結果にケア受講命令を課すべきである。	19
④事例集やマニュアル等により申立の判断基準を明確化してほしい	8

表-30 警察との連携に関する自由記述

主 要 な 記 述 事 項	件
①警察と児相では虐待に認識の差がある。共通の認識が必要	42
②警察との効果的でスムーズな連携は不可欠	39
③立入調査に同行してほしい	18
④警察からの通告を受けることで家庭に関わる根拠が明確になる	6
⑤警察署によって対応にばらつきがあるので、警察本部から徹底を図るべき	6

表-31 その他の機関連携に関する自由記述

主 要 な 記 述 事 項	件
①関係機関の円滑な連携を図るためのネットワークの構築が必要	41
②通告、保護者の治療等で保健所、医療機関との連携が重要	12
③機関連携は必要であるがプライバシーの保護に懸念	9
④保育所、学校は通告に消極的	9
⑤児童委員（主任児童委員）との連携がもっと必要	7
⑥ネットワーク構築のための研修経費が必要	6

表-32 その他の意見・要望

主 要 な 記 述 事 項	件
①法制度の抜本的整備	24
親権制限、保護者の精神的ケアのための受講命令等を含めた法律の抜本的整備が必要	15
児相が介入、指導・治療を行うことに矛盾。権能を分離すべき	7
虐待の定義の明文化が必要	2
②児童相談所の体制強化	22
スタッフの充実・強化を図るべき	22
③啓発	12
医師、学校等関係機関への通告義務等の啓発を積極的に行うべき	8
国民への啓発	4
④施設の体制強化	8
職員の最低基準の見直し	4
情短施設の整備	2
児童養護施設への心理職員の配置	2
⑤トラウマへの対応のための研修会等を国において開催	6

## [研究 2]

### 児童相談所における被虐待児童 処遇のあり方について～事例調 査を通じて～( )

#### A. 研究目的

児童相談所が対応した被虐待児童に関する相談・通告案件数は、平成2年度の1,101件から平成10年度には6,932件と8年間で6.3倍に激増している。児童相談所はその対応に相談・通告案件数以上に多くの時間とエネルギーを費やしていることが指摘されている。これに対応し、行政施策としても、この間、児童虐待ケースマネジメントモデル事業(平成8年度)、「子ども虐待防止の手引き」の作成(平成8年度)、児童虐待に関する児童福祉法の運用改善通知の発出(平成9年度)、児童福祉法改正による児童劇寺等処理困難事例への対応の強化(平成10年度から)、「子ども虐待対応の手引き」の作成(平成10年度)、児童虐待問題地域住民啓発ビデオ・パンフレットの作成、家庭支援体制緊急整備促進事業(平成11年度)などの対応が行われており、児童相談所における被虐待事例に対する対応の強化が求められている現状にある。

しかしながら、児童虐待事例の中心的機関となるべき児童相談所における児童虐待への対応の現状把握は十分ではなく、特に所内における各種専門職員のチームワーク体制及び警察や家庭裁判所、保健・医療機関等とのネットワーク体制の実情及びその課題の把握はこれまで十分になされていない。このため、地域や関係機関からは児童相談所の対応に不満が多く、また児童福祉の各般の問題に対応する行政機関である児童相談所としても、児童虐待のみに多大の時間とエネルギーを割くことが困難なため、児童虐待ネットワークの形成がなかなか進展しない現状にある。

そこで、児童相談所が対応した児童虐待事例について、相談・通告から処遇終結までの専門職の関わり、関係機関との連携の有り様を中心に分析し、児童虐待への児童相談所の関わりの実態について明らかにし、その問題点を改善することにより、児童虐待への効果的な処遇システム、ネットワーク・システムを構築するための基礎資料を得

ることを目的として調査研究を実施することとした。

今年度は、昨年度報告に、被虐待児童の処遇を困難にする要因や困難度、専門職員の関わり、関係機関・施設との連携、児童相談所内のチームワーク体制の特徴についてクロス分析を通じて明らかにされた結果を力押し、研究報告書としての完成版を作成した。

#### B. 研究方法

調査の概要は以下のとおりである。

##### 1. 調査対象

全国174ヶ所(調査日現在)の児童相談所(以下「児相」とする。)を対象に、平成9年度に受理した児童虐待事例(『養護相談』の中の『虐待』に分類された事例)5,352件のうち、当該年度中に一時保護(委託一時保護のみの事例を除く)を行った事例すべてを対象に行った。なお、当該年度中に2回以上時保護を行った場合には、調査時点から最も近い一時保護について回答してもらった。

調査対象事例を一時保護事例に限定したのは、当該事例には処遇困難事例が含まれ、他職種及び多くの関係機関の関わりがみられると想定したためである。

##### 2. 調査方法

平成10年10月～11月にかけて質問紙による郵送調査を行った。調査内容は、事例の概要、一時保護前の専門職、関係機関の関わり状況、一時保護中の専門職関係機関の関わり状況、一時保護解除後の状況および専門職、関係機関の関わり状況、当該事例に対する所内のチーム体制、当該事例の困難度等であった(調査票及び記入要領等については前年度報告書参照)。

#### C. 研究結果～調査結果の概要

調査票の回収児相数は168ヶ所で回収率96.6%、回収調査票は1,331票、うち有効回答は1,245票で有効回答率は93.5%であり、郵送法による調査としては回収率が極めて高かった。また、厚生省児童家庭局と共同で実施した「児童相談所におけ

る児童虐待に対する取り組みの実態に関する調査」によると、平成9年度に全国174の児童相談所で受けた通告・相談処理件数5,570件のうち約4分の1にあたる1,386件で一時保護を行っており、本調査の回収数1,331票はその96.0%に相当することから、平成9年度に一時保護を行った事例の概要が本調査で把握できたとと言えるだろう。

なお、今年度は継続研究の2年目であり、昨年度報告した単純集計結果を踏まえて、クロス分析及び検定等を行い、ケース処遇を困難にする要因や困難度、専門職員の関わり、関係機関・施設との連携、児相内のチームワーク体制の特徴について、特に明らかにしている。

## 1. 事例の概要

### (1) 事例の種別

児童が受けた主たる虐待の種別は、「身体的虐待」が45.0%、「不適切な保護・拒否」が41.8%で、「性的虐待」「心理的虐待」はどちらも6.6%となっている。また虐待が重複する場合の複数回答をみると、「不適切な保護・拒否」が最も多く59.5%、ついで「身体的虐待」が55.0%になっている(表1)。この数値は厚生省報告例の結果とはやや異なるが、本調査ではその対象を一時保護をした事例に限定したことによるものと考えられる。

虐待の種別を性別でみると、男児は女児に比べて「身体的虐待」や「不適切な保護・拒否」が多く、女児は男児に比べて「性的虐待」や「心理的虐待」が多いことがわかる(表1-1)。また、年齢別でみると、「身体的虐待」は3~5歳が22.0%、6~8歳が21.3%、9~11歳が20.9%、「不適切な保護・拒否」では9~11歳が22.3%、3~5歳が21.9%、6~8歳が21.2%となっており、「身体的虐待」「不適切な保護・拒否」のどちらも幼児から小学生にかけての比較的年齢の低い層に多い。一方、「性的虐待」は12~14歳が最も多く全体の50%を占め、次いで15歳以上が32.9%となっている。「心理的虐待」は12~14歳が最も多く26.8%、次いで6~8歳で19.5%、9~11歳が18.3%となっており、「性的虐待」や「心理的虐待」は比較的年齢の高い層に多いことがわかる(表1-2)。なお、児童年齢中、0~2歳児が一定数含まれている点は、今回の調査において対象外とされた「一時保護委託」がなされた事例が混在していることを示唆している。

れた事例が混在していることを示唆している。

### (2) 同居の家族構成

同居の家族構成では、父親は「実父」と同居している場合が最も多く44.3%、一方で「父なし」の場合も37.5%と多い。母親は「実母」が75.6%と圧倒的に多く、「母なし」は17.4%であった。

その他の同居家族では、「実のきょうだい」が61.3%と最も多く、「異父異母きょうだい」は21.9%である(表2)。

家族形態でみると「ひとり親(母)」が最も多く34.5%、次いで「両親とも実親」が25.1%、「父母のいずれかが実親」が22.3%となっている(表3)。この数値は、一般に指摘されるように、ひとり親世帯の全世帯に占める割合から勘案すると高いものとなっている。

また、家族の人数は「3人」が26.3%で最も多く、「4人」が25.5%で続いている(表4)。

### (3) 児童の通学・通園先

児童の通学・通園先は「小学校」がもっとも多く41.3%、次いで「中学校」が21.3%、「保育園」15.2%となっている(表5)。その他(108名)の記述のなかでは、本来ならば幼稚園が保育園に通園しているはずの3~5歳の児童の56人が「未就学」であったり、小学校に通う6~11歳の児童のうち12名が「不登校」や「自宅軟禁」等で学校に通学していない状態であった。また、15歳以上で「高校中退」や「無職」等の理由で通学も就職もしていない児童も15名存在している。

## 2. 一時保護前の状況について

### (1) 一時保護前の児相との関わり

一時保護前の児相との関わりについては、「関わりがあった」と答えたのは857ケースで全体の68.8%を占め、「関わりがなかった」と答えたのは388ケースで、31.2%であった(表6)。一時保護前の児相との関わりについて、保護者の対応別に有意差のみられた項目を挙げてみると、「保護者への援助に対して拒否があった」場合に「一時保護前に関わりがあった」割合が高く、「保護者への援助に対して拒否がなかった」場合に「一時保護前に関わりがなかった」割合が高かった(表6-2)。こ

れは、一時保護前に児相との関わりがあり、「保護者への援助に対して拒否がない」場合には、一時保護にうまく結びつけられる可能性が高いが、一時保護前に関わりがなかった場合は、保護者への援助も行われることなく（「保護者への援助に対する拒否」もなく）、緊急に一時保護が行われた可能性が高いことが示唆された。

一方で、「施設措置に保護者の同意が得られたか」や「保護者は虐待の事実を認めたか」という項目については有意差がみられなかった（表 6-1、表 6-3）。また、一般的な他事例と比較した場合の困難度別に有意差をみると、「大変困難」「やや困難」な場合に「一時保護前に関わりがあった」割合が高く、「他のケースと同様」「楽だった」場合に「一時保護前に関わりがあった」割合が低かった（表 6-4）。

「関わりがあった」と答えた 857 ケースのうち、初回の通告相談日から直近の一時保護までの期間をみると、「1 ヶ月～3 ヶ月」が最も多く 24.0%、次いで「3 日～14 日」が 11.8%、「1 年以上」が 11.3%と続いている（表 7）。また、約 17%が初回の通告より 2 年以上の関わりを持っていることが明らかになった。

初回の通告先に関しては、「教育機関」が最も多く 22.3%、次いで「福祉事務所」が 18.9%、「警察」10.9%の順になっている。その他、「同居の家族」「同居不明の家族」「地域住民」「非同居の親族」なども比較的多く挙げられている（表 8）。

初回通告を受けてからの児相の対応としては、「本人・家族の来所、電話、訪問による相談指導」が 48.4%と約半数を占め、「見守り、関係機関・施設との連絡調整等」が 25.8%、「通告直後に一時保護」を行った割合は 24.4%である（表 9）。

ここで留意すべき点として、前述の初回の通告相談日から直近の一時保護までの期間と、「通告直後に一時保護」を行った件数を比較した場合、「通告直後に一時保護」を行ったとしているのが 210 ケースもあるのに対して、初回の通告相談日から直近の一時保護までの期間を 0～2 日としたのは 48 ケースに過ぎなかったという点が挙げられる。この初回の通告相談日から直近の一時保護までの期間が 0～2 日であるのは、その多くが身柄付き通

告に近い事例と考えられる。この期間と、「通告直後に一時保護」という児相の対応の数の差を考えると、調査票記入段階で、初回の通告相談日と一時保護に関わる通告とが十分区分されなかったための結果であると考えることができる。

次に、初回通告を受けてからの児相の対応として多かった「本人・家族の来所、電話、訪問による相談指導」の回数をみると、「来所」は「1 回」が 27.5%で最も多く、平均値は 0 回を除くと 4.1 回で、最高値は 45 回である。「電話」は「5～9 回」が 19.8%で最も多く、平均値は 0 回を除くと 9.6 回、最高値は 100 回である。「訪問」は「1 回」が 19.5%で最も多く、平均値は 0 回を除くと 5.4 回で、最高値は 50 回という結果になっている（表 10）。

## (2) 直近の一時保護までの状況

直近の一時保護までの一時保護の有無については、「ある」が 32.9%、「ない」が 65.6%となっている（表 11）。一時保護をしたことが「ある」場合の回数は、「1 回」が 63.5%と最も多く、平均値は 1.8 回で、一時保護をした回数 of 最高値は 30 回である（表 12）。また、一時保護の期間の平均日数は 19.5 日、最高値は 171 日である（表 13）。

一方、直近の一時保護までの施設措置の有無については、「ある」が 17.2%、「ない」が 70.4%となっている。施設措置をしたことが「ある」場合の施設種別は、「児童養護施設」が 76.9%で圧倒的に多く、次いで「乳児院」が 15.6%となっている（表 14）。その他の記述では、「里親委託」「情緒障害児短期治療施設」がそれぞれ 6 ケース、4.1%となっている。

以上を、一時保護までの対応の状況とあわせて考えると、調査時点で約 3 分の 1、また今後の対応の可能性を含めるとさらに多くの事例で、相当程度の関わりの繰り返し及び長期的な関わりがなされていることが指摘できる。

## (3) 一時保護前の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無

一時保護前の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無については、「ある」が 86.9%、「ない」が 12.1%で、多くの場合何らかの形で他機関・施設と連携していることがわかった（表 15）。

一時保護前の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無について、有意差がみられた項目を挙げてみると、「保護者への援助に対して拒否があった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が高く、「保護者への援助に対して拒否がなかった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が低いという結果であった(表 15-2)。一方で、「施設措置に保護者の同意が得られたか」や「保護者が虐待の事実を認めたか」という項目については有意差がみられなかった(表 15-1、表 15-3)。また、事例の困難度別に有意差をみると、「大変困難」「やや困難」「他のケースと同様」の場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が高く、「他のケースに比べて楽だった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が低かった(表 15-4)。

関係機関・施設との連絡・調整・会議が「ある」と答えた場合の連携先については、「学校」が 61.9%、「福祉事務所(家児相)」が 54.9%、「警察」が 30.1%の順であった(表 16)。その他の記述では、「他の児相」が 20 ケース、「福祉事務所」でも「家児相」ではなく、「生保担当ケースワーカー」が 15 ケース、「民生委員」が 11 ケースなどとなっている。また連携する際の中核機関・施設については、「無記入」が 66.2%で最も多く、これを選択肢に児相の項目がなかったため特に記入しなかったためと考えられ、児相が関係機関・施設と連携する場合には、自らが中核機関になっていると解釈するのが妥当であろう。

### 3. 一時保護中の状況について

#### (1) 児童・保護者に対応した職員

一時保護中、一時保護所職員以外で児童に対応した職員の有無については、児童への対応では「児童福祉司」が 90.4%で最も多く、「心理判定員」が 78.2%と続いている。一方、保護者への対応では「児童福祉司」が 96.2%で最も多く、主な担当者についても「児童福祉司」が 74.3%と高いことから、保護者への対応のほとんどを「児童福祉司」が担っているということがわかる(表 17)。また、保護者への対応の内容に関しては、「所内面接」が 73.3%、「電話」が 71.9%で、「訪問」が 46.3%と続

いている(表 18)。「所内面接」「電話」「訪問」のそれぞれが行われた回数をみると、「所内面接」は「1回」が 19.5%で最も多く、平均値は 0 回を除くと 3.1 回で、最高値は 47 回になっている。「電話」は「5~9回」が 16.9%で最も多く、次いで「2回」が 14.6%になっている。平均値は 0 回を除くと 5.2 回で、最高値は 60 回となっている。「訪問」は「1回」が 17.8%で最も多く、次いで「2回」が 12.9%になっている。平均値は 0 回を除くと 2.6 回で、最高値は 30 回である(表 19)。その他の対応の内容としては、「所外面接」が 17 ケース、「同行訪問」が 10 ケースとなっている。

クロス項目ごとに一時保護中の相談指導の平均回数と一時保護平均日数を比較すると、「保護者の施設措置への同意が得られなかった」り、「保護者への援助に対して拒否があった」場合に、相談指導のほとんどの項目の平均回数と「一時保護期間」で平均値以上の関わりがみられ、また、一時保護中、「関係機関との連絡調整を行った」り、「所内で虐待ケースに対するチーム体制が組まれた」場合に、相談指導のほとんどの項目の平均回数と「一保護期間」について、平均値以上の関わりがみられた(表 19-1)。

#### (2) 一時保護中の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無

一時保護中の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無については、「ある」が 81.1%、「ない」が 17.3%で、一時保護前と同様、何らかの形で他機関・施設と連携している場合が多くなっている(表 20)。

一時保護中の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無について、有意差がみられた項目を挙げてみると、「保護者への援助に対して拒否があった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が高く、「保護者への援助に対して拒否がなかった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が低いという結果であった(表 20-2)。一方で、「施設措置に保護者の同意が得られたか」や「保護者が虐待の事実を認めたか」という項目については有意差がみられなかった(表 20-1、20-3)。また、事例の困難度別に有意差をみると、「大変困難だった」場合

に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が高く、「他のケースと同様だった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が低かった(表 20-4)。

関係機関・施設との連絡・調整・会議が「ある」と答えた場合の連携先については、「学校」が 60.9%で最も多く、「福祉事務所(家児相)」が 44.9%、「児童養護施設」が 36.8%の順になっている(表 21)。その他の記述としては、「弁護士」が 21 ケース、「他の児相」が 14 ケース、「福祉事務所」の「生保担当ケースワーカー」が 13 ケース、「里親」が 12 ケースなどとなっている。また、その際、中核機関になった機関・施設についても、一時保護前と同様「無記入」が 66.2%で最も多く、児相が中核機関になる場合が多いことを示している。

### (3)一時保護の日数

直近の一時保護の日数については、「(1 ヶ月以上)2 ヶ月未満」が最も多く 25.6%、「(3 週間以上)1 ヶ月未満」が 17.4%、「(1 週間以上)2 週間未満」が 15.3%の順になっている。一時保護の平均日数は 29.8 日、最高日数は 300 日である(表 22)。この数値は、前述の直近の一時保護までに行った一時保護の期間の平均日数 19.5 日と比較すると、10 日以上も長くなっていることがわかる。

事例の困難度別に一時保護日数をみると、「大変困難」であった場合の一時保護の平均日数は 40.4 日で最も長く、また、虐待種別ごとの一時保護の平均日数は、「心理的虐待」が 37.7 日で最も長く、次いで「身体的虐待」が 31.1 日、「性的虐待」が 30.6 日、「不適切な保護・拒否」が 27.1 日の順であった(表 19-1)。

## 4. 一時保護解除後について

### (1)一時保護解除後の児相の処遇方針と実際の処遇について

一時保護解除後の児相の処遇方針では「施設措置」と示された割合が 64.3%で最も多く、次いで「継続指導」が 14.6%、「児童福祉司指導」が 8.0%の順になっている。その他の記述では、「家庭引き取り」が 27 ケース、「里親」が 21 ケースなどとなっている。これに対して、実際の処遇は、「施設措置」が 60.5%、「継続指導」が 13.7%、「児童福祉司

等指導」が 9.4%になっている(表 23)。その他の記述では、「家庭引き取り」が 39 ケース、「助言指導」が 24 ケース、「里親」が 21 ケースなどとなっている。したがって、実際の処遇では、その他を含めて約 4 割が家庭に戻っているという結果になっている。また、児相の処遇方針と実際の処遇を比べてみると、両者間に大きな差はみられないが、児相の処遇方針より実際の処遇の方が「施設措置」が 3.8%少なく、「児童福祉司等指導」が 1.4%増加している。これは、保護者や児童の同意が得られなかったケースが定数存在することを示唆している。

一時保護解除後の「児相の処遇方針」や「実際の処遇」について有意差がみられた項目を挙げてみると、「保護者への援助に対して拒否があった」場合、「児相の処遇方針が施設措置」の割合が低く、「保護者への援助に対して拒否がなかった」場合に、「児相の処遇方針が施設措置」の割合が高かった。この傾向は、「児相の処遇方針」より「実際の処遇」において顕著であり、援助の拒否があった場合、児相の処遇方針では「施設措置」であっても、保護者の同意を得ることができずに「実際の処遇」においては「継続指導」や「児童福祉司等指導」になった割合が高いことが示唆される(表 23-1)。一方で、「保護者が虐待の事実を認めていたか」については、「児相の処遇方針」「実際の処遇」ともに有意差はみられなかった(表 23-2)。

事例の困難度別に有意差がみられた項目を挙げてみると、「他の事例に比べて楽だった」場合に、「児相の処遇方針」「実際の処遇」ともに「施設措置」の割合が低かった(表 23-3)。児相の処遇方針や実際の処遇が「施設措置」だった場合の施設種別は、児相の処遇方針では「児童養護施設」が 80.6%で圧倒的に多く、残りは「児童自立支援施設」が 5.8%、「情緒障害児短期治療施設」が 3.6%になっている。実際の処遇でも、「児童養護施設」が 79.5%で圧倒的に多く、残りは「児童自立支援施設」が 5.8%、「情緒障害児短期治療施設」が 3.3%で、児相の処遇方針と実際の処遇の間にほとんど変化はみられない(表 23-4)。

### (2)一時保護解除後の処遇が「継続指導」「児童福祉司等指導」だった場合の児童・購者への対応一

時保護解除後の処遇が「継続指導」、「児童福祉司等指導」だった場合の児童・保護者へ対応した職員と主な担当者については、「児童福祉司」が96.5%でそのほとんどを占め、その他では「心理判定員」が32.4%となっている。主な担当者に関しても「児童福祉司」が71.1%を占めていることから、一時保護解除後の児童・保護者への対応も、一時保護中と同様「児童福祉司」がほとんど行っていることがわかる(表24)。また、児童・保護者への対応の内容に関しては、「電話」が76.0%で最も多く、「訪問」が61.3%、「所内面接」が47.0%の順になっている(表25)。それぞれについて実施された回数をみると、「電話」は「5～9回」が19.5%で最も多く、次いで「2回」が13.9%になっている。平均値は0回を除くと6.6回で、最高値は50回となっている。「訪問」は「1回」と「3回」が13.2%で最も多く、ついで「4回」が11.8%になっている。平均値は0回を除くと4.5回で、最高値は47回となっている。「所内面接」は「1回」が14.6%で最も多く、ついで「5～9回」が10.5%になっている。平均値は0回を除くと4.4回で、最高値は30回になっている(表26)。

### (3)一時保護解除後、児童が家庭に戻った後の状況

一時保護解除後、児童が家庭に戻った場合の援助形態については、最も多かったのが「来所なし」で44.9%と半数近くを占めている。一時保護解除後、児相が児童の生活する家庭にリーチアウトを行っている事例もあることを鑑みれば、この結果をもって、児相が適切なアフターケアを行っていないと即断することはできない。ただし、「来所なし」については、解除後の在宅状況で援助の拒否がとれていない事例も含まれていることには留意する必要がある。この場合には、児相以外の社会資源が「見守り体制」を作るための働きかけが児相に求められる。なお、実際に来所する場合は、「児童と保護者」での来所が28.6%、「保護者のみ」が11.8%、「児童のみ」が8.0%という結果になっている(表27)。

一時保護解除後の在宅での状況については、「保護者の虐待が予想以上に激化した」のは5.6%にとどまったが、「児童と保護者の関係が改善した」のは52.3%、と約半数でしかなく、36.2%は改善に至

っていない。また、23.7%は家庭に戻った後「援助の拒否」をしており、16.0%は「児童の問題行動が激化した」という結果になっている(表28)。家庭に復帰後の援助の困難さ、虐待の根深さを示す結果であるといえよう。

保護者の虐待の事実認知別に一時保護解除後の在宅での状況で有意差がみられた項目を挙げてみると、「保護者と児童の関係が改善しなかった」り、「保護者への援助に対する拒否があった」場合、「保護者が虐待の事実を認めない」割合が高かった(表28-2、表28-3)。

事例の困難度別に有意差がみられた項目を挙げてみると、「保護者の虐待が予想以上に激化した」り、「児童と保護者の関係が改善しなかりた」り、「保護者への援助に対する拒否があった」場合に、「大変困難だった」割合が高かった(表39-2、表39-3、表39-4)。一方で、「児童の問題行動の悪化」と事例の困難度には有意差はみられなかった(表39-5)。

### (4)一時保護解除後の処遇が「施設措置」だった場合の保護者の同意の有無等

一時保護解除後の処遇が「施設措置」であった場合の保護者の同意の有無については、「得られた」が93.0%で、「得られなかった」が5.2%であった(表29)。保護者の同意が得られた場合の保護者の種類については、「ひとり親の同意」が最も多く48.3%、次いで「両親とも同意」が38.0%となっている(表30)。前述の家族形態で、「ひとり親(父または母)」が48.6%、「両親とも実親」が25.1%であったことを考えると、「同意が得られた」場合は、「同居しているすべての親」から同意が得られた割合が高かったということがいえるであろう。ただし、共同親権者の一方の同意による入所の可能性も示唆されており、今後の制度運用・法解釈についての課題を改めて浮き彫りにしている。その他の記述では「祖父母」の同意が多くみられた。また、同意の困難度については、「難しくなかった」が58.6%で、「難しかった」が37.9%である(表31)。

一方、同意が得られなかった39ケースのうち、児童福祉法第28条の措置をとったのは24ケース、61.5%であり、同法第33条の6の措置をとったのは6ケース、15.4%である(表32)。なお、後者に

は保全処分のための申立ても含まれていると考えられる。

事例の困難度別に有意差のみられた項目を挙げてみると、「施設措置への保護者の同意が得られなかった」場合に、「大変困難だった」割合が高く(表 39-6)、「保護者の同意の取得が難しかった」場合に、「大変困難だった」割合が高かった(表 39-7)。

#### (5)一時保護解除後の処遇が「施設措置」だった場合の児童の状況

一時保護解除後の処遇が「施設措置」だった場合の児童の搬入所後の状況では、86.5%の児童が「施設に適応」し、また 84.5%の児童には「問題行動の悪化」がみられなかった。一方で、「保護者の行方不明・面会途絶」、「保護者の強引な引き取り」はそれぞれ 18.1%、12.4%で多くはなかったが、「保護者が児童相談所・施設に協力的」なのは 44.0%に過ぎず、50.1%と約半数は「児相・施設に協力的ではない」という結果である(表 33)。児童の施設入所後の保護者との関係について、児相や施設がかなり苦勞している様子が読みとれる。その他の記述では、「児童が親に会いたがる」や「保護者の面会が希薄・拒否」、「面会・電話が多すぎる」、「内密に面会・連れ出す」などがみられている。

事例の困難度別に有意差のみられた項目を挙げてみると、「児童が施設に適応しなかった」や「保護者の強引な引き取り要求があった」場合、「大変困難だった」割合が高かった(表 39-8、表 39-11)。逆に、「児童相談所や施設に協力的だった」場合、「大変困難だった」割合が低かった(表 39-12)。

一時保護解除後の状況では、家庭に戻った場合も、施設措置の場合も同様に、保護者の援助の拒否や施設措置への同意をしない、同意の取得が困難、強引な引き取り要求など、保護者の非協力的な態度が事例を困難とする要因となっていることが指摘できる。

#### (6)一時保護解除後の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無

一時保護解除後の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無については、「ある」が 67.8%、「ない」が 28.4%で、一時保護前、一時保護中に比べ

て他機関・施設と連携している割合が減少していることがわかる(表 34)。

一時保護解除後の関係機関・施設との連絡・調整・会議の有無について、有意差のみられた項目を挙げてみると、「保護者への援助に対して拒否があった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が高く、「保護者への援助に対して拒否がなかった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が低いという結果であった(表 34-2)。一方で、「施設措置に保護者の同意が得られたか」や「保護者が虐待の事実を認めたか」という項目については有意差がみられなかった(表 34-1、34-3)。

また、事例の困難度別に有意差をみると、「大変困難だった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が高く、「他のケースと同様」、「他のケースに比べて楽だった」場合に「関係機関・施設との連絡・調整・会議が行われた」割合が低かった。(表 34-4)

このうち関係機関・施設との連絡・調整・会議が「ある」と答えた場合の連携先については、「学校」が 50.7%、「児童養護施設」が 47.7%、「福祉事務所(家児相)」が 40.4%の順になっている(表 35)。その他の記述では、「他の児相」が 19 ケース、「弁護士」が 14 ケース、「情緒障害児短期治療施設」が 13 ケース、「福祉事務所」の「生保担当ケースワーカー」や「母子生活支援施設」が 9 ケースとなっている。また、その際中核機関になった機関・施設についても、一時保護前、一時保護中と同様「無記入」が 64.7%で最も多く、児相が中核機関になる場合が多いことを示していると考えられる。

#### 5. 所内の虐待ケースに関するチーム体制について

一時保護前、一時保護中、一時保護解除後、所内の虐待ケースに関するチーム体制については、「チーム体制を組んだ」と答えたのが、一時保護前、一時保護中それぞれ 55.7%、57.0%で過半数を超えたが、一時保護解除後は「チームを組まなかった」のが 52.0%で、「チーム体制を組まない」割合の方が高くなっている(表 36)。

所内の虐待ケースに関するチーム体制について、有意差のみられた項目を挙げてみると、一時保護前、一時保護中、一時保護解除後とも、「援助に対

して拒否があった」場合に「チーム体制を組んだ」割合が高かった(表 36-2)。一時保護解除後の状況では、「施設措置に保護者の同意が得られなかった」場合に、「チーム体制を組んだ」割合が高く、「保護者が虐待の事実を認めたか」という項目については、「保護者が虐待の事実を認めた」場合に「チーム体制を組んだ」割合が低く、「保護者が虐待の事実を認めなかった」場合に「チーム体制を組んだ」割合が高かった(表 36-1、表 36-3)。

また、事例の困難度別に有意差をみると、「大変困難だった」場合に「チーム体制を組んだ」割合が高かった(表 36-4)。

さらに、「チーム体制を組んだ」場合に関わりがあった職種は、一時保護前では「児童福祉司」39.0%、「心理判定員」21.5%、「所長・管理職等」19.3%となっているが、一時保護中では「児童福祉司」55.2%、「心理判定員」49.6%、「一時保護所職員」45.2%であり、一時保護解除後では「児童福祉司」46.0%、「心理判定員」28.1%、「所長・管理職等」14.5%となっている。(表 37)関わりがあった職員のうち主担当者については、一時保護前、一時保護中、一時保護解除後とも回答なしが 60%を越えているが、「児童福祉司」と答えた割合がそれぞれ 29.2%、32.0%、28.0%であり、回答した中では最も高い数値を示していることから、「児童福祉司」が主な担当者になっていることが想定される。

## 6. 児童・保護者への援助を困難にする諸要因について

児童・保護者への援助を困難にする諸要因としては、担当者が「保護者や児童に対して身の危険を感じたり」、保護者が「児童相談所長や本庁管理職等への処遇に関する抗議」や「新聞等マスコミへの電話や投書」、「弁護士をたてる」といった行動をとることは比較的少ない。しかし一方で、「保護者への援助に対する拒否」については 36.0%が「ある」と答え、46.4%の保護者が「虐待の事実を認めなかった」とされている。また、「子ども自身の障害の有無」に関しては 10.9%の児童に「障害がある」とされ、その障害の種類は「知的障害」が 76 ケース、「情緒障害」が 13 ケース、「身体障害」が 9 ケースとなっている。「保護者の精神疾患による通院・治療の既往歴の有無」については、

18.1%の保護者が「既往歴をもっている」とされている。

事例の困難度別に有意差のみられた項目を挙げると、「新聞等マスコミへの電話や投書があった」以外のすべての項目で有意差が認められたが、特に「担当者が保護者に対して身の危険を感じた」、「児童相談所長及び本庁管理職等への処遇に関する抗議があった」、「保護者への援助等に対して拒否があった」場合に「大変困難」の割合が高かった(表 39-13～表 39-21)。

## 7. 事例の困難度について

調査票において回答があった事例を当該児相における一般的な他事例と比較した場合の困難度については、「やや困難」が 43.3%、「大変困難」が 27.6%で両方あわせると、一時保護を行った虐待事例の 70%以上が他事例と比較して「困難である」と認識されていることがわかる。一方、困難度が「他のケースと同様」であると答えた割合は 24.4%で、「楽だった」と答えた割合は 3.9%と非常に低くなっている。

事例をより困難にする要因として有意差がみられた項目としては、虐待事実の認定や保護者自身も虐待しているという認識の低い「心理的虐待」の場合、長期的、継続的に「一時保護前から児相との関わり」がある場合、一時保護解除後の家庭に戻った場合に「保護者の虐待が予想以上に激化した」、「保護者と児童の関係が改善しない」、「保護者への援助に対して拒否がある」場合、施設措置に「保護者が同意しない」場合、同意した場合でも「同意を得るの力難しかった」場合が挙げられる。また、施設入所後の状況では、児童が「施設に適應しない」場合、保護者の「強引な引き取り要求があった」場合、「保護者が児相・施設に非協力的」であった場合が挙げられた。さらに、事例をとおして担当者が「保護者・児童に対して身の危険を感じた」、「処遇に関する抗議があった」、「保護者が弁護士を立てる」、「保護者への援助等に対して拒否がある」、「保護者が虐待の事実を認めない」、「子ども自身に障害がある」、「保護者に精神疾患による既往歴がある」場合に、事例の困難度が高くなる傾向がみられた。

以上から、事例を困難と認識する要因としては、

児童自身の問題行動等への対処より、保護者の拒否的、否定的、非協力的な態度が対応を難しくしているという結果であった。

## D. 考察

### 1. 児童相談所における児童虐待事例対応の実情と課題～調査を通じて～

今回の調査は、児童相談所が対応した児童虐待事例(一時保護事例)について、相談・通告から処遇終結までの専門職の関わり、チーム体制構築の現状及び学校、施設、警察、家庭裁判所、保健・医療機関等とのネットワーク体制の実情を把握することを主な目的に行った。このなかで明らかになったことは、以下の5点に要約できるであろう。

第一に、一時保護前、一時保護中、一時保護解除後に、児童相談所、特に児童福祉司が相当回数の来所による対応、訪問、電話、その他の対応を行っており、1回だけの一時保護から施設措置というパターン以外の対応が相当数含まれていることもあわせて、虐待に関する対応に相当の労力がさかれていることである。

第二に、その労力には、ネットワーク形成も含まれていることである。ネットワークへ参加する関係機関・施設では、学校や福祉事務所などが共通しており、時期による特徴(初期には警察)もみられた。しかも、このネットワーク形成から運営についても児童相談所が中心になることが多く、ネットワークミーティングが頻繁に開催できない状況のなかでは、各社会資源との連絡・調整を必要に応じて児童相談所が一手に担わざるを得ないことも明らかになった。さらに、児童相談所が、児童・保護者への直接援助と、ネットワーク活動の両方を同時に行うことを考えれば、児童相談所内の職員体制やチームワークもなお十全とはいえず、児童虐待事例に対して、児童相談所が総力を挙げて対応している状況が浮かび上がってきているといえる。

第三に、対応の困難度が高い一方で、例えば「保護者から児童福祉司に対する暴力の危険」が割合の低いこと、保護者の同意を得ることが「難しかった」事例が37.9%もありながら、児童福祉法第28条及び第33条の6の措置をとった事例が30ケ

ーすしかなかったことなどから、児童相談所においては、日常的対応から施設入所の同意に至るまで、児童福祉司を中心として保護者の理解を得るための配慮がなされていること、ないしは第28条等に基づく手続きを採ることに対する躊躇がみられることが示唆された。また、事例によっては、児童相談所が総力を挙げて保護者の説得を行っていることも予想させる結果であった。

第四に、今年度のクロス分析及び検定等から読みとれる結果として、一時保護を行った児童虐待事例の7割以上が、一般的な他事例と比較して困難であると認識されたが、一時保護経験を含む児童相談所との関わりが長期的に繰り返されている実態や、保護者への援助に対する拒否、施設措置への同意取得の困難、施設への強引な引き取り要求、児童相談所・施設に対する非協力的、保護者が虐待の事実を認めない等、保護者への対応の難しさがケース処遇を困難にしている要因であることが示唆された。

第五に、専門職の関わり、関係機関・施設との連携、所内のチームワークの形成については、「保護者への援助に対する拒否」の有無が大きく影響していることが明らかになった。担当職員は、「保護者への援助等に対する拒否があった」場合、多くはひとりで援助をしていくことに困難を感じ、専門職員との関わり、関係機関・施設との連携、所内のチームワークの形成を求めていることが示唆された。これらの結果から、保護者の拒否に対応する制度的担保とともに、児童相談所内部のチームワーク体制及び関係機関とのネットワーク体制の整備が必要であると考えられた。

なお、今回調査は委託一時保護事例を対象からはずしたが、委託一時保護先における保護者への対応の困難度の高さもこの調査から予想され、委託一時保護に関する財政面での制度改善だけではなく、実践面でのバックアップの体制整備の必要性も示唆された。

### 2. 児童相談所の業務と児童虐待への対応

平成9年度厚生省報告例によると、全国の児童相談所が平成9年度中に行った「調査・診断・心理療法・カウンセリング延件数」は198万8,272件である。平成9年度の相談実件数は32万6,515

件であるから、電話や文書も含め相談 1 件当たり平均 6.1 回の関わりが行われている計算となる。

一方、今回の調査対象事例である一時保護を行った児童虐待事例については、一時保護による関わりを除いても、一時保護前には平均 14.5 回(表 10、0 回を含む)、一時保護中が平均計 7.5 回(表 19、0 回を含む)、一時保護解除後が平均計 9.5 回(表 26、同)、総計 31.5 回である。

厚生省報告例は、例えば 1 回の面接において 2 種類の心理検査が行われた場合や心理検査と同時に心理面接が行われた場合には、それぞれ 2 件とカウントすることになっているため、今回の平均回数と単純に比較することはできないが、それにしても、今回調査対象とした被虐待事例には多くの労力がかけられていることがわかる。また、直近の一時保護における平均一時保護日数も今回調査では 29.8 日であり、平成 9 年度の全一時保護事例平均の 13.8 日(厚生省報告例に基づく)よりかなり長くなっている。

柏女らは、児童相談所専門職員の執務分析(タイム・スタディ分析)を通じ、障害相談 1 件にかかる児童相談所の関わり時間を 1.0 とした場合の他の相談時間割合を算出しているが、これによると、児童虐待を含む養護相談の割合は 5.4 であった。すなわち、養護相談 1 件は、障害相談 1 件の 5.4 倍の時間を要していることになる。今回の調査結果は、そのことを、援助回数を通じて傍証する結果となった。

近年、児童相談所における相談実件数そのものが増え続け、特に児童虐待に関する相談・通告が増え続ける現状を鑑みると、児童相談所の負担は、近年、ますます増大しているとみななければならない。この結果、児童虐待への効果的対応を図るためには、児童相談所の体制及び業務の見直しが必要な課題として浮かび上がってくることとなる。その際、他の相談種別とは異なる援助構造をもつ障害相談の業務の扱いが焦点となろう。障害児福祉サービスの利用のあり方及びサービス決定の分権化が議論されるなかにあって、児童相談所の業務のあり方、さらには児童福祉実施体制のあり方について、あらためて整理・検討することが必要と考えられる。

[註]

1)平成 9 年度社会福祉行政業務報告(厚生省報告例)によると、平成 9 年度に全国の児童相談所が受理した児童虐待相談 5,352 件の虐待の種類別内訳は、身体的虐待が 2,780 件(51.9%)、保護の怠慢ないし拒否が 1,728 件(32.3%)、性的暴行が 311 件(5.8%)、心理的虐待が 458 件(8.6%)、登校禁止が 75 件(1.4%)であった。(厚生省大臣官房統計情報部編『平成 9 年度社会福祉行政業務報告(厚生省報告例)』厚生統計協会、1999、p.324)

2)厚生省大臣官房統計情報部編前掲書 1)1999p.322-323,p-308,p.318-319

3)柏女霊峰・中谷茂一・網野武博・林茂男「児童相談所専門職員の執務分析」『日本総合愛育研究所紀要』第 33 集日本子ども家庭総合研究所 1997p.181

表1 虐待の種別

	主たる種別 (SA)		複数回答 (MA)	
	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	1245	100.0
1. 身体的虐待	560	45.0	685	55.0
2. 不適切な保護・拒否	520	41.8	741	59.5
3. 性的虐待	82	6.6	111	8.9
4. 心理的虐待	82	6.6	292	23.5
N. A.	1	0.1	1	0.1

表1-1 性別虐待の種別

\*\*\*

	全体	男	女	N. A.
全体	1244	621	618	5
	100.0	49.9	49.7	0.4
身体的虐待	560	304	254	2
	100.0	54.3	45.4	0.4
不適切な保護・拒否	520	282	235	3
	100.0	54.2	45.2	0.6
性的虐待	82	2	80	0
	100.0	2.4	97.6	0.0
心理的虐待	82	33	49	0
	100.0	40.2	59.8	0.0

表1-2 年齢別虐待の種別

\*\*\*

	全体	0~2才	3~5才	6~8才	9~11才	12~14才	15歳以上	N. A.
全体	1244	95	250	248	257	263	99	32
	100.0	7.6	20.1	19.9	20.7	21.1	8.0	2.6
身体的虐待	560	43	123	119	117	103	37	18
	100.0	7.7	22.0	21.3	20.9	18.4	6.6	3.2
不適切な保護・拒否	520	50	114	110	116	97	21	12
	100.0	9.6	21.9	21.2	22.3	18.7	4.0	2.3
性的虐待	82	0	1	3	9	41	27	1
	100.0	0.0	1.2	3.7	11.0	50.0	32.9	1.2
心理的虐待	82	2	12	16	15	22	14	1
	100.0	2.4	14.6	19.5	18.3	26.8	17.1	1.2

表2 同居の家族構成

	件数	%
全体	1245	100.0
1. 実父	551	44.3
2. 継父	149	12.0
3. 養父	72	5.8
4. 里父	2	0.2
5. 父なし	467	37.5
6. 実母	941	75.6
7. 継母	67	5.4
8. 養母	16	1.3
9. 里母	2	0.2
10. 母なし	217	17.4
11. 実のきょうだい	763	61.3
12. 異父異母きょうだい	273	21.9
13. 祖父	63	5.1
14. 祖母	107	8.6
15. その他	98	7.9
16. 不明	1	0.1

表3 家族形態

	件数	%
全体	1245	100.0
1. 両親とも実親	312	25.1
2. 父母のいずれかが実親	278	22.3
3. ひとり親(父)	176	14.1
4. ひとり親(母)	429	34.5
5. 養父母・里父母・継父母	8	0.6
6. 両親なし	41	3.3
不明	1	0.1

表4 家族の人数

	件数	%
全体	1245	100.0
2人	154	12.4
3人	327	26.3
4人	317	25.5
5人	223	17.9
6人	125	10.0
7人以上	87	7.0
不明	12	1.0

表5 通学・通園先

	件数	%
全体	1245	100.0
1. 保育園	189	15.2
2. その他の保育施設	6	0.5
3. 幼稚園	25	2.0
4. 小学校	514	41.3
5. 中学校	265	21.3
6. 高校	43	3.5
7. その他	108	8.7
N. A.	95	7.6

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p&lt;0.05 \*\* p&lt;0.01 \*\*\* p&lt;0.001)

表6 一時保護前の児相との関わり

	件数	%
全体	1245	100.0
1. 関わりあり	857	68.8
2. 関わりなし	388	31.2

表6-1 施設措置への同意別

	全体	あり	なし
全体	739	538	201
	100.0	72.8	27.2
同意あり	700	510	190
	100.0	72.9	27.1
同意なし	39	28	11
	100.0	71.8	28.2

表6-3 保護者の虐待の事実認知別

	全体	あり	なし
全体	1200	832	368
	100.0	69.3	30.7
虐待の事実を認めた	622	445	177
	100.0	71.5	28.5
虐待の事実を認めない	578	387	191
	100.0	67.0	33.0

表6-4 事例の困難度別

	全体	あり	なし
全体	1234	853	381
	100.0	69.1	30.9
大変困難	343	273	70
	100.0	79.6	20.4
やや困難	539	379	160
	100.0	70.3	29.7
他のケースと同様	304	181	123
	100.0	59.5	40.5
案だった	48	20	28
	100.0	41.7	58.3

表8 通告先(MA)

	件数	%
全体	857	100.0
1. 児童福祉施設	41	4.8
2. 教育機関	191	22.3
3. 保健所	38	4.4
4. 地域住民	49	5.7
5. 医療機関	43	5.0
6. 警察	93	10.9
7. その他	486	56.7
(同居の家族)	91	10.6
(非同居の家族)	9	1.1
(同居不明の家族)	48	5.6
(虐待者)	1	0.1
(非同居の親族)	41	4.8
(被虐待者)	9	1.1
(その他知人等)	5	0.6
(福祉事務所)	162	18.9
(民生・児童委員)	21	2.5
(町村福祉担当等)	49	5.7
(家児相・相談員)	9	1.1
(他の児相・電話)	18	2.1
(その他)	23	2.7
N. A.	7	0.8

表6-2 保護者援助への拒否別 \*\*

	全体	あり	なし
全体	1220	842	378
	100.0	69.0	31.0
援助を拒否	448	332	116
	100.0	74.1	25.9
拒否なし	772	510	262
	100.0	66.1	33.9

表7 初回通告相談日から直近の一時保護までの期間

	件数	%
全体	857	100.0
0. 1, 2日	48	5.6
3日～14日	101	11.8
15日～29日	57	6.7
1～3ヶ月	206	24.0
4～6ヶ月	78	9.1
7～9ヶ月	69	8.1
10～11ヶ月	27	3.2
1年以上	97	11.3
2年以上	57	6.7
3年以上	22	2.6
4年以上	19	2.2
5年以上	16	1.9
6年以上	24	2.8
10年以上	10	1.2
不明	26	3.0

表9 通告を受けてからの児相の対応

	件数	%
全体	857	100.0
1. 通告直後に一時保護	209	24.4
2. 見守り・連絡調整	221	25.8
3. 相談指導	415	48.4
N. A.	12	1.4

表10 一時保護前の相談指導の回数

	1. 来所		2. 電話		3. 訪問	
	件数	%	件数	%	件数	%
全体	415	100.0	415	100.0	415	100.0
1回	114	27.5	47	11.3	81	19.5
2回	62	14.9	48	11.6	55	13.3
3回	38	9.2	34	8.2	38	9.2
4回	21	5.1	18	4.3	12	2.9
5～9回	48	11.6	82	19.8	61	14.7
10～19回	30	7.2	49	11.8	36	8.7
20～29回	1	0.2	21	5.1	10	2.4
30～39回	3	0.7	7	1.7	2	0.5
40回以上	2	0.5	16	3.9	3	0.7
0回を含むN. A.	96	23.1	93	22.4	117	28.2
最低値	0回		0回		0回	
最高値	45回		100回		50回	
平均値(0回を除く)	4.1回		9.6回		5.4回	
平均値(0回を含む)	3.2回		7.4回		3.9回	

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)

表11 一時保護・施設措置の経緯

	一時保護		施設措置	
	件数	%	件数	%
全体	857	100.0	857	100.0
あり	282	32.9	147	17.2
なし	562	65.6	603	70.4
不明	4	0.5		0.0
N.A.	9	1.1	107	12.5

表12 一時保護の回数

	件数	%
全体	282	100.0
1回	179	63.5
2回	56	19.9
3回	22	7.8
4回	11	3.9
5回以上	12	4.3
N.A.	2	0.7
最低値	1回	
最高値	30回	
平均値	1.8回	

表13 一時保護の期間

最低値	1日
最高値	171日
平均日数	19.5日

表14 施設種別(MA)

	件数	%
全体	147	100.0
養護施設	113	76.9
乳児院	23	15.6
その他	20	13.6
N.A.	6	4.1

表15 一時保護前の関係機関・施設との連絡・調整・会議

	件数	%
全体	857	100.0
あり	745	86.9
なし	104	12.1
N.A.	8	0.9

表15-1 施設措置への同意別

	全体	はい	いいえ	不明N.A.
全体	538	464	71	3
	100.0	86.2	13.2	0.6
同意あり	510	440	67	3
	100.0	86.3	13.1	0.6
同意なし	28	24	4	0
	100.0	85.7	14.3	0.0

表15-2 保護者援助への拒否別

	全体	はい	いいえ	不明N.A.
全体	842	735	100	7
	100.0	87.3	11.9	0.8
援助を拒否	332	307	23	2
	100.0	92.5	6.9	0.6
拒否なし	510	428	77	5
	100.0	83.9	15.1	1.0

表15-3 保護者の虐待の事実認知別

	全体	はい	いいえ	不明N.A.
全体	832	725	99	8
	100.0	87.1	11.9	1.0
虐待の事実を認めた	445	379	62	4
	100.0	85.2	13.9	0.9
虐待の事実を認めない	387	346	37	4
	100.0	89.4	9.6	1.0

表15-4 事例の困難度別

	全体	はい	いいえ	不明N.A.
全体	853	741	104	8
	100.0	86.9	12.2	0.9
大変困難	273	253	17	3
	100.0	92.7	6.2	1.1
やや困難	379	320	56	3
	100.0	84.4	14.8	0.8
他のケースと同様	181	152	27	2
	100.0	84.0	14.9	1.1
楽だった	20	16	4	0
	100.0	80.0	20.0	0.0

表16 一時保護前の関係機関・施設との関わり

	関係機関		中核	
	件数	%	件数	%
全体	745	100.0	745	100.0
1. 警察	224	30.1	13	1.7
2. 医療機関	144	19.3	23	3.1
3. 家庭裁判所	29	3.9	0	0.0
4. 教育相談室等	38	5.1	0	0.0
5. 少年補導センター	17	2.3	0	0.0
6. 福祉事務所(家児相)	409	54.9	75	10.1
7. 婦人相談所	28	3.8	0	0.0
8. 精神保健福祉センター	12	1.6	0	0.0
9. 児童委員(主任〃)	190	25.5	7	0.9
10. 保健所	145	19.5	19	2.6
11. 保育所・幼稚園	155	20.8	12	1.6
12. 学校	461	61.9	57	7.7
13. 児童館	10	1.3	0	0.0
14. 学童保育	6	0.8	0	0.0
15. 乳児院	5	0.7	0	0.0
16. 児童養護施設	92	12.3	6	0.8
17. 児童自立支援施設	5	0.7	0	0.0
18. 障害関係施設	5	0.7	0	0.0
19. 民間相談機関	15	2.0	0	0.0
20. 町村福祉担当部局	143	19.2	7	0.9
21. その他	113	15.2	10	1.3
22. その他に児相と記入			16	2.1
23. 中核無記入→児相			493	66.2
N.A.	1	0.1	7	0.9

表17 一時保護中、児童・保護者への対応をした職員

	児童		保護者		主な担当者	
	件数	%	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0
1. 一時保護所職員	78	6.3	271	21.8	18	1.4
2. 児童福祉司	1126	90.4	1198	96.2	925	74.3
3. 相談員	72	5.8	72	5.8	23	1.8
4. 心理判定員	974	78.2	242	19.4	3	0.2
5. 保健婦・看護婦	335	26.9	38	3.1	1	0.1
6. 医師	390	31.3	43	3.5	1	0.1
7. 所長・課長等管理職	191	15.3	248	19.9	10	0.8
8. その他の職種	71	5.7	91	7.3	7	0.6
N.A.	11	0.9	16	1.3	257	20.6

表18 対応の内容

	件数	%
全体	1245	100.0
1. 所内面接	912	73.3
2. 文書連絡等	179	14.4
3. 電話	895	71.9
4. 訪問	577	46.3
5. その他	68	5.5
N.A.	51	4.1

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)

表19 一時保護中の相談指導の回数

	所内面接		文書連絡等		電話		訪問		その他	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0
1回	243	19.5	83	6.7	123	9.9	221	17.8	34	2.7
2回	230	18.5	50	4.0	182	14.6	160	12.9	13	1.0
3回	169	13.6	25	2.0	119	9.6	76	6.1	9	0.7
4回	96	7.7	7	0.6	87	7.0	31	2.5	3	0.2
5～9回	106	8.5	6	0.5	210	16.9	58	4.7	1	0.1
10～19回	26	2.1	1	0.1	108	8.7	12	1.0	1	0.1
20～29回	3	0.2	0	0.0	20	1.6	1	0.1	1	0.1
30～39回	0	0.0	1	0.1	4	0.3	1	0.1	0	0.0
40回以上	1	0.1	0	0.0	3	0.2	0	0.0	0	0.0
回数不明	38	3.1	6	0.5	39	3.1	17	1.4	6	0.5
0回を含むN.A.	333	26.7	1066	85.6	350	28.1	668	53.7	1177	94.5
最低値	0回		0回		0回		0回		0回	
最高値	47回		30回		60回		30回		20回	
平均値(0回を除く)	3.1回		2.1回		5.2回		2.6回		2.2回	
平均値(0回を含む)	2.2回		0.3回		3.7回		1.2回		0.1回	

表19-1 一時保護中の相談指導の平均回数・一時保護平均日数(クロス)

平均値以上

		所内面接	文書連絡等	電話	訪問	一時保護期間
全体(0を除く)		3.1回	2.1回	5.2回	2.6回	29.8日
児相の処遇方針	継続指導	3.4	1.7	4.9	2.0	21.9
	児童福祉司等指導	3.8	1.6	5.0	2.8	27.3
	施設設置	2.9	2.1	5.3	2.5	32.9
	その他	2.7	1.9	5.4	2.1	25.5
実際の処遇	継続指導	3.7	1.6	5.4	2.1	22.4
	児童福祉司等指導	3.6	1.7	5.1	2.8	27.5
	施設設置	2.9	2.1	5.1	2.5	33.2
	その他	2.9	1.9	5.6	2.0	26.0
施設措置への同意	同意した	2.9	2.1	4.9	2.4	30.4
	同意しない	2.7	2.2	8.2	4.8	57.9
保護者への援助の拒否	拒否あり	3.2	2.1	6.7	3.0	35.6
	拒否なし	3.0	2.1	4.3	2.2	26.8
虐待の事実	認めた	3.2	2.0	5.2	2.6	29.5
	認めない	2.7	2.2	5.2	2.6	30.1
関係機関との連絡調整(一時保護中)	あり	3.2	2.1	5.6	2.7	32.3
	なし	2.2	1.5	3.2	2.0	18.1
チーム体制(一時保護中)	あり	3.2	2.2	6.0	2.8	34.2
	なし	2.7	1.8	4.3	2.4	26.1
ケースの困難度	大変困難	3.8	2.1	4.4	2.3	40.4
	やや困難	2.9	2.1	4.4	2.3	28.4
	他のケースと同様	2.7	1.9	3.6	2.0	22.5
	楽だった	2.2	1.8	3.9	1.3	18.0
虐待の種別	身体的虐待	3.2	2.4	5.5	2.5	31.1
	不適切な保護・拒否	2.8	1.9	4.8	2.7	27.1
	性的虐待	2.9	1.1	4.5	2.0	30.6
	心理的虐待	3.9	2.6	7.1	2.5	37.7

表20 一時保護中の関係機関・施設との連絡・調整・会議

	件数	%
全体	1245	100.0
あり	1010	81.1
なし	216	17.3
不明・	8	0.6
N.A.	11	0.9

表20-1 施設措置への同意別

	全体	はい	いいえ	不明N.A.
全体	739	625	102	12
	100.0	84.6	13.8	1.6
同意あり	700	588	100	12
	100.0	84.0	14.3	1.7
同意なし	39	37	2	0
	100.0	94.9	5.1	0.0

表20-2 保護者援助への拒否別

\*\*

	全体	はい	いいえ	不明N.A.
全体	1220	989	214	17
	100.0	81.1	17.5	1.4
援助を拒否	448	385	58	5
	100.0	85.9	12.9	1.1
拒否なし	772	604	156	12
	100.0	78.2	20.2	1.6

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)

表20-3 保護者の虐待の事実認知別

	全体	はい	いいえ	不明N.A.
全体	1200	972	212	16
	100.0	81.0	17.7	1.3
虐待の事実を認めた	622	504	113	5
	100.0	81.0	18.2	0.8
虐待の事実を認めない	578	468	99	11
	100.0	81.0	17.1	1.9

表20-4 事例の困難度別

	全体	はい	いいえ	不明N.A.
全体	1234	1004	213	17
	100.0	81.4	17.3	1.4
大変困難	343	301	39	3
	100.0	87.8	11.4	0.9
やや困難	539	437	94	8
	100.0	81.1	17.4	1.5
他のケースと同様	304	227	72	5
	100.0	74.7	23.7	1.6
楽だった	48	39	8	1
	100.0	81.3	16.7	2.1

\*\*\*

表21 一時保護中の関係機関・施設との関わり

	全体		中核	
	件数	%	件数	%
全体	1010	100.0	1010	100.0
1. 警察	238	23.6	14	1.4
2. 医療機関	191	18.9	19	1.9
3. 家庭裁判所	83	8.2	11	1.1
4. 教育相談室等	29	2.9	4	0.4
5. 少年補導センター	6	0.6	2	0.2
6. 福祉事務所(家児相)	453	44.9	74	7.3
7. 婦人相談所	49	4.9	2	0.2
8. 精神保健福祉センター	8	0.8	1	0.1
9. 児童委員(主任〃)	177	17.5	5	0.5
10. 保健所	118	11.7	8	0.8
11. 保育所・幼稚園	108	10.7	10	1.0
12. 学校	615	60.9	64	6.3
13. 児童館	6	0.6	0	0.0
14. 学童保育	4	0.4	0	0.0
15. 乳児院	5	0.5	2	0.2
16. 児童養護施設	372	36.8	35	3.5
17. 児童自立支援施設	31	3.1	4	0.4
18. 障害関係施設	16	1.6	3	0.3
19. 民間相談機関	12	1.2	1	0.1
20. 町村福祉担当部局	114	11.3	2	0.2
21. その他	139	13.8	20	2.0
22. その他に児相と記入		0.0	31	3.1
23. 中核無記入→児相		0.0	696	68.9
N.A.	1	0.1	2	0.2

表22 一時保護期間の日数

	件数	%
全体	1245	100.0
1週間未満	177	14.2
2週間未満	191	15.3
3週間未満	188	15.1
1ヶ月未満	217	17.4
2ヶ月未満	319	25.6
3ヶ月未満	77	6.2
4ヶ月未満	25	2.0
5ヶ月未満	14	1.1
6ヶ月未満	3	0.2
6ヶ月以上	10	0.8
N.A.	24	1.9
最低値		0日
最高値		300日
中央値		23日
平均値		29.8日

表23 一時保護解除後の処遇

	児相の処遇		実際の処遇	
	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	1245	100.0
継続指導	182	14.6	170	13.7
児童福祉司等指導	100	8.0	117	9.4
施設措置	800	64.3	753	60.5
その他	142	11.4	169	13.6
(うち里親委託)	21	1.7	21	1.7
N.A.	21	1.7	36	2.9

表23-1 保護者への援助の拒否別

	児相の処遇方針						実際の処遇					
	全体	継続指導	児童福祉司等指導	施設措置	その他	N.A.	全体	継続指導	児童福祉司等指導	施設措置	その他	N.A.
全体	1220	179	99	783	138	21	1220	167	116	738	166	33
	100.0	14.7	8.1	64.2	11.3	1.7	100.0	13.7	9.5	60.5	13.6	2.7
援助の拒否	448	80	57	252	45	14	448	75	68	227	63	15
	100.0	17.9	12.7	56.3	10.0	3.1	100.0	16.7	15.2	50.7	14.1	3.3
拒否なし	772	99	42	531	93	7	772	92	48	511	103	18
	100.0	12.8	5.4	68.8	12.0	0.9	100.0	11.9	6.2	66.2	13.3	2.3

表23-2 保護者の虐待の事実認知別

	児相の処遇方針						実際の処遇					
	全体	継続指導	児童福祉司等指導	施設措置	その他	N.A.	全体	継続指導	児童福祉司等指導	施設措置	その他	N.A.
全体	1200	178	96	776	130	20	1200	166	111	731	157	35
	100.0	14.8	8.0	64.7	10.8	1.7	100.0	13.8	9.3	60.9	13.1	2.9
虐待の事実を認めた	622	98	50	399	67	8	622	92	61	379	77	13
	100.0	15.8	8.0	64.1	10.8	1.3	100.0	14.8	9.8	60.9	12.4	2.1
虐待の事実を認めない	578	80	46	377	63	12	578	74	50	352	80	22
	100.0	13.8	8.0	65.2	10.9	2.1	100.0	12.8	8.7	60.9	13.8	3.8

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)

表23-3 事例の困難度別

	児相の処遇方針 ***						実際の処遇 ***					
	全体	継続指導	児童福祉司等指導	施設措置	その他	N.A.	全体	継続指導	児童福祉司等指導	施設措置	その他	N.A.
全体	1234	181	99	793	140	21	1234	169	116	746	167	36
	100.0	14.7	8.0	64.3	11.3	1.7	100.0	13.7	9.4	60.5	13.5	2.9
大変困難	343	38	48	211	34	12	343	39	61	188	44	11
	100.0	11.1	14.0	61.5	9.9	3.5	100.0	11.4	17.8	54.8	12.8	3.2
やや困難	539	89	34	364	47	5	539	80	35	355	58	11
	100.0	16.5	6.3	67.5	8.7	0.9	100.0	14.8	6.5	65.9	10.8	2.0
他のケースと同様	304	49	12	196	43	4	304	45	14	183	50	12
	100.0	16.1	3.9	64.5	14.1	1.3	100.0	14.8	4.6	60.2	16.4	3.9
楽だった	48	5	5	22	16	0	48	5	6	20	15	2
	100.0	10.4	10.4	45.8	33.3	0.0	100.0	10.4	12.5	41.7	31.3	4.2

表23-4 施設種別

	児相の処遇		実際の処遇	
	件数	%	件数	%
全体	800	100.0	753	100.0
児童養護施設	645	80.6	599	79.5
乳児院	10	1.3	10	1.3
情緒障害児短期治療施設	29	3.6	25	3.3
児童自立支援施設	46	5.8	44	5.8
虚弱児施設	13	1.6	12	1.6
障害児施設	2	0.3	2	0.3
精神薄弱児施設等	14	1.8	15	2.0
その他・不明	41	5.1	46	6.1

表24 一時保護解除後、児童・保護者へ対応をした職員

	職員		主な担当者	
	件数	%	件数	%
全体	287	100.0	287	100.0
1. 一時保護所職員	16	5.6	6	2.1
2. 児童福祉司	277	96.5	204	71.1
3. 相談員	14	4.9	6	2.1
4. 心理判定員	93	32.4	4	1.4
5. 保健婦・看護婦	7	2.4	0	0.0
6. 医師	9	3.1	2	0.7
7. 所長・課長等管理職	30	10.5	3	1.0
8. その他の職種	13	4.5	3	1.0
N.A.	1	0.3	59	20.6

表25 対応の内容

	件数	%
全体	287	100.0
1. 所内面接	135	47.0
2. 文書連絡等	40	13.9
3. 電話	218	76.0
4. 訪問	176	61.3
5. その他	29	10.1
N.A.	14	4.9

表26 一時保護解除後の相談指導の回数

	所内面接		文書連絡等		電話		訪問		その他	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	287	100.0	287	100.0	287	100.0	287	100.0	287	100.0
1回	42	14.6	19	6.6	19	6.6	38	13.2	4	1.4
2回	26	9.1	15	5.2	40	13.9	20	7.0	4	1.4
3回	10	3.5	5	1.7	27	9.4	38	13.2	5	1.7
4回	7	2.4	0	0.0	15	5.2	19	6.6	0	0.0
5~9回	30	10.5	1	0.3	56	19.5	34	11.8	9	3.1
10~19回	12	4.2	0	0.0	35	12.2	14	4.9	3	1.0
20~29回	2	0.7	0	0.0	5	1.7	0	0.0	0	0.0
30~39回	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
40回以上	0	0.0	0	0.0	4	1.4	2	0.7	0	0.0
回数不明	5	1.7	0	0.0	17	5.9	11	3.8	4	1.4
0回を含むN.A.	152	53.0	247	86.1	69	24.0	111	38.7	258	89.9
最低値	0回		0回		0回		0回		0回	
最高値	30回		8回		50回		47回		17回	
平均値(0回を除く)	4.4回		1.8回		6.6回		4.5回		4.8回	
平均値(0回を含む)	2.0回		0.3回		5.1回		1.7回		0.4回	

表27 来所形態

	件数	%
全体	287	100.0
児童のみ	23	8.0
保護者のみ	34	11.8
児童と保護者	82	28.6
来所なし	129	44.9
N.A.	19	6.6

表28 一時保護解除後の在宅での状況

	1. 虐待が激化		2. 関係の改善		3. 援助の拒否		4. 問題行動	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	287	100.0	287	100.0	287	100.0	287	100.0
はい	16	5.6	150	52.3	68	23.7	46	16.0
いいえ	234	81.5	104	36.2	187	65.2	199	69.3
N.A.	37	12.9	33	11.5	32	11.1	42	14.6

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)

表28-1 虐待の事実認知別一時保護解除後の虐待の激化

	全体	激化した	激化なし	不明 N.A.
全体	277 100.0	16 5.8	228 82.3	33 11.9
虐待の事実を認めた	153 100.0	5 3.3	126 82.4	22 14.4
認めない	124 100.0	11 8.9	102 82.3	11 8.9

表28-2 虐待の事実認知別一時保護解除後の関係の改善

	全体	改善した	改善なし	不明 N.A.	***
全体	277 100.0	145 52.3	102 36.8	30 10.8	
虐待の事実を認めた	153 100.0	94 61.4	43 28.1	16 10.5	
認めない	124 100.0	51 41.1	59 47.6	14 11.3	

表28-3 虐待の事実認知別一時保護解除後の援助の拒否

	全体	拒否あり	拒否なし	不明 N.A.	***
全体	277 100.0	67 24.2	182 65.7	28 10.1	
虐待の事実を認めた	153 100.0	21 13.7	111 72.5	21 13.7	
認めない	124 100.0	46 37.1	71 57.3	7 5.6	

表28-4 虐待の事実認知別一時保護解除後の問題行動の悪化

	全体	悪化した	悪化なし	不明 N.A.
全体	277 100.0	46 16.6	193 69.7	38 13.7
虐待の事実を認めた	153 100.0	21 13.7	106 69.3	26 17.0
認めない	124 100.0	25 20.2	87 70.2	12 9.7

表29 施設措置への保護者の同意

	件数	%
全体	753	100.0
はい	700	93.0
いいえ	39	5.2
不明	6	0.8
N.A.	8	1.1

表30 同意した保護者

	件数	%
全体	700	100.0
1. 両親とも同意	266	38.0
2. ひとり親の同意	338	48.3
3. 両親のうち一方の同意	52	7.4
4. その他の同意	34	4.9
N.A.	10	1.4

表31 同意を得るのは難しかったか

	件数	%
全体	700	100.0
はい	265	37.9
いいえ	410	58.6
N.A.	25	3.6

表32 28条・33条の6の措置

	28条		33条の6	
	件数	%	件数	%
全体	39	100.0	39	100.0
はい	24	61.5	6	15.4
いいえ	14	35.9	26	66.7
N.A.	1	2.6	7	17.9

表33 施設入所後の状況

	1. 施設に適切		2. 問題行動の悪化		3. 保護者の行方不明		4. 強引な引き取り要求		5. 保護者が協力的	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	753	100.0	753	100.0	753	100.0	753	100.0	753	100.0
はい	651	86.5	80	10.6	136	18.1	93	12.4	331	44.0
いいえ	83	11.0	636	84.5	570	75.7	623	82.7	377	50.1
N.A.	19	2.5	37	4.9	47	6.2	37	4.9	45	6.0

表34 一時保護解除後の関係機関施設との連絡調整会議

	件数	%
全体	1245	100.0
あり	844	67.8
なし	354	28.4
不明	3	0.2
N.A.	44	3.5

表34-1 施設措置への同意別

	全体	あり	なし	不明 N.A.
全体	739 100.0	512 69.3	221 29.9	6 0.8
同意あり	700 100.0	480 68.6	214 30.6	6 0.9
同意なし	39 100.0	32 82.1	7 17.9	0 0.0

表34-2 保護者援助への拒否別

	全体	あり	なし	不明 N.A.	***
全体	1220 100.0	826 67.7	352 28.9	42 3.4	
援助を拒否	448 100.0	335 74.8	95 21.2	18 4.0	
拒否なし	772 100.0	491 63.6	257 33.3	24 3.1	

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)

表34-3 保護者の虐待の事実認知別

	全体	あり	なし	不明N.A.
全体	1200	820	341	39
	100.0	68.3	28.4	3.3
虐待の事実を認めた	622	436	171	15
	100.0	70.1	27.5	2.4
虐待の事実を認めない	578	384	170	24
	100.0	66.4	29.4	4.2

表34-4 事例の困難度別

	全体	あり	なし	不明N.A.
全体	1234	840	353	41
	100.0	68.1	28.6	3.3
大変困難	343	271	55	17
	100.0	79.0	16.0	5.0
やや困難	539	367	160	12
	100.0	68.1	29.7	2.2
他のケースと同様	304	176	120	8
	100.0	57.9	39.5	2.6
案だった	48	26	18	4
	100.0	54.2	37.5	8.3

表35 一時保護解除後の関係機関・施設との関わり

	全体		中核	
	件数	%	件数	%
全体	844	100.0	844	100.0
1. 警察	138	16.4	9	1.1
2. 医療機関	120	14.2	17	2.0
3. 家庭裁判所	43	5.1	5	0.6
4. 教育相談室等	19	2.3	4	0.5
5. 少年補導センター	8	0.9	0	0.0
6. 福祉事務所(家児相)	341	40.4	42	5.0
7. 婦人相談所	17	2.0	0	0.0
8. 精神保健福祉センター	8	0.9	1	0.1
9. 児童委員(主任〃)	116	13.7	5	0.6
10. 保健所	104	12.3	10	1.2
11. 保育所・幼稚園	81	9.6	10	1.2
12. 学校	428	50.7	33	3.9
13. 児童館	1	0.1	0	0.0
14. 学童保育	5	0.6	0	0.0
15. 乳児院	6	0.7	3	0.4
16. 児童養護施設	403	47.7	93	11.0
17. 児童自立支援施設	37	4.4	7	0.8
18. 障害関係施設	16	1.9	7	0.8
19. 民間相談機関	9	1.1	1	0.1
20. 町村福祉担当部局	84	10.0	6	0.7
21. その他	111	13.2	17	2.0
22. その他に児相と記入			20	2.4
23. 中核無記入→児相			546	64.7
N.A.	1	0.1	8	0.9

表36 チーム体制

	設問		一時保護前		一時保護中		保護解除後	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全体	1245	100.0	857	100.0	1245	100.0	1245	100.0
はい	705	56.6	477	55.7	710	57.0	595	47.8
いいえ	514	41.3	380	44.3	533	42.8	648	52.0
不明	8	0.6						
N.A.	18	1.4			2	0.2	2	0.2

表36-1 施設措置への同意別

	設問				一時保護前			一時保護中			保護解除後**		
	全体	あり	なし	N.A.	全体	あり	なし	全体	あり	なし	全体	あり	なし
全体	739	429	296	14	538	303	235	739	431	308	739	358	381
	100.0	58.1	40.1	1.9	100.0	56.3	43.7	100.0	58.3	41.7	100.0	48.4	51.6
同意あり	700	401	285	14	510	285	225	700	403	297	700	330	370
	100.0	57.3	40.7	2.0	100.0	55.9	44.1	100.0	57.6	42.4	100.0	47.1	52.9
同意なし	39	28	11	0	28	18	10	39	28	11	39	28	11
	100.0	71.8	28.2	0.0	100.0	64.3	35.7	100.0	71.8	28.2	100.0	71.8	28.2

表36-2 保護者への援助の拒否別

	設問***				一時保護前***			一時保護中***			保護解除後***		
	全体	あり	なし	N.A.	全体	あり	なし	全体	あり	なし	全体	あり	なし
全体	1220	689	510	21	842	467	375	1220	693	527	1220	578	642
	100.0	56.5	41.8	1.7	100.0	55.5	44.5	100.0	56.8	43.2	100.0	47.4	52.6
援助を拒否	448	291	150	7	332	213	119	448	289	159	448	251	197
	100.0	65.0	33.5	1.6	100.0	64.2	35.8	100.0	64.5	35.5	100.0	56.0	44.0
拒否なし	772	398	360	14	510	254	256	772	404	368	772	327	445
	100.0	51.6	46.6	1.8	100.0	49.8	50.2	100.0	52.3	47.7	100.0	42.4	57.6

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)

表36-3 保護者の虐待の事実認知別

	設 問				一時保護前			一時保護中			保護解除後 **		
	全体	あり	なし	N.A.	全体	あり	なし	全体	あり	なし	全体	あり	なし
全体	1200 100.0	685 57.1	494 41.2	21 1.8	832 100.0	465 55.9	367 44.1	1200 100.0	690 57.5	510 42.5	1200 100.0	578 48.2	622 51.8
虐待の事実を認めた	622 100.0	364 58.5	250 40.2	8 1.3	445 100.0	258 58.0	187 42.0	622 100.0	363 58.4	259 41.6	622 100.0	323 51.9	299 48.1
虐待の事実を認めない	578 100.0	321 55.5	244 42.2	13 2.2	387 100.0	207 53.5	180 46.5	578 100.0	327 56.6	251 43.4	578 100.0	255 44.1	323 55.9

表36-4 事例の困難度別

	設 問 ***				一時保護前 ***			一時保護中 ***			保護解除後 ***		
	全体	あり	なし	N.A.	全体	あり	なし	全体	あり	なし	全体	あり	なし
全体	1234 100.0	702 56.9	512 41.5	20 1.6	853 100.0	475 55.7	378 44.3	1234 100.0	706 57.2	528 42.8	1234 100.0	591 47.9	643 52.1
大変困難	343 100.0	235 68.5	104 30.3	4 1.2	273 100.0	177 64.8	96 35.2	343 100.0	232 67.6	111 32.4	343 100.0	216 63.0	127 37.0
やや困難	539 100.0	321 59.6	205 38.0	13 2.4	379 100.0	220 58.0	159 42.0	539 100.0	320 59.4	219 40.6	539 100.0	252 46.8	287 53.2
他のケースと同様	304 100.0	119 39.1	182 59.9	3 1.0	181 100.0	69 38.1	112 61.9	304 100.0	127 41.8	177 58.2	304 100.0	100 32.9	204 67.1
楽だった	48 100.0	27 56.3	21 43.8	0 0.0	20 100.0	9 45.0	11 55.0	48 100.0	27 56.3	21 43.8	48 100.0	23 47.9	25 52.1

表37 関わりのあった職種

	一時保護前				一時保護前				一時保護前			
	チーム体制		主な担当者		チーム体制		主な担当者		チーム体制		主な担当者	
	件数	%										
全体	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0	1245	100.0
1. 児童福祉司	485	39.0	363	29.2	687	55.2	398	32.0	573	46.0	348	28.0
2. 相談員	82	6.6	28	2.2	63	5.1	12	1.0	51	4.1	14	1.1
3. 心理判定員	268	21.5	2	0.2	618	49.6	11	0.9	350	28.1	15	1.2
4. 保健婦・看護婦	38	3.1	2	0.2	159	12.8	0	0.0	16	1.3	0	0.0
5. 医師	53	4.3	2	0.2	219	17.6	1	0.1	39	3.1	2	0.2
6. 一時保護職員	40	3.2	0	0.0	563	45.2	33	2.7	46	3.7	2	0.2
7. 所長・管理職等	240	19.3	11	0.9	370	29.7	13	1.0	181	14.5	6	0.5
8. その他の職種	60	4.8	5	0.4	87	7.0	0	0.0	81	6.5	4	0.3
N.A.	745	59.8	832	66.8	535	43.0	777	62.4	650	52.2	854	68.6

表38 事例に関するその他の状況

	はい		いいえ		不明		N.A.		全体	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
・保護者に対する身の危険	175	14.1	1056	84.8			14	1.1	1245	100.0
・児童に対する身の危険	75	6.0	1161	93.3			9	0.7	1245	100.0
・処遇に関する抗議	159	12.8	1076	86.4			10	0.8	1245	100.0
・マスコミへの電話や投書	6	0.5	1232	99.0			7	0.6	1245	100.0
・弁護士が存在	14	1.1	1223	98.2			8	0.6	1245	100.0
・援助等に対する拒否	448	36.0	772	62.0			25	2.0	1245	100.0
・虐待の事実の認知	622	50.0	578	46.4			45	3.6	1245	100.0
・子ども自身の障害	136	10.9	1093	87.8			16	1.3	1245	100.0
・保護者の精神疾患既往歴	225	18.1	513	41.2	153	12.3	354	28.4	1245	100.0

表38-1 保護者への援助拒否

表38-1-1 施設措置への同意別 \*\*\*

	全体	拒否			不明 N.A.
		あり	なし		
全体	739 100.0	224 30.3	504 68.2	11 1.5	
同意あり	700 100.0	199 28.4	492 70.3	9 1.3	
同意なし	39 100.0	25 64.1	12 30.8	2 5.1	

表38-1-2 保護者の虐待の事実認知別 \*\*\*

	全体	拒否		不明 N.A.
		あり	なし	
全体	1200 100.0	445 37.1	741 61.8	14 1.2
認めた	622 100.0	176 28.3	434 69.8	12 1.9
認めない	578 100.0	269 46.5	307 53.1	2 0.3

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)

表38-2 虐待の事実の認知

表38-2-1 施設措置への同意別

\*\*

	全体	認めた	認めない	不明 N.A.
全体	739	377	345	17
	100.0	51.0	46.7	2.3
同意あり	700	366	319	15
	100.0	52.3	45.6	2.1
同意なし	39	11	26	2
	100.0	28.2	66.7	5.1

表39 事例の全体の困難度

	件数	%
全体	1245	100.0
1. 大変困難	343	27.6
2. やや困難	539	43.3
3. 他のケースと同様	304	24.4
4. 楽だった	48	3.9
N.A.	11	0.9

表39-1 虐待の種類別

\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	1244	342	539	304	48	11
	100.0	27.5	43.3	24.4	3.9	0.9
身体的虐待	560	163	243	131	20	3
	100.0	29.1	43.4	23.4	3.6	0.5
不適切な保護 ないし拒否	520	117	243	133	21	6
	100.0	22.5	46.7	25.6	4.0	1.2
性的虐待	82	27	32	20	2	1
	100.0	32.9	39.0	24.4	2.4	1.2
心理的虐待	82	35	21	20	5	1
	100.0	42.7	25.6	24.4	6.1	1.2

表39-2 一時保護解除後の虐待激化別

\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	250	90	97	51	11	1
	100.0	36.0	38.8	20.4	4.4	0.4
激化した	16	12	3	1	0	0
	100.0	75.0	18.8	6.3	0.0	0.0
激化しない	234	78	94	50	11	1
	100.0	33.3	40.2	21.4	4.7	0.4

表39-3 一時保護解除後の関係の改善別事例の困難度

\*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	254	90	99	53	11	1
	100.0	35.4	39.0	20.9	4.3	0.4
改善した	150	40	60	42	7	1
	100.0	26.7	40.0	28.0	4.7	0.7
改善しない	104	50	39	11	4	0
	100.0	48.1	37.5	10.6	3.8	0.0

表39-4 一時保護解除後の援助の拒否別事例の困難度

\*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	255	91	101	51	11	1
	100.0	35.7	39.6	20.0	4.3	0.4
拒否あり	68	37	27	4	0	0
	100.0	54.4	39.7	5.9	0.0	0.0
拒否なし	187	54	74	47	11	1
	100.0	28.9	39.6	25.1	5.9	0.5

表39-5 一時保護解除後の問題行動の悪化別

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	245	89	93	51	11	1
	100.0	36.3	38.0	20.8	4.5	0.4
悪化した	46	21	17	6	2	0
	100.0	45.7	37.0	13.0	4.3	0.0
悪化しない	199	68	76	45	9	1
	100.0	34.2	38.2	22.6	4.5	0.5

表39-6 施設措置への同意別

\*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	739	188	350	179	19	3
	100.0	25.4	47.4	24.2	2.6	0.4
同意した	700	161	345	173	19	2
	100.0	23.0	49.3	24.7	2.7	0.3
同意しない	39	27	5	6	0	1
	100.0	69.2	12.8	15.4	0.0	2.6

表39-7 施設措置への同意の困難別

\*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	681	155	339	167	18	2
	100.0	22.8	49.8	24.5	2.6	0.3
困難だった	268	116	136	15	1	0
	100.0	43.3	50.7	5.6	0.4	0.0
困難ではない	413	39	203	152	17	2
	100.0	9.4	49.2	36.8	4.1	0.5

表39-8 施設への適応別

\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	734	181	351	180	18	4
	100.0	24.7	47.8	24.5	2.5	0.5
はい	651	155	306	170	17	3
	100.0	23.8	47.0	26.1	2.6	0.5
いいえ	83	26	45	10	1	1
	100.0	31.3	54.2	12.0	1.2	1.2

表39-9 児童自身の問題行動の悪化別

	全体	大変困難	やや困難	他ケースと同様	他ケースより楽	N.A.
全体	716	178	346	170	18	4
	100.0	24.9	48.3	23.7	2.5	0.6
悪化した	80	22	46	11	1	0
	100.0	27.5	57.5	13.8	1.3	0.0
悪化しない	636	156	300	159	17	4
	100.0	24.5	47.2	25.0	2.7	0.6

表39-10 入所後保護者の行方不明等別

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N.A.
全体	706	175	341	169	17	4
	100.0	24.8	48.3	23.9	2.4	0.6
はい	136	34	73	25	4	0
	100.0	25.0	53.7	18.4	2.9	0.0
いいえ	570	141	268	144	13	4
	100.0	24.7	47.0	25.3	2.3	0.7

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\* p<0.001)

表39-11 保護者の強引な引き取り要求別

\*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	716 100.0	179 25.0	346 48.3	170 23.7	17 2.4	4 0.6
はい	93 100.0	50 53.8	36 38.7	6 6.5	0 0.0	1 1.1
いいえ	623 100.0	129 20.7	310 49.8	164 26.3	17 2.7	3 0.5

表39-12 児相・施設への協力度別

\*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	708 100.0	178 25.1	339 47.9	170 24.0	17 2.4	4 0.6
協力的	331 100.0	54 16.3	164 49.5	102 30.8	10 3.0	1 0.3
非協力的	377 100.0	124 32.9	175 46.4	68 18.0	7 1.9	3 0.8

表39-13 保護者に対する身の危険別

\*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	1231 100.0	338 27.5	536 43.5	304 24.7	48 3.9	5 0.4
はい	175 100.0	104 59.4	63 36.0	5 2.9	3 1.7	0 0.0
いいえ	1056 100.0	234 22.2	473 44.8	299 28.3	45 4.3	5 0.5

表39-14 児童に対する身の危険別

\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	1236 100.0	342 27.7	537 43.4	304 24.6	48 3.9	5 0.4
はい	75 100.0	31 41.3	30 40.0	11 14.7	2 2.7	1 1.3
いいえ	1161 100.0	311 26.8	507 43.7	293 25.2	46 4.0	4 0.3

表39-15 処遇に関する抗議別

\*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	1235 100.0	341 27.6	538 43.6	303 24.5	48 3.9	5 0.4
はい	159 100.0	114 71.7	38 23.9	6 3.8	0 0.0	1 0.6
いいえ	1076 100.0	227 21.1	500 46.5	297 27.6	48 4.5	4 0.4

表39-16 マスコミへの電話や投書別

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	1238 100.0	342 27.6	539 43.5	304 24.6	48 3.9	5 0.4
はい	6 100.0	4 66.7	1 16.7	1 16.7	0 0.0	0 0.0
いいえ	1232 100.0	338 27.4	538 43.7	303 24.6	48 3.9	5 0.4

表39-17 弁護士が存在別事例の困難度

\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	1237 100.0	342 27.6	539 43.6	303 24.5	48 3.9	5 0.4
はい	14 100.0	10 71.4	3 21.4	1 7.1	0 0.0	0 0.0
いいえ	1223 100.0	332 27.1	536 43.8	302 24.7	48 3.9	5 0.4

表39-18 保護者への援助拒否別事例の困難度

\*\*\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	1220 100.0	340 27.9	525 43.0	302 24.8	48 3.9	5 0.4
はい	448 100.0	239 53.3	167 37.3	36 8.0	5 1.1	1 0.2
いいえ	772 100.0	101 13.1	358 46.4	266 34.5	43 5.6	4 0.5

表39-19 保護者の虐待の事実認知別事例の困難度

\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	1200 100.0	338 28.2	526 43.8	291 24.3	40 3.3	5 0.4
はい	622 100.0	156 25.1	273 43.9	167 26.8	24 3.9	2 0.3
いいえ	578 100.0	182 31.5	253 43.8	124 21.5	16 2.8	3 0.5

表39-20 子ども自身の障害の有無別事例の困難度

\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	1229 100.0	340 27.7	536 43.6	300 24.4	48 3.9	5 0.4
はい	136 100.0	46 33.8	66 48.5	21 15.4	2 1.5	1 0.7
いいえ	1093 100.0	294 26.9	470 43.0	279 25.5	46 4.2	4 0.4

表39-21 保護者の精神疾患の既往歴別事例の困難度

\*

	全体	大変困難	やや困難	他のケースと同様	楽だった	N. A.
全体	738 100.0	223 30.2	321 43.5	166 22.5	26 3.5	2 0.3
はい	225 100.0	82 36.4	100 44.4	38 16.9	5 2.2	0 0.0
いいえ	513 100.0	141 27.5	221 43.1	128 25.0	21 4.1	2 0.4

(クロス表は上段：実数、下段：%、\* p&lt;0.05 \*\* p&lt;0.01 \*\*\* p&lt;0.001)

### [研究3]

## 児童相談所における被虐待児童 処遇のあり方について～処遇困 難事例に関する質問紙及びヒア リング調査を通じて～

### A. 研究目的

前年度の研究結果から、児童相談所は、虐待事例の対応に関し、質・量ともに多大な労力をかけている状況が明らかになった。本年度は、対応に苦慮した虐待事例について事例研究を行い、児童相談所内の体制、関係機関とのネットワーク、担当福祉司の職務状況についてヒアリングを実施し、虐待事例におけるより詳細な連携状況や処遇上職員が感じている点について分析を深め、現状と今後の課題を考察することを目的とする。

### B. 研究方法

調査時期は平成11年9月～平成12年2月。質問紙は郵送法で行い、回収後ヒアリングを実施した。全国の児童相談所のうち、都道府県、中央とそれ以外、専門職採用、政令指定都市のバランスを勘案し、20か所を対象として選定し、平成10年度に受理した児童虐待事例のうち、当該年度中に一時保護し、次の4つの条件を原則としてすべて満たす事例を各所1事例選定してもらい質問紙とヒアリングを行った。条件は、併設の保護所で一時保護を行った後、施設入所措置・里親委託に至った事例。保護者が児童相談所の援助に対して強い拒否感を示し、援助する上で大変困難であった事例。事例検討会や連携した対応を頻繁に行った事例。児童の年齢(当時)は、小学校入学以前の幼児であった事例。

結果として回答された事例は、当該年度に4つの条件がすべてそろった事例がなかった相談所もあり、児童の年齢に幅が出てしまったが、一方、多様な状況の事例が回収できたともいえる。

調査票は、事例の概要、関わりの時紳1記述、事例の総括の3つに大きく分かれ、事例の総括の主な内容は、関係機関とのネットワーク、保護者への対応、所内の体制、担当者の負担感、虐待事例対応における制度的課題である。なお、関わり

の時系列記述については、関わった対象や場所、内容などの項目ごとにあらかじめカテゴリー化した選択肢にもとづいて数字で記入してもらう方法をとった。これはケース記録の科学的分析手法の試みとして行ったもので、詳細な分析は次年度にわたって行う予定である。

### C. 研究結果～調査事例及び援助の概要

20か所の児童相談所すべてから回答をいただき、かつ、事例に関するヒアリング調査を実施することができた。調査票記載内容及びヒアリング結果からまとめた事例及び援助の概要は、以下のとおりであった。なお、各事例の提供をいただいた児童相談所の属性については、表1にまとめた。

#### 1. 事例A

##### (1) 虐待の経過

養父からしつけということで虐待を受けた事例。養父は子どもにしつけとして夜中、玄関に立たせて食事を与えない、嘘をつくということでバットなどで叩く、川の土手から後ろから突き落とす等の行動を行っていた。実母は養父の暴力を止めることがなく、虐待に至った。実母は離婚後経済的に困窮していたときに養父と知り合い援助を受ける。養父が子どもを可愛がってくれることから養子縁組を行った。トイレでおしっこを引っかけた跡について子ども達が否定したため、養子縁組を済ませた2ヶ月後に兄弟を玄関に立たせたことによって始まった。当初は食事を抜く、腕立て伏せを200回させるなど直接手を挙げていなかったが、平成10年4月頃から手を挙げるようになり、ビニールバットやスリッパによる暴力へとエスカレートした。実母は自分自身が叩かれるのではないかという恐怖から、またけがをしない程度であればと容認し続けたこと、また家庭内での本児の孤立による盗み等の問題行動へと発展したため、養父の虐待の度合いも増していった。

本児がパンを盗んだことで店から学校に連絡。学校の担任は以前から本児には叩かれた跡があり虐待を受けている可能性が高いと心配しており、家庭児童相談室に相談をしたため、児童相談所につながった。

## (2) 家族構成

養父 30歳代(平成9年10月に養子縁組)  
実母 30歳代  
本児 10歳  
弟 9歳

## (3) 援助過程と一時保護の状況

学校の教師、家庭児童相談室からの通報により、実母との接触を開始。学校担任が身体的虐待跡を確認。本児は学校担任による家庭訪問を拒否していた。養父による虐待(ろうそくの蠟を足に垂らせてひどい火傷)により実母が保護を希望したため、一時保護を決定。弟についても同様の虐待が認められたため一時保護を実施。養父、実母との面接を行ったが、養父はしつけであるとの主張を繰り返し、また実母も同調の様子であり家庭での養育の継続が困難と判断されたため、施設入所を検討。父母はかるうじて同意。弟は母親との愛着を示したため近隣の施設に入所、本児は遠隔地の施設に入所した。入所後も精神科医による面接などにより養父との関わりを続けようとしたが、養父により拒否された。

## (4) 法的措置の有無

特になし

## (5) ネットワークの関係者

児童相談所、学校、家庭児童相談室

## (6) 保護者との関係

養父は身体的虐待もしつけの一環であるとの考えから、本児や子どもへの対応を改めようとしなかった。虐待の認識がないため、施設入所についても同意を得ることが困難であった。子どもは家庭復帰を拒否し保護を求めているものの、親自身が納得できず、その説得に時間を要した。

## (7) 他機関との関係

学校から家庭児童相談室に相談があったが、学校として通告するか否か、誰が通告者になるかなどで意思統一に時間がかかった。

## 2. 事例 B

### (1) 虐待の経過

実母が同棲中の男性の娘(当時1歳10ヶ月)を虐待し重体に至らしめる。実母逮捕時、妊娠しており、切迫流産で緊急入院したが、手遅れであった。退院後も警察に出頭せず行方をくらますが、結局、母方実家へ戻り当所との関わりが始まった。

## (2) 家族構成

実父 20歳代(平成10年に正式離婚)  
実母 20歳代  
実母と同棲していた男性 20歳代(1歳の娘あり)

継父 20歳代(現在同棲中)

本児 4歳

弟 2歳

異母妹1歳(虐待により重体)

## (3) 援助過程と一時保護の状況

母親、切迫流産で入院した時点で、本児ら一時保護となる。虐待で重体になった児童だけでなく、本児や弟にも暴力や不適切な養育が疑われたため、親族の援助、本児らの施設入所が検討された。一方で父方実家の調査を実施した。実父は多額の借金を抱えており、実父自身が本児らに虐待を行っていたことがわかった。父方実家への本児らの引き取りは適当ではないと判断された。母方実家に引き取られた場合は、祖母が仕事をやめて、日中、本児らの面倒をみることに検討された。その間、実父母は正式離婚し、親権者は実母となる。しかし、実際に本児らを母方実家が引き取る段になると、経済的なことを理由に引き取りを拒み始める。結果として、施設入所の方向で当所としては方針を固める。家庭訪問を繰り返し実母に対する説得が行われるが、実母は拒否的で、自分人で面倒をみると主張。母方祖父母の説得で施設入所を承諾。施設では実母の面会は認めるが、帰省に関しては母方実家の責任において実施することとした。

施設入所後、本児らの不適応行動と本児の知的な遅れがあり、弟は精神科受診中。医師によると虐待の影響と思われる指摘されている。

現在、実母は別の内縁の夫と生活している。内縁の夫は本児らの引き取りを要求してきたが、母親の事件については知らなかった。措置継続。

## (4) 法的措置の有無

特になし

## (5) ネットワークの関係者

実母の同棲相手であった異母妹に虐待を行い、けがを負わせ重体にしてしまったことで警察から通告があり、児童相談所との関わりが開始した。保護中は福祉事務所の福祉担当者と連絡を図り、双方の実家の状況把握を実施した。

## (6) 保護者との関係

実母は事件を起こし、その後、切迫流産で入院、退院後母親行方をくらましたり、当所の指導に対しては非協力的であった。父方実家の調査に関しても遠方であることから労力を費やした。

#### (7)他機関との関係

警察との関わりが多くあったが、警察は母親の起こした事件に対して、刑事事件として立件せず、不起訴処分とした。結果的に母親に重大なことをしたという意識が薄かった。

### 3. 事例 C

#### (1) 虐待の経過

実母は未婚のまま本児を妊娠。妊娠 4 ヶ月頃、実父死亡。親の反対を押し切って本児出生。本児が 1 歳 6 ヶ月の頃から保育所に入所し就労をしたが、同時期より本児への虐待が始まった。虐待の背景として、未婚の母として周囲が非難されたくないという思いから、厳しくしつけようと体罰に及ぶ。しかし、保育所では「乱暴で変った子ども」という指摘あり。本児の迎えの時間が遅い。他の母からの苦情などが実母のストレスになってしまう。それが次第に本児への虐待へエスカレートしたものと考えられる。

その時に、保育所からの児童相談所への通告はなく、実母が匿名で、児童相談所の過程テレホン相談」へ匿名で相談。

#### (2) 家族構成

実母 30 歳代

本児 5 歳

実父 本児誕生前に死亡

#### (3) 援助過程と一時保護の状況

電話相談で実母に児相の相談員が来所を勧める。児相から電話連絡をするが、連絡がつかなかった。実母から再度連絡があり「本児に激しい虐待をしてしまった」とのこと。

母親、施設のことを聞いてくる。その後、実母より再度連絡があるが「このまま殺してしまいたい」と言うが、落ち着いた段階で家庭訪問を約束。児童福祉司が家庭訪問すると虐待の痕跡があり、実母も危機感をつのらせ、一時保護に同意し入所した。しかし、施設入所には同意しなかった。児童福祉司の働きかけで、施設入所同意。本児は施設措置になったものの実母解雇となる。しかし、定期的な家庭宿泊と夏期帰省を実施している。

#### (4) 法的措置の有無

特になし

#### (5) ネットワークの関係者

実母が保健所で電話相談の情報を知り、その後は児童相談所が単独で連絡・調整を行う。保護開始後は町の福祉担当部局との連絡を図り、施設措置となったため児童養護施設との間で帰省等について調整。

#### (6) 保護者との関係

電話相談から繋がったケースで、虐待をしてしまっている事実を、実母本人がある程度自覚できており、児童相談所に実母本人が救いを求めてきた。一時保護・施設措置に繋がったのは、実母の本児への虐待の危機意識と児童福祉司等のネットワークによると考えられる。しかし、実母の施設入所への抵抗感は、会社等に事実が知られてしまう等の世間体もあった。

#### (7) 他機関との関係

特に虐待が発見できた時点からの関わりはないが、強いて挙げるならば、虐待発見の要因となった保健所に、児相の電話相談のパンフレットが置かれていたこと。

### 4. 事例 D

#### (1) 虐待の経過

実父による虐待。頭を殴ったり、足を持って逆さ吊り等、身体的虐待を繰り返していた。虐待が疑われ、検査のため入院。検査結果で、頭蓋内出血腫、眼底出血等から両親に医師が虐待の事実について確認。両親、ほぼ虐待については認める。しかし、実父が、半ば強引に本児を退院させてしまう。実父自体も虐待を受けて育ったため、同じように子どもを厳しく育てるといふ。実母も母方実家に相談し、そこで離婚を勧められるが、結局、実父に同情的になってしまい、自宅に戻り虐待が繰り返されていたようである。

#### (2) 家族構成

父親 30 歳代、再婚

母親 20 歳代

本児 5 ヶ月

#### (3) 援助過程と一時保護の状況

強引に退院させた後、虐待の疑いがあるため、医師が保健婦に関わりをもつよう依頼。その後、保健婦も十分な関わりがもてず児童相談所に通告

があり、関係機関連絡会議をもつ。関係機関会議後、病院に本児を委託一時保護とする。その後、児相で、父母面接・家庭訪問の実施。家庭引き取りに向けて親指導を中心に行っていた。委託一時保護解除後も児相に通所指導継続。

#### (4) 法的措置の有無

特になし

#### (5) ネットワークの関係者

最初に病院で虐待が疑われた。保護開始前には、町の福祉担当部局との連携が重要であり、家庭復帰後も保健婦、福祉担当部局と連携して家庭訪問を実施。

#### (6) 保護者との関係

実父の虐待が明らかだと思われたが、実母がそれを知りつつ何もできない状況にあった。したがって、病院から保健婦、そして児相への通告となり、本ケースとの関わりが始まった。病院への委託一時保護について実父の抵抗が予想されたが思ったほどではなく、その後の面接指導にも両親は定期的に来所している。

#### (7) 他機関との関係

通告の過程で病院、保健所との関わりがあり、その後も再入院で、病院にて委託一時保護が実施される。その折、父親の同意が得られない場合を想定して、警察にも事前に応援依頼をした。最初の虐待の発見から通告までに時間を要した。警察は事件として扱う傾向にあり、親との関係を維持するのに苦慮する。

### 5. 事例 E

#### (1) 虐待の経過

両親からの身体的、心理的虐待。体罰、食事制限、強制的な運動、包丁を使った脅迫行為、盗癖があるとの不当な疑いによる精神的苦痛。

父が継母と再婚した頃(H6.12)に民生児童委員、保育園関係者から子どもたちへの不適切な関わりを指摘され、親戚等が本児を保護し、介入した経過があった。翌年(H7.12)にはまた両親が引き取った。H9.12に学校からの通報により児童相談所の関わりが開始。調査の結果、前述したとおりの虐待が認められた。担当福祉司が学校、民生児童委員等との地域訪問を行い、両親の児相への来談を促してもらった。H10.7月、同10月とネットワーク会議を開催、役割分担、対応の検討を行った。

#### (2) 家族構成

実父 40歳代  
継母 30歳代(再々婚)  
本児(姉) 10歳  
本児(弟) 9歳

#### (3) 援助過程と一時保護の状況

本児(弟)が民生委員に保護を求めてきたため、本児(姉)とともに一時保護。二人とも、親を恐れ面会拒否、家庭復帰拒否。両親ともに虐待の自覚がなく、虐待の再発が懸念されたため、親子分離。両親を説得し、児童養護施設への入所措置。

#### (4) 法的措置の有無

特になし

#### (5) ネットワークの関係者

民生児童委員、伯父、伯母による保護

#### (6) 保護者との関係

施設入所に際して保護者の同意を得るのは難しかった。保護者は虐待をしていることの自覚が全くなく、それを説明しても改善の余地がみられなかった。実父は引き取りを希望したが、継母は施設入所を希望。両親とも本児の矯正のための施設入所であるととらえており、虐待からの保護という認識がない。

#### (7) 他機関との関係

学校、民生児童委員との連絡を中心に対応親と親戚との関係調整に時間を要した。

### 6. 事例 F

#### (1) 虐待の経過

児相管内に転居し、家族5人で生活。実母が転居した理由としては、サラ金や前父から逃げることであった。本児らは転居後、約1年学校に行かず隠れた生活をしていた。日中、家に本児らがいることで市民からの通報が入り、乳児がいたため保健センターの看護婦が乳児相談として関わりを始める。その後、本児らも登校を開始する。親との関わりを密にしていくなかで、実母の本児に対する虐待が明らかになってきた。実母が本児の首を締めたり、腹を蹴ったりしていた。看護婦が様子伺いの電話をしたときにその事実がわかり、家庭訪問後、病院受診をする。打撲と診断され、保健センターより児相に通告される。翌日、家庭訪問し、実母と子どものストレス回避のため、学童保育と実母へのカウンセリングを実施することに

なる。その後、関係者会議を開催し、一応、落ち着いていたが、再び虐待が認められ、母子分離を図るため一時保護となる。

#### (2) 家族構成

実母 20歳代(3度目の結婚)

養父 30歳代

兄 10歳(小学4年)

本児 9歳(小学2年)

異父弟 1歳

#### (3) 援助過程と一時保護の状況

保護開始後、本児はほとんど話をしなかった。落ち着きなく、幼児返り、夜尿がひどい。1ヶ月程度で落ち着きを取り戻し話を始めるが、「(実母は)恐ろしい」と言い、実母に対する拒絶感が強い。その間、養父の面会が2回あるが、実母の電話には本児は出なかった。一方、実母は本児の状況を聞いていた。しかし、実母の児相に対する拒絶意識が強くなり、「子どもを取られた」「子どもに自分を拒否するようしむけている」など訴えてくる。その後、116日の保護を経て、児童養護施設に措置される。保健婦からの働きかけで施設入所の同意をとり付ける。現在、実母は本児の引き取りを希望しているものの、児童に対する面会には児童福祉司が立ち会うことを条件にしている。半年後再検討。電話での連絡は必ず保育士を介して実施。その折、今度は兄に対する実母からの虐待があり緊急一時保護。実母は「兄は返して欲しい」と訴え、児相のカウンセリングの回数を増やして欲しいと言ってきている。

#### (4) 法的措置の有無

特になし

#### (5) ネットワークの関係者

母親とA市保健センター看護婦、嘱託医師が面接・電話を担当、児相が父親との連絡面会を担当した。役割分担ができていたので連携しやすかった。児相が協力するというより、関係者が積極的に活動してくれた。嘱託医師が休日も対応してくれたので、児相も出て行かざるを得ない状況であった。

#### (6) 保護者との関係

親の同意を取ることに慎重に対処した。実母は感情的になる人で、実母と関係が取れている市保健センターの看護婦と嘱託医師があたることになった。養父に対しては児童福祉司と関係づけを行

った。親たちの状況に合わせ(平日は仕事を休めない)土日や夜間の面接を実施。

#### (7) 他機関との関係

ケースが流動的であったため、前もって予定を組むことができなかった。他機関との連絡調整の段階で、児童相談所の情報を欲しいと他機関から要望されることがあり、守秘義務の問題が持ちあがった。

### 7. 事例G

#### (1) 虐待の経過

A県の児相より、「病院から虐待の疑いがあるとの通告を受けていたが、家庭と接触しないうちに転居してしまった」と連絡があり、当児童相談所で受理した。市保健所・保育所と連絡をとり、長男の発達の遅れが認められたので、保健婦より児童相談所に相談するよう勧める。長男の発達訓練について、保護者より相談があり、当所との繋がりができる。虐待の認知に関しては情報は多くあったものの、保護者は認めなかった(長男 - たばこの火傷、頭部外傷、右足骨折等。長女 - 数10ヶ所が蚊に刺された跡、夜泣き、男性への恐怖心。実母 - 頭部外傷、顔の打撲、顎の骨折)。

#### (2) 家族構成

実父 20歳代 定職なし(中卒、アルコール依存症、妻や子ども達に暴力を振るう)

実母 20歳代 家事(高卒、パート稼働。夫の暴力で離婚を考えるが、すぐに夫のもとへ戻ってしまう。知的理解力に欠ける面あり)

長男 5歳 中度精神発達遅滞、療育手帳B-1(H11.再判定。重度A)

長女 2歳

次女 0歳

#### (3) 援助過程と一時保護の状況

生活困窮や母親のけが、出産のための入院で、児相の一時保護を繰り返す。長男は知的障害児施設、長女は、保育所に通園していた。実母は実父の暴力に耐えられず、母子で婦人相談所に保護されることがあった。その後、母子生活支援施設に入所希望を出す、次第に決意がにぶり、実家に戻ってしまう。しかし、家庭環境が安定するまでの間、長女、次女を施設措置することになる。長男は知的障害児施設に措置されることになったが、同日、実父が強制引き取りをしてしまう。長女も

強制引き取りをしたため、次女は乳児院措置だったが、実父の強制引き取りを防ぐため、児相で一時保護する。その後の話し合いで、長女、次女とも再措置となった。実父は傷害事件を起こし逮捕。釈放後、家を追い出され、離婚話もあったが、結局再び同居を始める。実父は単身赴任。実母はスナック勤めを始める。長男の面会の折、長男がけがをしていることに激昂し、強制引き取りしてしまう。長男は日中、実母が面倒をみており、夜間は母方祖母と実母の妹が養育している。長女と次女は施設に措置継続中。父母面会あり。父親は児相との接触を拒否しているため、児相は母親を通じて、早期に長男を施設へ戻すよう説得するが不調である。実父も単身赴任から戻ってくる予定があり、今後の対応について苦慮している。

#### (4) 法的措置の有無

特になし

#### (5) ネットワークの関係者

一時保護以前、以後も児童相談所中心で関係機関に連絡・調整・連携を行い、一時保護以前は特に警察・福祉事務所等の関わりが中心であった。措置後はそれぞれ措置施設との連絡・調整が主となった。

#### (6) 保護者との関係

実父が感情の起伏が激しい人で、児童の施設からの強制引き取り等が繰り返され、再三、施設に戻すための説得に労力を要した。母子で家庭から離れ、身を隠した際、実父が居場所をしつこく探しまわった時の対応に苦慮した。施設同意入所の場合、強制引き取りに対して現実的には、強く対抗措置が講じられなかった。強制引き取りに対して一時保護はできるが、現実には実父が乗り込んできた場合に備えて、夜間、休日の職員出勤が必要となり、長期化して職員が疲弊してしまった。

#### (7) 他機関との関係

実父が暴力的で、強制引き取りも予想されたため、会議で正式に措置が決まってもなかなか施設側の入所受諾が得られず、施設側に入所説明するために何度も施設訪問したり、電話・文書のやり取りがあった。

## 8. 事例 H

### (1) 虐待の経過

本児は理容師の実父と美容師の実母との間に生

まれた。本児が5歳の時に離婚し、母子家庭となる。本児が小学校3年生の時に母親が12歳年下の養父と再婚したが、養父との交際中から母親が本児の面倒をみないことや大声で叱っていたとの情報があった。再婚後、本児がだらしない、頑固であるとの理由から体罰が発生、それが異父妹、弟の出産後に激しくなってきた。実母はメニエル氏病と診断。

本児が小学校3年の時、母親から体調不良による養育困難を理由に本児を養子に出したいとの相談が児相にあった。養育拒否と再婚によるものであったが、再婚相手が養子受け入れを認めたため本訴えは消滅。学校による本児の観察を継続。近隣から、母親の養育態度についての問題が指摘されていた。小学校5年生の時、養父、実母からの身体的虐待が疑われた(青あざを養護教諭が発見、早朝からの家事強制、食事を家族と別にとらされる)が、本児がそれを認めていないこともあり、緊急保護の必要はないと判断され、学校による対応に任された。

小学校6年生の時に近所より虐待通報。やせて虐待跡もみられるようになったため、本児に対して学校より確認め本児が帰宅を拒否し、児童福祉司と本児との面接により本児の意思が確認されたため介入した。

### (2) 家族構成

養父 20歳代  
実母 30歳代  
本児 12歳  
異父妹 3歳  
異父弟 1歳

### (3) 援助過程と一時保護の状況

本児の意向をもとに職権による一時保護。母親に連絡し来所を促した。一方、本児の健康診断、整形外科による診断により、「右大腿異所性骨化」の診断を得る。一時保護の後、両親ともに引き取りを希望していたが、最終的に施設入所に同意。

### (4) 法的措置の有無

特になし

### (5) ネットワークの関係者

児童相談所を中心として連絡調整。警察、医療機関、学校との連携。

### (6) 保護者との関係

実母に虚言癖があり、実母の言い分を聞くのに

時間を要した。本児との主張に乖離があり、その調整に時間を要した。基本的には、子どもの保護を目的に、子どもと保護者の分離を基本的態度とし、その後家庭訪問により保護者をサポートした。

#### (7)他機関との関係

親への牽制を目的として警察と連携。警察とともにケースを挟み込むという形をとり対応した。学校を中心に見守りの体制をとった。本児との接触を学校に一任し、必要があれば児相が対応するという形式をとった。最終的な通告は小学校長からのものであった。学校が見守りの重要な役目だったこともあり、学校の担任が不安定になり、学校担任とのやりとりにも時間を要した。医療機関により、虐待の有無を確認してもらった。

### 9.事例I

#### (1)虐待の経過

「子どもの人権相談」に相談があり、弁護士から通告。本児の伯母からの相談で本児が実母から虐待を受けて、1年以上にわたり入院中であり、誰も面会に行っておらず、伯母たちとの関わり合いも拒否している。実母は病院から家庭への引き取りを拒否しており、児相の援助を希望する相談であった。実母は本児を妊娠、出産するまで前夫との関係が悪く、出産したくなかったが早産し未熟児(1,690g)で出産。子どもに対する愛着がわかず食事を与えず保育所でも身体的虐待が確認されていた。成長ホルモンの検査を理由に入院し、そのまま本児の引き取りを拒否。年子で生まれた弟に対しては愛着を示しているが、本児については愛着遮断症候群と診断され病院での治療を受けていた。母親は平成9年9月に前夫と離婚平成10年10月、本児の養父と再婚。

#### (2)家族構成

継父 40歳代

実母 40歳代

本児 6歳

姉

弟

#### (3)援助過程と一時保護の状況

病院によりプレイセラピー等の治療を受けるが、本児の引き取りについては拒否。病院から急な環境の変化は望ましくないとして児相の介入、一時保護に時間を要したが、初回相談から5ヶ月後に

一時保護となった。一時保護中も養子に出してほしいとの希望を実母は持っており、家庭引き取りは困難。平成10年11月、児童養護施設に入所。

#### (4)法的措置の有無

特になし

#### (5)ネットワークの関係者

児童相談所単独ではなく、医療機関(病院)との連携により調整、協議を進めた。

#### (6)保護者との関係

再婚後は母親の生活、精神状態も落ち着きをみせ、本児の家庭引き取りに対して、施設との連携をしながら対応早期の家庭引き取りを要望。引き取り時期についての説明に時間を要する。

#### (7)他機関との関係

児相の一時保護について、病院でのセラピー治療を実施しているために、病院の理解がなかなか得られず、その調整に時間を要した。また、児童養護施設が母親の引き取り要求に対して慎重な姿勢(大学教授によるスーパーバイズがあった)があり、その折衝内容を親に理解してもらうのに時間を要した。

### 10.事例J

#### (1)虐待の経過

保健所保健婦から虐待と思われる児童が医療機関に入院しているので、関係者検討会を持ちたい旨連絡があった。

実父は本児の入院中の面会について再三の働きかけにも応じず、1ヶ月余してからようやく面会にきた。多子で継母の養育能力が低く、経済的にも苦しい状況。その場しのぎで対応してきた様子がみられる。継母は施設養育経験者で知的にはボーダーライン。養育能力が低い。本児も発達面で問題がある様子。

救急車で搬送され入院。低体温、不整脈、硬膜下血腫、脳挫傷脳浮腫のためICUに入る。年齢に比べ低体重、後頭部挫傷、前額内出血跡、皮下出血等があり、皮膚全体が黒い。以前にも大腿部骨折、火傷で入院。今回も入院後父母からの問い合わせ等全くなく、連絡をとってもすぐに切られる状況。その後、継母による虐待であることを認めた。

#### (2)家族構成

実父 20歳代

継母 20歳代  
姉 7歳  
兄 6歳  
異父母兄(母の連れ子:実父と養子縁組)  
本児 2歳  
異母弟 1歳

### (3) 援助過程と一時保護の状況

本児を自宅に戻すことは虐待の再発を引き起こす可能性が高く、不可であると判断。医学的には本児の様子は安定しているので、退院となれば一時保護の上、施設入所が必要であることで一致。主治医より、本児の入院は事故によるものではなく、保護者による虐待が疑われるので自宅には戻せない旨を父母に通告。父母は動揺、反対することなく、本児の施設入所に同意。退院と同時に一時保護。児童養護施設への措置を決定し、入所。

### (4) 法的措置の有無

特になし

### (5) ネットワークの関係者

児童相談所単独ではなく、保健所や病院との連携によって共同で対応した。病院による診断から虐待が疑われ、保護したケース。

### (6) 保護者との関係

入院中、父母がなかなか病院に来院しなかったため、虐待告知が遅くなった。施設入所後、父親は協力的になり、九州への転勤後、本児の継母とは離婚。施設から本児を引き取りたいとの意向を持つ。時期的に適切でないため先送りになるが、面会にも訪れている。

### (7) 他機関との関係

父母に対する虐待告知の際に、万が一に備えて警察の応援を要請したが、当日他用により協力が得られなかった。保健所、病院が虐待防止センターに連絡し、それを経由しての児相連絡であったため情報入手が遅れた。また、関わった関連機関からの情報収集にも時間を要した。

## 11. 事例 K

### (1) 虐待の経過

急性硬膜下血腫の疑いで A 病院から B 病院へ転院、通常では起きない症状であるため虐待の疑いがあることで B 病院から通報。本児の顔色に異常がみられたため、A 病院受診。翌日再受診し入院。検査の結果、硬膜下血腫及びくも膜下血腫であっ

たため、医師は外傷性または窒息性によるものと診断、虐待の疑い。医師から父母に虐待の事実確認がなされたものの、否定。実母は本児の出生前より婦人相談所との関わりがあり、本児の出産に対して否定的な態度をとっていたという事実があった。

B 病院からの通報があった時点で乳児院を緊急確保したが、両親は虐待の事実を否定したため、虐待を前提にした介入を一時留保。脳萎縮が進行している障害児ととらえ直し、家庭復帰させる危険性を考慮し家族との関係調整を行い、事実関係の確認期間中、児相併設の療育センターへの転院を行い、施設入所に向けた父母の理解を得る努力がなされた。

### (2) 家族構成

実父 30歳代(失業中)  
実母 20歳代  
異父姉 3歳  
実兄 1歳  
本児 3ヶ月

### (3) 援助過程と一時保護の状況

児童相談所の一時保護所での保護ではなく、児童相談所に併設されている療育センターの病棟に入院させるという形で行った。最終的に乳児院への措置について実母を通して実父の承諾を得た。

### (4) 法的措置の有無

特になし

### (5) ネットワークの関係者

医療機関はネットワークの中心として児相との連携をはかるとともに、退院後の処遇についてかなり強い意見を提示した。婦人相談所は実母が本児の出生前に関わっていた経緯があり、実母の情報収集を行った。市役所福祉課は、本児の2人の兄弟の保育所入所を行った。

### (6) 保護者との関係

一時保護中、実母は定期的に面会に来たが、実父はほとんど面会に来なかった。実父は面接について非協力的。家庭訪問なども拒否的姿勢。一時保護中、食事や療育費用などの経済的負担を保護者が拒否したため、父方の祖父母に状況説明し負担してもらった。

兄弟2人を保育所に入所させ母親の育児負担を軽減したことが功を奏し、児相への態度も協力的になり、施設入所の同意取得につながった。乳児

院措置後、父母の面会はほとんどなく、両親は虐待の事実については否定。本児は、急性硬膜下血腫及びびくも膜下血腫の影響から重症心身障害の状態となっている。

#### (7)他機関との関係

B 病院は虐待対応に関するマニュアルを有するなどその経験も豊富であるためもあり、本児の処遇について強い意見を提示してきた。そのため、児相の対応に戸惑いがあった。また、児相併設の療育センターへの入所は、保護者の行動観察と児童の保護が同時にできるため有効であった。

### 12. 事例 L

#### (1)虐待の経緯

保健センターからの通告。再婚した養父が本児に対して服が破れるほどの暴力を加え、過度の行動制限を行う。離婚しようと思うのが生活のあてがないとの実母の訴え。両親は結婚紹介所を通じて再婚。実母の前夫との離婚原因も、前夫の実母への暴力。養父の本児への虐待は、再婚後しばらくして始まった。

#### (2)家族構成

養父 30 歳代  
実母 20 歳代  
本児 4 歳  
弟 1 歳

#### (3)援助過程と一時保護の状況

虐待ではなく、本児の神経性習癖についての治療を理由に一時保護を提案。同意を得る。一時保護後、両親来所による面接を開始。両親の葛藤関係が本児への虐待を生じさせているとの見立てにより、両親面接を実施。1ヶ月の一時保護を経て、家庭復帰し在宅指導。

在宅指導中、養父の実母への暴力、被害は入院治療が必要なほどひどく、本児及び弟の養育不能となったため、児童養護施設へ入所措置。

#### (4)法的措置の有無

特になし

#### (5)ネットワークの関係者

児童相談所が単独にならず、精神保健福祉センターとの関わりのなかで対処。

#### (6)保護者との関係

夫婦面接の経過のなかで夫婦間の葛藤に本児を虐待として巻き込むシステムについては解決した

が、その次の段階において夫婦間暴力が発生した。虐待がなくなったことで、実母への直接的な暴力となった。

#### (7)他機関との関係

児童養護施設との連絡調整、ケースの見立ての共有化。

### 13. 事例 M

#### (1)虐待の経過

実母が家出をして、3 人の子どもの養育には限界があるので、生活が安定するまで施設に預けたいと相談があった。しかし、近隣の援助でしばらく「がんばってみる」とのこと。実父、福祉事務所にも相談(ホームヘルパーの件)。長女、長男を伴い、一時保護所を見学。本児らは「父親が怒るから家に帰りたくない」と泣き出す。長男、左眼下から鼻にかけて擦過傷あり。本児らは父親に怯えた感じであった。その時点で本児らの一時保護を決定。

#### (2)家族構成

実父 20 歳代  
実母 20 歳代(突然、家出をして、失踪中)  
長女 5 歳  
長男 4 歳  
次男 2 歳

#### (3)援助過程と一時保護の状況

一時保護を開始して、保育所から聴取すると、以前からも育児ノイローゼで実父の虐待が疑われていたとのこと。実父はますます情緒不安定になり、引き取りたいと申し出てくる。関係者会議の結果、引き取りは適当ではないとして医学診断を準備する。実父、再三の引き取り希望。本児らの治療の必要性を強調し、話し合う。何度かの面会の折、長女が実父の元へ帰りたいたいと言い、許可外泊。結果として家庭引き取りとなり、児童福祉司指導を決定。

#### (4)法的措置の有無

特になし

#### (5)ネットワークの関係者

福祉事務所の福祉担当者とホームヘルパー派遣の検討等を行った。一時保護中、解除後も実父と親しい近隣者と母子会の方々の援助・協力を依頼している。

#### (6)保護者との関係

実父は自分でなかなか考えがまとめられない人で、一時保護に関しても二転三転した経過がある。実父は情緒不安定で言動一致しないことが多くあり、児相の援助についても素直に受け入れられない時があった。

#### (7) 他機関との関係

保育所から虐待の情報を得ようとしたが、園側が、逆に虐待ということで構えてしまい、十分な情報が得られなかった。

### 14. 事例 N

#### (1) 虐待の経過

母親からの相談。養父による養育拒否、暴言による心理的虐待が主訴。本児の異父弟のケースから関わりがあり、このときも養父による身体的虐待が病院からの通報により発覚し、ケース受理されている。この件については警察も介入したが、養父から誓約書をとることで解決。

病院、警察は、母親と養父に対して相談機関での対応を勧告しているが、相読意欲がなく、保健センターが中心となりネットワーク会議で報告された。本児による虐待が養父からだけでなく、実母からもみられる可能性があることが報告された。

養父と実母は互いに二度目の結婚で本児は母親の連れ子。前夫は覚醒剤で逮捕、また、性格的な理由により離婚。養父との交際中、実母は本児の養育放棄・怠慢があり、脱水・チアノーゼの症状を呈する生命の危機があった。養父は交際中から本児に対して暴言を吐いており、心理的な虐待を受けていた。

出生時からの不適切な関わりを受けていた様子が、本児の過食、異食、頑固、不眠、排泄、発達の遅れ等の症状から推察される。愛着関係は形成されているものの、在宅での適切な養育は難しい状況。

#### (2) 家族構成

養父 30 歳代  
実母 20 歳代  
本児 2 歳(養子縁組)  
異父弟 0 歳

#### (3) 援助過程と一時保護の状況

生活保護のケースワーカーを通じ母親と梗点のある知人(母親が前夫と居住していた時からの知人。その後、本児の母が離婚し、母子家庭の時も

本児の面倒をよくみており、本児に対する思いが強く、また本児もなついている。)から母親に対して保護を促してもらい、一時保護に至る。

母親は施設入所について消極的であり、保育所入所が可能になる時期までの期間限定での一時保護。退所後は地域でのフォローが必要で、再度検討を要すると判断されている。

#### (4) 法的措置の有無

特になし

#### (5) ネットワークの関係者

医療機関、福祉事務所、保健所などとの連携により、一時保護前に対応した。一時保護中及び、その後は児童相談所が中心となって連絡・調整を行ったが、福祉事務所、保健所、保育所など地域機関との連携をとった。

#### (6) 保護者との関係

一時保護以後、実母は本児への気持ちに多少の変化をみせているが、養父の養育態度を変化させることは不可能。また、実母は一時保期間中、精神的理由からひきこもりの様相を呈しており、養育能力に疑いがある。母方祖父も生活保護受給、精神分裂、養父方祖母も聴覚障害者で精神疾患を有し親族から適切な養育を受けることが難しい。施設入所についての同意を翻すなど保護者の説得には時間を要した。

#### (7) 他機関との関係

情報収集、日程調整など。

### 15. 事例 O

#### (1) 虐待の経過

実父、兄による性的虐待。次女、四女、五女、六女は性的虐待。六男は身体的虐待。電話による福祉事務所への通告(H10.11.2)。その後、性的虐待を受けた次女が警察に訴え。次女は女性センターに避難入所。児童相談所による調査につながる。母親は父親と兄の性的虐待を知りつつ傍観。

#### (2) 家族構成

両親と6男6女の多子家族。同居は両親と7人の子ども。

#### (同居家族)

実父 50 歳代  
実母 50 歳代  
兄 A 20 歳代  
兄 B 20 歳代

本児(次女) 21歳  
本児(四女) 17歳  
本児(五女) 16歳  
本児(六女) 14歳  
本児(六男) 12歳

### (3) 援助過程と一時保護の状況

4か所の学校において、同時刻に4人の児童に関する一時保護について説得。全員が家庭からの分離を承諾。保護者に対して一時保護決定通知書を渡す。警察の協力で自宅ポストへ投函。性的虐待の事実と相違ないことを確認した後、弁護士に協力を依頼。親子分離を目的に強制介入。児童福祉法第33条による一時保護を実施。次女、四女は女性福祉相談センター(婦人相談所)、五女、六女、六男は児童養護施設での一時保護。

### (4) 法的措置の有無

親権喪失宣告の申立て、及び親権者の職務執行停止・職務代行者選任申立てを実施。

10/12/ 一時保護の実施  
10/12/ 保全処分の決定  
11/1/ 一時保護の解除、施設入所措置  
11/2/ 後見人及び後見監督人選任の申立て  
11/4/ 両親に対して親権喪失宣告の審判  
11/5/ 後見人及び後見監督人の審判  
11/6/ 児相で両親面接の開始

### (5) ネットワークの関係者

児童相談所中心の対応となったが、手続き上中心的な役割を担ったのが弁護士、家庭裁判所。福祉事務所、学校などとも連携協力。四女は17歳であったが、一時保護時には18歳になるため、婦人相談所での保護となった。最終的には、婦人相談所から児童相談所への一時保護委託という形で、四女を他姉妹と一緒に児童相談所の一時保護所に入所。

### (6) 保護者との関係

一時保護開始段階で保護者が不当性を訴えたため、その説得に時間を要した。親権喪失により、母親との関係を切ってしまうことに対する懸念がある。子どもたちは母親のことを心配しており、母親との同居を希望しているが、母親は父親と離れることを心配しており難しい。

### (7) 他機関との関係

児童相談所が定期的に施設入所後の児童へのカウンセリングを行うには、地理的な限界があり難

しい。カウンセリングを行う医療機関や自動グループのような社会資源があれば助かる。性的虐待によるトラウマと親子分離後のケアの必要性を感じる。

市町村の当事者意識が希薄で、十分な連携が図れない。親への連絡など児童相談所だけで行うには困難な場合もあり、市町村の当事者意識を喚起することが必要である。また、特に性的虐待については関係機関の認識にばらつきがあり、性的虐待への対応は足並みがそろいにくい。理解を得るのに時間を要した。関係機関が多数であったため、日程調整に時間を要した。特に学校関係者への理解を求めることが困難であった。日常、交流のあまりない警察や学校関係者との連絡、関係づくりが負担であった。

## 16. 事例P

### (1) 虐待の経過

実父は、本児が小学4年生の時より刑務所に服役していたが、小学6年時に再び同居し始める。実父は暴力団との関わりがあり、その関係がうまくいかない、家族に暴力を振るう。実母は何度も母方実家に戻るが、本児は残されたままであった。実父による度重なる身体的暴力によって、本児は中学1年時に家出を決意し、一時保護となる。

### (2) 家族構成

父 30歳代(服役後、精神科受診中、結婚後半部分が刑務所生活)

母 30歳代(9人きょうだいの長女。しつけに厳しい。内科受診中)

兄 中学2年(親に逆らわないが、学校では不安定)

本児 中学1年(小学校より不登校、家の手伝いで早退あり)

### (3) 援助過程と一時保護の状況

一時保護後、両親に連絡するが、保護を不服として面会を拒否し、連日、児相に抗議の電話を入れてくる。学校、福祉事務所の説得により話し合いをすることになるが、本児が無断外出をしまし、再度、関係が悪化する様相があるも、一旦、帰宅させる。

その後も、本児家出を繰り返す。非行がエスカレートしていく。家出、有職青年との付き合い、

テレクラ、暴言等で家裁送致になる。その後、実父が本児を連れて一時保護を願い出てくるが、本児は暴れて落ち着かず、家裁にて対応。少年鑑別所に送致。審判の結果、家庭引き取り、試験観察が決定される。しかし、本児は再び家出を繰り返し、家裁にも出廷せず同行状が出された。両親転居。両親の連絡によると、再び観護措置となり、本児は覚せい剤の使用にて逮捕される。

#### (4) 法的措置の有無

特になし

#### (5) ネットワークの関係者

本児が自ら保護を求めてきたケースである。したがって、保護開始後は児童相談所が中心となり、連携、調整を図る。学校、警察、家裁との関わりが主であった。

#### (6) 保護者との関係

当初、保護者は一時保護を納得しておらず、面接もできなかった。連日、抗議の電話が入り、電話の対応に気を使った。

#### (7) 他機関との関係

保護開始後、本児が無断外出を繰り返したため、その対応についての相談や実情を理解してもらうのに苦慮した。最終的に家裁送致になったが、「少年」「家事」の判断に時間がかかった。

### 17. 事例 Q

#### (1) 虐待の経過

不法滞在をしていたフィリピン人の実母が、覚せい剤取締法違反で逮捕。翌月強制送還となり、本児らは実母の姪の知人が代わって養育していたが、それ以上面倒がみられないとのこと。身体的な体罰はなかったと思われるものの、典型的なネグレクトである。

#### 家族構成

実父 日本人(行方不明)

実母 フィリピン人(不法滞在で強制送還)

長女 6歳

次女 3歳

異父妹(知人のもとで養育)

#### (3) 援助過程と一時保護の状況

適当な養育者がいないということで、児童相談所での一時保護となる。フィリピンにいるという実母の意向を早急に確認すること及び本児たちの最善の生活環境を整えることを最優先した。まず、

本児たちの生活環境を整備するため、近隣の児童養護施設にそろって入所する。入所手続きについては、児童福祉法第28条により、家裁の許可を得て施設入所できる旨明記されているが、親権者たる母親の意思が確認できなかったため、知人の承諾を得て手続きを行った。実母の意向確認については、A事業団を通じて、フィリピン政府に調査依頼を行った。調査の結果、実母より、本児らを返して欲しい旨の宣誓がなされたことで、今後の処遇の再検討を行った。本児らの送還に関しては、送還費用は原則、本人(本児ら)負担となり、他に工面する者がいない場合は、送還まで長期化することが見込まれた。

#### (4) 法的措置の有無

施設入所に関して保護者の意思確認ができないため、児童福祉法第28条の適用を行い、知人の承諾を得て施設入所する。

#### (5) ネットワークの関係者

児童相談所を中心に、連絡・調整・連携を行っていたが、特に外国にいる実母との連絡を図るため、A事業団との関わりが深かった。

#### (6) 保護者との関係

外国にいる実母との関わりを持たなくてはならず、日本との文化的な考え方の違いが浮き彫りになった。

#### (7) 他機関との関係

連携をとった機関の立場の相違があり、法律上の処遇と現実の妥当性が異なっていた。児童福祉審議会処遇検討部会に事例を提出し、検討してもらった。しかし、委員会開催と早急な援助とが必ずしも一致していなかった。

### 18. 事例 R

#### (1) 虐待の経過

本児妹の発熱、脱水症状による緊急入院により、虐待の疑いありとの病院からの通報。父母との面接機会をもったことから関わりが開始。児童相談所からの働きかけで妹については乳児院に措置したが、本児の場合もネグレクトが疑われたため、保健所を中心に働きかけたが、家賃滞納、異臭がする、家に入れない等の状況となり、本児の安全確保のための一時保護のための立入調査を実施することとなった。

父母とも知的に遅れが認められる(手帳なし)。

本児にも知的遅れが認められる。また、本児は「棒でぶたれた、ママ怖い」と言っており、身体的虐待も疑われていた。

#### (2) 家族構成

実父 30歳代

実母 30歳代

本児 4歳

妹 2歳(乳児院措置中)

#### (3) 援助過程と一時保護の状況

立入調査による一時保護の実施。児童福祉司が訪問しても、父母が本児との面会を拒否。訪問しても物音一つせず、家内は不潔、ゴミの山で本児の安否が気遣われたため、立入調査を実施。何度も本児との面会を希望していたが、家庭訪問によっても拒否されたため、立入調査による一時保護を検討し、実施。

#### (4) 法的措置の有無

児童福祉法第28条。施設入所承認の審判。

#### (5) ネットワークの関係者

児童相談所を中心とした連携・調整。そのほか、医療機関(病院)、保健所、主任児童委員との協力。児相の嘱託弁護士、生活保護のケースワーカーとの連携も重要だった。

#### (6) 保護者との関係

子どもを無理やり保護された等と親との対立関係になりかけたが、説得によって沈静化した。訪問や面接、待合せの時間が守られず、ドアを開けないなどが頻繁にあり、面会が困難であった。

申立てから承認までの間に父母は児童相談所の援助で生活保護が開始されたが、家賃の長期滞納により立ち退き強制執行が行われ、住居を失い、新しい住居が生活保護により確保できたが、その時点で協議離婚したものの、再び同居している。家庭復帰は当分見込めない状態。

#### (7) 他機関との関係

妹の件についての通告は病院のMSWからであったが、虐待についての緊急意識が低く、また医者の説得できない等の問題がある。病院、保健所との連携に問題があった。また、事前に警察との調整はしていたが、立入調査当日には他用件により警察の同行はなかった。立入調査後20分後に110番通報。地域の主任児童委員や民政児童委員への説明や気遣いが必要だった。

## 19. 事例S

### (1) 虐待の経過

実父は本児が抱かれると嫌がって泣いてばかりいるため、洋服ダンスに入れたり、投げ投げたりしていた。実父は覚せい剤をやっているためイライラして、殺してしまいかねなかった。以前からも、本児が泣くため、本児の目や口をガムテープで封じ、布団蒸しにしたりしていたが、実母や母方祖母は庇いきれない状態であった。

### (2) 家族構成

実父 30歳代(覚せい剤により3回服役)

実母 30歳代(シンナー、不純異性交友、覚せい剤使用。20歳の時、未婚で出生。)

異父姉 8歳(母方祖母が面倒をみていたが、その後、他の児相より児童養護施設に措置)

異父姉 7歳(姉とは違う男性との間の子。実母が覚せい剤容疑で逮捕された際、姉と同児相より乳児院措置)

本児 1歳

妹(実母逃亡中に妊娠・出産・乳児院措置)

### (3) 援助過程と一時保護の状況

実父が実母と本児を連れ転々としていた時、たまたま、当所管内の父方実家を訪れた際、父方祖母より当所に相談がなされた。実母や母方祖母は庇いきれない状態であった。実父が、所属していた暴力団の金と自動車を窃取し、実母と本児を連れて一時行方不明になり、本児の安否を気遣う。再び祖母宅に現われた際、実母・祖母が本児の安全を守れないとの判断から、実母が不在のところで、実母の同意なく児童福祉法第33条により、乳児院に委託一時保護した。その後、母親の意向を以前から関わりのあった児相を通して確認し、入所措置をとった。しばらくして、実父・実母は住所不定となり、覚せい剤不法所持、密売にて実刑判決を受けている。実母は逃亡しており、連絡がとれるようになって本児の妹の出産がわかる。妹は乳児院に措置する。本児、2歳となって児童養護施設に措置変更する。今後、実母の養育状況が変わる見通しは少ないが、里親委託の提示と引き取りに関しては、今後母親の生活態度の改善状況を見守って判断することにする。

### (4) 法的措置の有無

特になし

### (5) ネットワークの関係者

児童相談所が中心になって、一時保護前は医療機関との関わりが中心であり、その後は乳児院等の関わりが最も密接であった。

#### (6) 保護者との関係

実父母からの強引な引き取り要求が繰り返されることに備え、児童福祉法第 28 条の申立て準備の一つとして、父方祖母に家裁への陳述書を用意して援助したことが非常に時間を要した。実母が行方不明になっていた時に、文書による同意書の提出が困難になり、里親委託にしても検討が困難であった。父方祖母から随時、実父母の状況が連絡されてきたが、祖母の情報の信憑性を疑わざるを得ないこともあった。実父が不法行為に関わっている以上、児相としては分離の方向で検討しなければならなかった。

#### (7) 他機関との関係

すでに本児の異父姉たちを施設に措置している児童相談所とはある程度関係ができており、本児の処遇に関して当所が関わったため、実母が当所の関わり方について前児相との比較をしていたところがあり、それに児相同士が巻き込まれた感がある。

## 20. 事例 T

### (1) 虐待の経過

病院より民間虐待防止団体に相談が入り、虐待が疑われると通告があり、当所との関わりが開始された。本児(弟)が大腿骨骨折、顔面皮下出血等で 2 回、入院歴があった。その後の調査で、以前にも 3 回入院歴があったことが判明した。その後、本児(姉)が大腿骨骨折で入院したとの通報があり、親の原因説明に不信な点あり。姉が入院中に弟が保育所に入園するが、弟の首筋に痣があると通報があり、保育所に事情を聴取する。しかし、児相の方針(本児らの一時保護)が十分理解されず、協力が十分得られず、児童福祉司の訪問指導となる。その後も姉が顔面打撲・皮下出血等で再受診していたことがわかり、弟も顎部から胸部まで化膿して重篤な状態であった。しかし、実父は事実を認めず、「長男の入院付き添いのために、長女を保育所に入園させたい」と言う。弟については、退院後、一時保護を決定した。

### (2) 家族構成

実父 20 歳代(母子生活支援施設入所歴あり)

実母 20 歳代

長女 3 歳

長男 2 歳

### (3) 援助過程と一時保護の状況

長女が入院中、面接指導を継続し、長女に対する関わりについて指導を行った。実父は家事を手伝ったり、朝食の準備をしてくれたりしていた。しかし、長女は保育所でパニックに陥ったり、落ち着かない行動が目立ち、長女の一時保護も処遇会議で検討された。その際、姉弟の同時保護と家庭裁判所へ法第 28 条の申立て準備を行うことを決定した。そこで、児童福祉専門員の弁護士と協議し、当所は保育所、病院の協力を得て、長男の退院にあわせて長男を児童養護施設へ一時保護委託し、長女を一時保護所に入所させた。

一連の措置に対する同意を実父から得るため、警察署員同行のうえ家庭訪問したが、長女の保護には同意できないと拒否したため、第 28 条の申立ての説明と同意書を手渡した。実父は虐待の事実を認めなかったが、実母と母方祖母が同意書を持参した。その後、父母は別居し双方が当所を訪れ、父親は、かつて自分が母子生活支援施設でどのような状況であったかを語り始め、変化が生じてきた。長女を一時保護から長男と同じ施設に措置決定した。一時保護により、長女は心身ともに著しい成長を遂げ、実母もそれを喜んだ。結局、父母は離婚し、実母は定期的に施設の面会に通い、2 度の試験帰省の後、家庭復帰させ措置解除した。解除後も家庭訪問等継続指導を実施している。

### (4) 法的措置の有無

結局、手続きはとらなかったが弁護士と相談し、実父に法的措置の説明は行った。

### (5) ネットワークの関係者

児童相談所を中心にして本児の入院していた病院との連携、一時保護中は、保育所、児童養護施設との関わりが主であった。

### (6) 保護者との関係

弟の入院中に実母がずっと付き添っていたため、児童福祉司が病院訪問を重ね面接を実施した。担当が途中変更になり、引継ぎがうまくいかずケースに対する援助が途切れてしまった時があった。保護者の同意を得られなかったため、強制引き取りが心配された。

### (7) 他機関との関係

家裁の申立てを準備していたため、書類作成に時間を費やした。病院との連携のなかで、協力的な病院とそうではない病院があった。警察も、虐待をしてしまった保護者への取り調べが一貫していなかった。

## D. 考察

事例分析及びヒアリング結果から児童相談所における被虐待児童援助をめぐる実態と課題を整理すると、以下のことが指摘できる。

### 1. 他機関・他職種とのネットワーク

他機関とのネットワークの形態について、一時保護以前の時点では、児童相談所が中心となって援助したのは8事例、児童相談所が単独で中心とならず他機関と共同した事例が7事例とおおむね二分されており、関係機関は「医療機関」と「学校」が多かった。一時保護中の関係機関とのネットワーク形態については、児童相談所を中心とした事例が15件、児童相談所が単独で中心とならず他機関と共同した事例が5件で、多くは児童相談所が事例検討会の開催調整から実際の対応までほとんど行っている状況であった。しかし、民生児童委員や近隣の知人など身近なキーパーソンが存在し、うまく行捨担任できた事例もあった。また病院、学校などの関係機関においては、当初意思疎通がうまくいかない場合があっても、協力への説明を重ねることで連携がとれるようになったケースもみられた。一時保護後は、児童相談所を中心として、連絡・調整・連携を行った事例が14事例で、関係機関の多くは児童養護施設であった。

他機関・他職種とのネットワークに関しては、機能的な側面がある一方、関係者間の処遇方針や事実認識の違いで意思疎通が難しくなったり、新たなトラブルや過度のプレッシャーがかかる逆機能も発生してしまう場合があることも、ヒアリングを通じて確認できた。

### 2. 保護者との関係

保護者への対応の過程では、保護者側の立場と児童の立場で職員の役割分担を意図的に行ったり、保護者の悩みを受容的に傾聴することで保護の同意取り付けに導くなど、有効な関わり方法をとっ

て成功している事例があった。一方、処遇の始めから担当者が保護者に対し、「虐待である」と明確に宣言する場合としない場合の両方がみられた。

いずれにせよ、調査や面接に協力的でない場合、相談所にへの来所の約束の取り付けと実行に関し、時間をとられている現状が確認できた。

### 3. 所内体制とスーパービジョン

児童相談所内部におけるケース担当制については、児童虐待に限らずほとんどの児相で地域や種別担当制を実施している。したがって、そのケースの担当になった児童福祉司が一貫して関わることになる。それはある面、ケースに対する責任性において明確であり、ケースとの関係をつくっていくうえでもメリットがあると考えられる。しかし、反面、担当者がそのケースを抱えこまざる得ない状況に至った場合、その責任性を内部で問われることになりがちで、そのケースの結果が担当者の「責任」とみなされてしまう傾向も指摘される。そこで、今回の調査から所内の役割分担がどの程度、確立できているかを検証してみる。

本調査では、取り上げた事例の「通告から直近の一時保護以前の関わり」と「一時保護開始から施設入所までの関わり」を時系列に従って、中心的な「関わり職種」として記録していただいた。当然の結果として、中心的な関わりを果たしたのは児童福祉司であり、特に一時保護以前には児童福祉司が頻繁にケースと関わりをもっている。所内において、児童福祉司が中心となって相談員、心理判定員と連携をとりながらケースに対応していることが読み取れる。

しかし、ケース援助の初期段階で、児童福祉司とともに多職種が複数で関わっている特徴的な記録が2ケースあった。一つは、訪問指導の段階から児童福祉司と相談員が組んでケースに関わっている場合であり、もう一つは、頻繁に相談員、所長、副所長等と連携を図り、ケース援助を行っていると思われるものである。また、ほとんどの児童相談所で所内ケース検討会議が早期に持たれており、このことは、初期段階の方針確認、所内職員の共通理解と役割認識を図るため重要なことであると考えられる。

続けて、児童相談所におけるスーパービジョン資源の有無については、特徴的な体制については

記録されていなかったが、1ヶ所の児相で、児童福祉専門員が弁護士であり、家庭裁判所の申立てにあたり、非常に有用な助言をもらえたとの報告がされていた。

聞き取り調査からも困難事例としての児童虐待ケースを担当した児童福祉司の苦悩、葛藤が語られる場面に多く遭遇した。昼夜、休日を問わず担当者が真剣にケースと向かい合っている状況が伝わってくる反面、担当者が「抱え」ざるを得ない状況が通常であると感じられた。ある担当者は、新人の児童福祉司に援助・協力してあげようとしても、自分の担当のケースだけでも手一杯の状態だと語っていた。

また、人事配置の問題として、所長、次長、主任児童福祉司のラインが専門職として異動しておらず、本来ならばスーパーバイズの機能を果たすべきポストが確保できていないという指摘もなされた。なお、外部のスーパービジョン資源の有無と実施に関しては、ばらつきがみられた。

#### 4. 児童福祉司、担当者としての負担(聞き取り児相20ヶ所中)

聞き取り調査をもとに担当者が負担と感じる内容を項目としてまとめると、以下ようになる。

##### (1) 親との関わりに関して

###### (ア) 時間的負担

- ・ 保護者への一時保護等の説得(10件)
- ・ 法的手続きのための準備(1件)
- ・ 休日出勤等(1件)
- ・ 保護者の搜索(1件)

###### (イ) 心理的負担

- ・ 保護者の虐待認識の欠如(6件)
- ・ 引取り要求もしくは脅し(4件)
- ・ 保護者の不安(2件)
- ・ 保護者の疾病(1件)

##### (2) 関係機関との関わりに関して

###### (ア) 時間的負担

- ・ 他機関(学校)に対する援助(3件)
- ・ 情報収集(3件)

###### (イ) 心理的負担

- ・ 機関同士の共通理解(6件)
- ・ 関係者会議の開催(3件)

まず、(1)でも明らかなように、担当者は、保護

者に対する説得に、時間的にも、心理的にも多くの負担感を感じている。特に双方を関連付けて考察すると、ほとんどの保護者に虐待の認識がなく、児童相談所の働きかけの段階で一時保護の説得等に応じず、面接を拒否したり、入所を拒んだりする状況が推察できる。つまり、担当者はケースに関わる初期の段階で最も時間を費やし、心理的にも負担を抱えながら保護者に接していることが明らかになった。内容的には、保護者との面接や電話連絡が主で、訪問の拒否や呼び出しに応じない等、関係付けが出来るまでの抵抗がかなり報告されている。

その次に時間的負担では示されなかったが、心理的負担として、一時保護中の保護者の強引な引き取りや脅しが挙げられる。ようやく児童が一時保護所に入所できたとしても、保護者の強引な引き取りに抗する有効な手立ては現段階ではほとんどなく、今回の聞き取り調査でも、強制引き取りの事例が報告されている。これは法的措置、特に児童福祉法第28条申立ての有無や準備との関連で、緊急的な対応と時間的制約のなかで常に判断が迫られていると考えられる。

また、(2)で明らかなように、関係機関との関係のなかで時間的負担となっているのが、第一に機関援助となっている。これは、学校との関係においてみられ、虐待という事実が明確になるにしたがって学級担任や学校自体が不安を抱くようになり、児童相談所に援助を求めてきたということである。以前は虐待の認識や虐待防止ネットワークのなかに、学校がなかなか加われない状況があったが、最近、養護教諭・スクールカウンセラー等が積極的に関わりを持ち始めている。したがって、報告のような状況は、学校自体が虐待の発見の場であり、その対応についてもネットワークの重要な手露偽担う方向で、理解を求めていく必要性を提示している。

次に心理的負担として、関係機関の共通理解を図ることが挙げられている。その機関としては、学校、保育所、家庭裁判所、警察、福祉事務所、病院、児童相談所となっている。このことは、関係機関の援助・協力を得る段階で、関係機関同士で「虐待」に対する認識が必ずしも一致している訳ではなく、情報の共有や役割認識の難しさを示している。

そのため、具体的な関係者会議の開催においても、コーディネート機能を求められる児童相談所が最も負担感を感じる事となると考えられる。

その他の意見として、機関連携自体が全くできなかったという報告もあり、虐待の認識やネットワーク構築には程遠いという意見も聞かれた。

## 5. 制度面の課題

制度面の課題として、まずどのような障害や困難があるか、特徴的な意見として挙げられたものを例示する。第一に、人事異動等が頻繁に行われ、マンパワー面で児童相談所自体が弱体化している。児童福祉法第 28 条等の申立てについて家庭裁判所との連携に手間取る。ケースが急増しているが人員増が望めない。予算的な面で削減され新規事業が実施できない等の指摘があった。

そのような状況で、今後の課題として、機構面では弁護士、児童精神科医等の専門職が児童相談所のスタッフとして組み入れられること、児童虐待に対する専門的な援助技術の習得や現任訓練、研修システム等の確立と保障が挙げられていた。次に、保護者に対する虐待の認識と対抗措置を図る機能とケースワーク機能の分離が指摘された。すなわち、保護者に対し関係を維持しながら、同一機関が保護者に対峙して法的措置を取らなければならないことの矛盾を指摘する見解であり、これまで築いた保護者との関係を悪化させ、児童に不利益を与えてしまう事態を懸念するものであった。

次に法制面では、これもかねてから指摘されてきたことであるが、児童福祉法第28条、第33条の6の申立てによる対抗措置が、緊急に対応しなければならない状況において十分な制度とはいえず、仮に一時保護、施設措置ができた場合であっても、保護者の強行な引き取りには事実上対抗しえないとする指摘があった。今後、児童虐待防止立法の検討が図られるとするならば、この部分の児童相談所等の権限強化が具体的に明記されることを望みたい。

そのような状況で、特筆すべき取り組みをしている児童相談所もありた。県の補助事業であり、県下の児童相談所を中心に児童虐待ネットワークを組織するものである。各所ごとにさまざまな領域(福祉、教育、医療、保健、司法等)の代表者に

よってネットワークが構成され、事例検討を通して共通理解を図っていた。また、その経験を通じて『防止マニュアル』や『ケアマニュアル』が作成され、関係機関に配布されていた。今後、こうした地域性を反映したネットワークが展開されていくことを望むとともに、各地域で広がってきている民間ネットワークとの協力・活用が円滑に行われることも必要である。

なお、制度面での課題として、保護者が調査・指導に任意で対応している状況では効力に欠けることから、児童相談所の権限の強化や、保護後の子どもと親へのケア機関の充実、家庭裁判所や警察をより積極的に有効活用ができる制度改革を望む声も多く出されていた。

## 6. 虐待対応の資源への評価と活用

虐待事例への対応に関連して、平成 12 年度予算に新しく盛り込まれている施策と児童福祉審議会に関し、その評価と活用について聞いた。

(1)児童虐待防止市町村ネットワーク(平成 12 年度新規国庫補助事業)について

市町村レベルでの取り組みの推進として歓迎すべきとの意見が大勢を占めたが、多くの関係機関をどこが中心となってまとめていくのか、市町村での協議会と児童相談所との情報ルートや役割分担はどうするのか、といった点についてさらに検討が必要ではないかとの指摘があった。また、介護保険などの業務が本格的に始まるなかでどれだけ実際に運営できるか疑問視する意見もあった。

一方、警察の協力を得ることについては市町村ネットワークのモデル提示は有効であろうとの意見も複数あった。

(2)児童虐待対応協力員(平成 12 年度新規国庫補助事業)について

現在、児童相談所経験者などが協力員の候補の一つとして想定されていることに関し、年輩の方に激務である虐待事例をお願いするのは難しいのではないかと声が多く聞かれた。実際に外に出て動き回れる人材を希望する意見も多い一方、非常勤の身分でどこまで業務を委託できるか疑問視する意見もあった。いずれにせよ、人員が増えることについては歓迎すべきことであるという認識がある一方で、非常勤ではなく正規の職員の増員を求める声が多かった。

### (3) 児童福祉審議会について

児童福祉審議会の活用については、大きく分けて、「保護者の説得に有効である」という意見と「答申まで時間がかかる点が課題」とする意見があった。児童相談所の処遇方針の第三者のチェックと妥当性を付与する機能を評価する一方で、「諮問した処遇案と違う方針を出され混乱した」、「展開の早い事例の場合、状況の変化に対応できない」との意見もあった。

#### まとめ～児童相談所職員の職務の現状と機関連携の課題～

本研究の一つの目的が機関ネットワークの形態とその内容を明らかにすることであったが、現状では、一時保護以前から一時保護後まで一貫して多様な機関が緊密な連携をとりながら対応している事例は少なかった。多くは児童相談所単独で中心となり、少数の他機関が「連携」までいかない、「連絡」「情報収集」のレベルで協力しているにとどまっているようである。

これは、機関連携を図ろうとすると、微妙にその捉え方の違いがあることが一つの要因で、それぞれの機関の機能が意外と理解できていなかったりして、誤解をしてしまったり、疑心暗鬼になってしまったりすることが聞き取り調査の結果から浮き彫りになった。問題が発生した時のみの連携ではなく、日常的・継続的なネットワークづくりと担当者同士の信頼関係づくりが大切であることが示唆された。

また、聞き取り調査では、相談件数が増えていく現状において、マンパワーが不足していることが多く指摘された。児相は直接処遇機関であるとともに、今後は、社会資源の活用や円滑な機関連携自体を支援するコーディネート機能が求められていくと考えられるが、現状の職員配置では、事例の絶対数の多さの前に時間不足や負担感が増大していることが感じられた。

今後は児相だけがすべてを担っていくのではなく、児相を強化しつつ、同時に他機関との役割分担を明確に行っていくことが必要である。それには、相互の機関の役割理解と虐待事例に関する認識の共有化が不可欠である。警察との人事交流を促進した方がよいのではないかと意見があったが、こういった異職種間の交流も地域の社会資源が

連携していく際に大きな力となると思われる。

また、我が国では、今後、特に対応が遅れているアフターケアに関わる専門機関・専門職の人材養成が必要と考えられる。たとえば、虐待を受けた児童や虐待をしてしまった保護者の心理的なケアや自助グループの支援等の整備が求められる。保護者の心理的ケアは、一部を除き、家庭裁判所によるケア受講命令等の法的措置がなければ実効的でないとの意見も複数聞かれた。相談件数が増加している現在、児童相談所の職員が疲弊して終わるのではなく、これを契機に、法的な整備を含めた包括的な虐待対応システムの検討が迫られている。同時に地域レベルでの日常的な人的つながりやネットワークの整備を進めていくことが、実際の事例の対応を左右する重要な点であることも明らかになった。

なお、次年度は、ヒアリング結果をさらにまとめることと、関わりの時系列記述の結果を分析し類型化を試み、専門職の関わりと関係機関連携の実情について詳細な分析・考察を進める予定である。

表1 調査対象事例提供児童相談所属性一覧

事例	一時保護所併設	中央-それ以外	専門職採用	県・政令指定都市	一時保護	一時保護以外の法的措置
A	あり	中央			○	
B	あり				○	
C	あり	中央			○	
D	あり	中央			○	
E	あり				○	
F	あり	中央			○	
G	あり				○	
H	あり	中央	○		○	
I	あり	中央			○	
J	あり				○	
K	あり	中央	○		○	
L	あり		○		○	
M	あり	中央	○		○	
N	あり	中央			○	
O	あり				○	親権喪失宣告の申立
P	なし		○		○	
Q	あり			○	○	28条入所
R	あり	中央	○	○	○	28条入所
S	あり	中央	○	○	○	
T	あり			○	○	
	保護所あり19	中央11	専門職採用7	政令指定都市4		

## 調査研究協力をお願い

児童家庭福祉行政にかかわる私どもの研究調査につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り心より感謝いたしております。

また、昨年度は、庄司順一青山学院大学教授が主任研究者として厚生省から補助を受けた平成10年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）『被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究』の分担研究である『児童相談所における被虐待児処遇のあり方に関する研究～専門職員及び関係機関の関わり分析～』（分担研究者：柏女霊峰）において、貴児童相談所を含む全国の児童相談所を対象に実施した『平成9年度に一時保護を行った児童のうち虐待を主訴とする全児童の処遇実態調査』にご協力をいただき、まことにありがとうございました。おかげさまで多くの児童相談所からご協力をいただくことができ、報告書を取り纏めることができました。結果につきましては、本年5月31日の全国児童相談所長会議の席上にてご報告させていただきました。

今年度は、本研究の第2年次研究として、児童虐待への児童相談所の関わりについてさらに詳細な調査・分析を行うべく、貴児童相談所を含む全国20か所の児童相談所（一時保護所併設を前提に、地区、規模、設置主体等を勘案し抽出させていただきました。）に対し、平成10年度に受理した児童虐待事例1事例（調査対象事例については、別添の調査票記入要領のとおり、いくつかの条件を設定させていただきました。）について、専門職の関わり、関係機関とのネットワーク形成等に関し詳細な事例分析調査及び担当者に対するヒアリング調査を実施させていただくことといたしました。

昨年度の調査におきまして、児童相談所が、児童虐待に対する直接的援助とともに、当該事例に対応するためのネットワーク形成に係る業務をも担当し、そのことが、児童相談所の業務負担をさらに大きくしていることが示唆されました。しかし、職員の方々の精神的負担や業務負担の詳細な実情に関しては、必ずしも十分な把握ができませんでした。そこで、今回は、昨年度調査の詳細なクロス分析を行うとともに、専門職の方々の援助やネットワーク形成に係る時間的・精神的負担を中心に事前調査及びヒアリング調査を通じて把握し、児童虐待に関する効果的な援助、ネットワーク形成のあり方について、さらに考察を進めたいと考えております。

つきましては、お忙しいところまことに申し訳ありませんが、別添の『調査票記入要領』をご熟読いただき、該当事例を1事例お選びのうえ、別紙『調査票① 事例の概要』、『調査票② 時系列関わり記入票』、『調査票③ 事例総括評価票』の3つの調査票にご記入いただき別添の返信用封筒に封入し、平成11年9月22日（水）までに下記まで書留にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

ご返却いただきましたのち、本研究班の貴児童相談所担当メンバーからご連絡をさせていただき、ご訪問のうえ、再度ヒアリング調査をさせていただきたいと考えております。ご面倒なお願いでまことに恐縮ですが、研究の主旨をご賢察のうえ、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

なお、今回の調査結果につきましては統計的に分析し、処理いたしますので、ご協力をいただいた個々の児童相談所名や個人名、個人データが出るようなことはいたしません。また、結果につきましては、別途、ご報告させていただきます。

お忙しいところ、昨年度に続いてのご面倒なお願いでまことに申し訳ありませんが、以上の趣旨をお汲み取りいただき、当調査へのご協力につきまして格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

調査票ご返送先

〒260-8701 千葉市中央区大巖寺町 200

淑徳大学社会学部社会福祉学科 小木曾 宏研究室

平成11年8月

「児童相談所における被虐待児処遇のあり方に関する研究」研究班  
分担研究者 柏女霊峰（淑徳大学教授・日本子ども家庭総合研究  
所担当部長）

協力研究者 小木曾宏（淑徳大学専任講師）  
中谷茂一（聖学院大学専任講師）  
松原康雄（明治学院大学教授）  
村田典子（明治学院大学副手）  
尾木まり（子どもの領域研究所長）  
才村 純（日本子ども家庭総合研究所担当部長）

様

追伸：調査の実施及び調査票記入要領等についてのお問い合わせ等につきましては、下記  
までご連絡くださいますようお願いいたします。なお、不在の場合はファックスにてご  
連絡いただければ、こちらからご連絡申し上げます。

連絡先： 〒362-8585 上尾市戸崎 1-1 聖学院大学人文学部人間福祉学科  
中谷 茂一（TEL 03-3723-8598：自宅）  
（FAX 048-780-1804：大学）  
（E-mail: s\_nakatani@seigakuin-univ.ac.jp）

〒260-8701 千葉市中央区大巖寺町 200 淑徳大学社会学部社会福祉学科  
小木曾 宏（TEL 043-265-7331 内線 358）  
（FAX 043-265-8310：大学事務局）

## 調査票記入要領

### 1. 調査対象ケース

平成 10 年度に受理した児童虐待事例（『養護相談』中の『虐待』に分類された事例）のうち、当該年度中に一時保護（委託一時保護のみの事例を除く）を行った事例を対象とします。

事例は、各児童相談所 1 事例とし、次の 4 つの条件をすべて満たす事例を選定して下さい。

- ①併設の保護所で一時保護を行った後、施設入所措置・里親委託に至った事例。
- ②保護者が児童相談所の援助に対して強い拒否感を示し、援助する上で大変困難であった事例。
- ③事例検討会（「事例検討会」とは、『子ども虐待対応の手引き』p.279 参照）や連携した対応を頻繁に行った事例。
- ④児童の年齢（当時）は、小学校入学以前の幼児であった事例。

※なお、できれば対象ケースの主担当者であった福祉司の方が現在も貴児童相談所に在籍されている事例をご選定いただければ幸いです。また、上記①～④の条件を満たす事例がない場合は、②、③の条件についてはそれに近い状況の事例をご選定下さい。

### 2. 調査票記入者

調査票へのご記入は、対象ケースを主にご担当なさっていた福祉司の方にお問い合わせ申し上げます。

### 3. 調査票のご返送

お忙しいところ誠に恐縮ですが、3つの調査票をまとめて同封の封筒にて、平成 11 年 9 月 22 日（水）までに下記宛ご返送お願い申し上げます。

なお、情報守秘の点からご返送はお手数ですが書留にてお願いいたします。

〒 260-8701 千葉市中央区大巖寺町 200  
淑徳大学社会学部社会福祉学科 小木曾 宏研究室

#### 4. 調査票の構成及びご記入にあたって

事例の基本的な事項・具体的状況の把握のため、お手数ですが同一事例について下記の3つの調査票にご記入をお願いいたします。

##### 調査票① 事例の概要

相談通告時点から施設・里親委託までの事例の概要を主にご記入いただき、加えて現在の状況も把握されている範囲でお書き下さい。

##### 調査票② 時系列関わり記入票

児童票などの記録を基に①相談・通告時点から、最後・直近の一時保護開始時点まで(第1ステージ)、②最後・直近の一時保護開始後から施設・里親措置時点まで(第2ステージ)の2つのステージごとに、(a)関わった職種、(b)関わった対象、(c)関わった場所、(d)関わり方、(e)関わり内容について、時間の経過にそってご記入下さい。なお、ご記入にあたっては別添の記入例、記入分類番号一覧表をご参照の上ご回答をお願いいたします。

##### 調査票③ 事例総括評価票

対象事例についての総括的な状況・ご意見をご記入願います。

#### 5. ヒアリング調査のお願い

今回ご回答いただいた対象事例につきましてより詳しい状況やご見識をお伺いするためにヒアリング調査をあわせてお願いできないかと考えております。つきましては、9月末から11月にかけて貴児童相談所に訪問させていただきお話をお聞かせいただくことはできないでしょうか。日程などにつきましては調査票ご返送後あらためてご相談させていただきたく存じますので、本研究の趣旨をご理解の上、何卒ご協力のほど併せてお願い申し上げます。

## 調査票② 時系列関わり記入票

### 記入分類番号一覧表

調査対象事例に対し、①相談・通告時点から、最後・直近の一時保護開始時点まで（第1ステージ）、②最後・直近の一時保護開始後から施設・里親措置時点まで（第2ステージ）の2つのステージごとに、(a)関わった職種、(b)関わった対象、(c)関わった場所、(d)関わりの方法、(e)関わりの内容について、児童票などの記録に基づき時系列により記入して下さい。

大変お手数ですが、科学的な把握を行うため、関わりに関する各項目は下記の分類の中から該当するものを数字でご記入ください。

#### (a)関わった職種

- 1.相談員 2.児童福祉司 3.心理判定員 4.医師 5.児童指導員・保育士  
6.保健婦・保健士 7.所長・副所長 8.( ) 課長  
9.その他の職種 10.不明

#### (b)関わった対象

##### 1.児童・親族等

- 1-1.児童本人 1-2.父親（内父・継父を含む） 1-3.母親（内妻・継母を含む）  
1-4.きょうだい 1-5.親族 1-6.その他の家族・親族 1-7.友人・知人・近隣 1-8.不明

##### 2.関係機関等

- 2-1.家庭裁判所 2-2.警察 2-3.少年補導センター 2-4.医療機関  
2-5.保健所・市町村保健センター 2-6.精神保健福祉センター  
2-7.教育相談室・教育センター 2-8.福祉事務所（家庭児童相談室） 2-9.町村福祉担当部局  
2-10.婦人相談所 2-11.民生・児童委員 2-12.主任児童委員 2-13.地域子育て支援センター  
2-14.保育所・幼稚園 2-15.学校 2-16.児童館 2-17.学童保育 2-18.放課後児童クラブ  
2-19.乳児院 2-20.児童養護施設 2-21.児童自立支援施設 2-22.母子生活支援施設  
2-23.里親 2-24.障害関係施設 2-25.子どもの虐待防止センター等民間相談機関  
2-26.児童相談所の職員のみ 2-27.その他の機関（ ） 2-28.不明

#### (c)関わりの場所

- 1.所内 2.児童自宅 3.関わりの相手先の機関・施設 4.公民館等公共の場所  
5.その他（ ） 6.不明

#### (d)関わりの方法

- 1.所内面接 2.文書（FAX、電子メールを含む） 3.電話 4.訪問面接  
5.会議 6.その他（ ） 7.不明

#### (e)関わりの内容

- 1.通告 2.インタビュー・受理 3.調査 4.連絡・調整 5.診断 6.助言指導 7.行動観察  
8.心理検査 9.診察・医学的検査 10.心理治療・カウンセリング 11.事例検討会  
12.所内検討会議（処遇会議とは別・スーパービジョンを含む）  
13.生活指導（一時保護によるものを除く） 14.学習指導（一時保護によるものを除く）  
15.保健指導・診察補助等 16.審判請求 17.その他（ ） 18.不明

## 「時系列関わり記入票」 記入例

第1ステージ(平成10年5月2日～平成10年5月20日)

日付	(a)関わった職種	(b)関わった対象	(c)関わった場所	(d)関わりの方法	(e)関わりの内容	備考
----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----

例1 平成10年5月2日に近隣の住民が虐待の疑いを電話により通告してきたため児童福祉司が対応した。

H10.5.2	2	1-7	1	3	1	
---------	---	-----	---	---	---	--

例2 平成10年5月3日に一時保護を検討するため児童福祉司と医師、心理判定員で家庭訪問し保護者に対し調査を行った。

H10.5.3	2, 3, 4	1-1, 1-2, 1-3	2	4	3	
---------	---------	---------------	---	---	---	--

例3 平成10年5月6日に保育所に子どもに異常があった場合連絡をもらえるよう児相長が文書により要請した。

H10.5.6	7	2-14	1	2	4	
---------	---	------	---	---	---	--

例4 平成10年5月10日に多職種の事例検討会を所内で行った。

H10.5.10	2, 3, 4, 6, 7, 8	2-5, 2-12, 2-14	1	5	11	8.相談課長
----------	------------------	-----------------	---	---	----	--------

例5 平成10年5月20日に警察の協力をえて一時保護を行った。

H10.5.20	2, 3, 4, 9	1-1, 1-2, 1-3, 2-2	2	4	17	一時保護
----------	------------	--------------------	---	---	----	------

第2ステージ(平成10年5月21日～平成10年6月20日)

日付	(a)関わった職種	(b)関わった対象	(c)関わった場所	(d)関わりの方法	(e)関わりの内容	備考
----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----

例6 平成10年5月21日に所内検討会議を行った。

H10.5.21	2, 3, 4, 8	2-26	1	5	11	8.相談課長
----------	------------	------	---	---	----	--------

例7 平成10年6月5日に保護者宅で施設入所の説得を行った。

H10.6.5	2, 3, 7	1-2, 1-3	2	4	4	施設措置説得
---------	---------	----------	---	---	---	--------

例8 平成10年6月20日に児童養護施設へ措置し、施設の担当者と申し送りを行った。

H10.6.20	2, 3	1-1, 1-2, 1-3, 2-20	3	4	4	施設措置
----------	------	---------------------	---	---	---	------

## 被虐待事例に対する専門職・関係機関の関わり調査

- 調査票① 事例の概要
- 調査票② 時系列関わり記入票
- 調査票③ 事例総括評価票

●ご記入にあたってご留意いただきたいこと●

### 1. 調査対象ケース

平成10年度に受理した児童虐待事例（『養護相談』中の『虐待』に分類された事例）のうち、当該年度中に一時保護（委託一時保護のみの事例を除く）を行った事例を対象とします。

事例は、各児童相談所 1事例 とし、次の 4つの条件をすべて満たす事例 を選定して下さい。

- ①併設の保護所で一時保護を行った後、施設入所措置・里親委託に至った事例。
- ②保護者が児童相談所の援助に対して強い拒否感を示し、援助する上で大変困難であった事例。
- ③事例検討会（「事例検討会」とは、『子ども虐待対応の手引き』p.279参照）や連携した対応を頻繁に行った事例。
- ④児童の年齢（当時）は、小学校入学以前の幼児であった事例。

※ なお、できれば対象ケースの主担当者であった福祉司の方が現在も貴児童相談所にご在籍されている事例をご選定いただければ幸いです。

また、上記①～④の条件を満たす事例がない場合は、②、③の条件についてはそれに近い状況の事例をご選定下さい。

### 2. 調査票記入者

調査票へのご記入は、対象ケースを主にご担当なさっていた福祉司の方をお願い申し上げます。

### 3. 調査票のご返送

お忙しいところ誠に恐縮ですが、3つの調査票をまとめて同封の封筒にて、

**平成11年9月22日（水）まで**に下記宛ご返送お願い申し上げます。

なお、情報守秘の点からご返送はお手数ですが書留にてお願いいたします。

〒260-8701 千葉市中央区大巖寺町200  
淑徳大学社会学部社会福祉学科 小木曾 宏研究室

### 4. 調査票の構成

事例の基本的な事項・具体的状況の把握のため、お手数ですが同一事例について下記の3つの調査票にご記入をお願いいたします。

調査票①事例の概要、調査票②時系列関わり記入票、調査票③事例総括評価票

問い合わせ先：〒362-8585 上尾市戸崎1-1 聖学院大学人文学部人間福祉学科  
中谷 茂一（TEL 03-3723-8598：自宅）（FAX 048-780-1804：大学）  
（E-mail: s\_nakatani@seigakuin-univ.ac.jp）  
〒260-8701 千葉市中央区大巖寺町200 淑徳大学社会学部社会福祉学科  
小木曾 宏（TEL 043-265-7331 内線358）（FAX 043-265-8310：大学）

## 調査票① 事例の概要









5. 他関係機関とのネットワーク（連絡・調整・連携）についてお伺いします。

一時保護以前、一時保護中、一時保護解除後の各時期で、それぞれどのようなネットワークを行っていたか下記の選択肢の番号をご記入ください。

	ネットワーク形態	中心機関	重要機関	その他の機関
一時保護以前				
一時保護中				
一時保護解除後				

「ネットワーク形態」選択肢

1. 児童相談所単独を中心として連絡・調整・連携を行った
2. 児童相談所が単独で中心にならず、他の機関と共同で連絡・調整・連携を行った。
3. 他機関を中心として連絡・調整・連携を行い、児童相談所はバックアップをした。

「中心機関・重要機関・その他の機関」選択肢

1. 警察
2. 医療機関
3. 家庭裁判所
4. 教育相談室・教育センター等
5. 少年補導センター
6. 福祉事務所（家庭児童相談室）
7. 婦人相談所
8. 精神保健福祉センター
9. 児童委員（主任児童委員）
10. 保健所
11. 保育所・幼稚園
12. 学校
13. 児童館
14. 学童保育
15. 乳児院
16. 児童養護施設
17. 児童自立支援施設
18. 障害関係施設
19. 子どもの虐待防止センター等民間相談機関
20. 町村福祉担当部局
21. その他（ ）

6. 保護者との関係について以下の項目ごとにご意見をご記入ください。

a. 担当者として、保護者との関係で何が一番時間がとられましたか。

b. 担当者として、保護者との関係で制度・システム上支障をきたした点は何でしたか。

c. 担当者として、保護者との関係で何が一番心理的に負担になりましたか。

7. 他関係機関とのネットワーク（連絡・調整・連携）をおこなうにあたって以下の項目ごとにご意見をご記入ください。

① 他機関との電話・文書連絡

a. 他機関との電話・文書連絡にあたって何に一番時間がとられましたか。

b. 他機関との電話・文書連絡にあたって何が一番心理的に負担になりましたか。

c. 他機関との電話・文書連絡にあたって制度・システム上支障をきたした点は何でしたか。

② 他機関との連携

a. 他機関との連携にあたって何に一番時間がとられましたか。

b. 他機関との連携にあたって何が一番心理的に負担になりましたか。

c. 他機関との連携にあたって制度・システム上支障をきたした点は何でしたか。

③ 他機関との事例検討会の開催（該当する「事例検討会」は『子ども虐待対応の手引き』p.279 参照）

a. 事例検討会開催にあたって何に一番時間がとられましたか。

b. 事例検討会開催にあたって何が一番心理的に負担になりましたか。

c. 事例検討会開催にあたって制度・システム上支障をきたした点は何ですか。

8. 本事例の**主担当者**のプロフィールについてお伺いします。

a. 本事例の受理時点での主担当者の児童相談所勤務年数 通算（\_\_）年（\_\_）か月

b. 前職（\_\_）

c. 性別 1. 男 2. 女

d. 年代 1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代 4. 50歳代 5. 60歳以上

お忙しい中、ご協力ありがとうございました。感謝申し上げます。

## 結語

### 1. 児童相談所の苦悩

本研究は、児童相談所における被虐待児童処遇の実態、特に専門職員の関わり及び関係機関とのネットワークの形成に焦点を当てつつ、実態調査、事例調査、ヒアリング調査等を通じて明らかにするとともに、効果的な援助のあり方について考察・提言することを目的とする3か年継続研究である。

2年度目に当たる今年度は、平成10年度に実施した全国児童相談所を対象とする実態調査(所票調査:厚生省と共同実施。)及び事例調査(個票調査)の詳細な分析を行うとともに、今年度に実施した被虐待児童事例に対する児童相談所の関わりに関する質問紙及びヒアリング調査結果の概要にりいて報告し、児童相談所における被虐待児童への援助の実情や課題について詳細な把握を行った。3研究から明らかになったことは、以下のとおりである。

まず、「研究1:児童相談所における児童虐待への取り組みの実態」においては、通告義務等に関する広報啓発活動、迅速な立入調査に向けた事務手続きの改善、初期介入における迅速な機関決定とチーム対応、夜間・休日における一時保護所での児童の受入れ等については、おおむね適切な対応がなされていると考えられる一方で、施設入所措置後における施設からの報告聴取や施設への定期的訪問、他機関との定例的な会議の開催状況等については低調であること、強制引取り事例が少なくないこと、家庭引取り後のフォローアップが不十分であることなど、いくつかの課題を残していることが明らかとなった。

また、自由記述においては、他機関との連携や地域におけるネットワーク構築の必要性を指摘する意見や、法的対応において申立てから決定までの期間の短縮化を求める意見、スタッフの充実等児童相談所の体制強化を求める意見、児童相談所と司法機関における機能の分離や親権制限、ケア受講命令制度の導入等、抜本的な法整備を求める意見などが多く提起されており、運用、法制度の両面において検討すべき課題の多いことが改めて示唆される結果であった。

次いで、「研究2:児童相談所における被虐待児童処遇のあり方について～事例調査を通じて～」

においては、一時保護を行った児童虐待事例の7割以上が、「一般的な他事例と比較して困難であると認識されたが、一時保護経験を含む児童相談所との関わりが長期的に繰り返されている実態や、保護者への援助の拒否、施設措置への同意取得の困難、施設への強引な引き取り要求、児童相談所・施設に非協力的、保護者が虐待の事実を認めない等、保護者への対応の難しさがケース処遇を困難にしている要因であることが示唆された。

また、専門職員の関わり、関係機関・施設との連携、所内のチームワークの形成についても、「保護者への援助等に対する拒否」の有無が大きく影響していることが明らかになった。担当職員は、「保護者への援助等に対する拒否があった」場合、多くはひとりで援助していくことに困難を感じ、専門職員の関わり、関係機関・施設との連携、所内のチームワークの形成を求めていることが示唆された。

これらの結果、被虐待児童事例は他の事例に比べて困難と認識されている割合が高く、それは主として「保護者の拒否」によるところが大きいことがいえる。また、援助業務に携わる職員そのものも多くの援助を必要としていることが示唆され、保護者の拒否に対応する制度的担保とともに、児童相談所内部のチームワーク、応援体制及び関係機関とのネットワーク体制の整備が必要と考えられた。

最後に、「研究3:児童相談所における被虐待児童処遇のあり方について～処遇困難事例に関する質問紙及びヒアリング調査を通じて～」においては、以下の点が確認された。

(1)他機関とのネットワーク形成については機能的な面があり、成功すれば効果を発揮するが、一方で、関係者間の処遇方針や事実認識の違いにより意思疎通が困難になったり、トラブルや過度のプレッシャーがかかる逆機能も発生しがちであり、多くは児童相談所が中心となって関係する最少限の機関と連携をとりつつ援助を行っている実態であった。

(2)保護者との関係においては、保護者が調査や面接に協力的でない場合、担当者の時間的・心理的負担が大きいことが確認できた。

(3)担当者をサポートする所内体制とスーパービジョンに関しては、所内で担当者をサポートする体制や複数体制ができている事例がある一方、児

童福祉司が中心となって相談員や心理判定員と連携をとりつつ対応している場合がほとんどであり、特に担当の児童福祉司が事例を抱え込まざるを得ない状況のなかで苦悩、葛藤を抱えている事例が多くみられた。

(4)担当者は、いずれの事例でも、時間的・心理的負担を感じており、時間的負担感としては、人員の絶対数の不足からくる担当ケースの多さに加え、関係機関との連絡調整に多くの時間を費やしている。また、原則は複数担当制であっても、実際には担当者のみがケースに対応している場合も多く、事例によっては、所内での相談が、システム上存在しても活用できていない場合もあった。心理的負担感としては、保護者の同意取り付けや引き取り要求への対応の過程でストレスを受けている状況であり、休日・夜間の対応も必要となる虐待事例の特性からも負担感が生じていることが確認できた。

(5)最後に制度面での課題として、保護者が調査・指導に任意で対応している状況では効力に欠けることから、児童相談所の権限の法的整備や、児童相談所のみで対応するのは無理であるとして、保護後の子どもと親へのケア機関の充実、家庭裁判所や警察をより積極的に有効活用ができる制度改革を望む声が多く出された。

## 2. 児童ソーシャルワーカーの宿命と制度的支援

以上のように、いずれの調査も、児童相談所及び個々の職員が、多くの困難と時間的・心理的負担を背負いつつ、児童虐待事例に対して援助を行っている実情を浮かび上がらせている。また、困難や負担を軽減するための制度面、運用面の両方にわたる改善事項も多く指摘されている。これらを含め、今年度研究においては、児童相談所における児童虐待対応の実際と課題について多面的に浮かび上がらせることができた。

最終年度は、今年度調査について更に詳細な分析を進めるとともに、これらの3調査を統合し、先行研究や他の研究成果も踏まえつつ、児童相談所における被虐待児童処遇のあり方について総合的考察・提言を行うこととしている。

児童ソーシャルワーカーは、子の権利と親の権利という両側の谷の間の細い尾根道を縦走する登山家にも例えられる。親の権利を尊重し家庭に対する介入が手緩いと児童の権利侵害・生命の危険

を招き、反対に子の権利を尊重した家庭への過度の介入は親の権利の侵害をもたらす。その間を歩む児童ソーシャルワーカーの苦労や葛藤、負担は計り知れない。それは、児童の福祉に携わる児童ソーシャルワーカーの宿命ともいえる。

しかし、専門職としての宿命であるからといって、現状のままで良いわけではない。現状は、この権利と親の権利の間の尾根道は著しく細く、また、整備されていない。このため、児童ソーシャルワーカーは縦走に大きな困難を感じている。尾根道を拡充し整備することが必要である。尾根の縦走が宿命であるにせよ、児童ソーシャルワーカーが専門職としてその職務を全うできるよう、制度的支援が図られなければならない。それが行政の責任である。と同時に、ソーシャルワーカー自身も、尾根道を縦走する技術をさらに磨かねばならない。児童虐待に対する制度研究と臨床研究が求められている。

最後に、お忙しいなかであって、煩雑な調査票の記入にご協力をいただいた全国の児童相談所の先生方、特に、今年度の調査において、児童記録票をたどりつつ時系列関わり票その他の膨大な調査票の記入及び面倒な聴き取り調査にご協力いただいた全国20か所の児童相談所の事例担当者の方々に、心から感謝申し上げます。児童虐待への対応をめぐる児童福祉法等の改正が論議されるなか、本研究において浮かび上がった児童相談所職員の労苦が報われる改正がなされることを願っている。

附記:本研究はすべて分担研究者及び協力研究者

全員の共同研究として実施したが、研究班内の役割上、「研究1」は才村、尾木が、「研究2」は、村田、尾木、松原が、「研究3」は中谷、小木曾がそれぞれ主として報告書執筆を担当し、柏女が全体を統括した。したがって、本報告の全体的な責任は、柏女にあることを附記しておきたい。

### [文献]

- 1)厚生省児童家庭局企画課監修『児童相談所運営指針(改訂版)』日本児童福祉協会1998
- 2)厚生省児童家庭局企画課監修『子ども虐待対応の手引き』日本児童福祉協会1999
- 3)厚生省児童家庭局企画課『児童虐待対策に関する資料集』1999

4) 柏女靈峰・村田典子・尾木まり・松原康雄・小木曾宏・中谷茂一・才村純「児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究(1)～専門職員及び関係機関の関わり分析～」

『平成10年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書(第5/6)』1999